

佛教文化研究

第19号

淨土宗教學院研究所

仏教文化研究 第十九号

目 次

法然上人の持戒問題史考	三	田 全 信 一
法然院文書の研究 ——特に忍澄の時代を中心として—	宇	高 良 哲 三
中世後期・近世初頭の知恩院と京都門中	中	井 真 孝 三
一遍の宗教体験	近	藤 徹 称 吾
宗派意識に関する調査研究	川 博 通 三	芹 井 通 三

法然上人の持戒問題史考

三 田 全 信

一 序 言

仏教の道徳というべき戒の問題は、如何なる時代においても切り離しては考えられないものである。理論的には「ねばならぬ」問題であつても、実践出来なかつた場合、この比重価値は大きく揺れるであろう。史学は「かくあらねばならぬ」ということに對して、「かくあつた」という問題に重点がおかれる。歴史はこのように、現實に生起した問題を通じて、眞実を求めることがある。

いま法然上人の戒観ということを考えてみると、無戒破戒者の救済の理論が實際面にどのように反映したかといふ問題に取約されよう。従つて、宗学上の見解と宗史学からのそれとは、實際面で多少齟齬するかも知れない。少なくとも、宗史学は「事實に即した學である。このような意味でいえば恰も哲学に歴史哲学があるように、宗学にも歴史宗学がなければならない。しかし、宗史学は宗学を疎かにしようといふのではない。

從来宗学は法然上人の戒観というものを、どのように考へてゐるか

法然上人の持戒問題史考

ということである。少なくとも戒といふものは、現實生活を営む人間に即した問題である。理論や觀念の上の思考とは異なるものである。

法然上人は、このような實際の持戒問題に當面して、苦慮された筈である。法然上人から戒の問題を除いて、立教開宗ということは考えられない。少なくとも、自身出離のためだけではなかつた筈である。「法然上人伝記」(以下龍閣本とす)に『於自身出離已思定畢、為他人雖欲レ弘之』とあって、夢中善導の指示をうけられたことになるのであるが、戒なれば獸といった思想の中に万人が救われる教を立てるためには、法然上人の戒観といふことが強く浮かび上がって來るのである。法然上人が伝教大師の『末法燈明記』の末法無戒論に共鳴され、その対策に思慮を傾けられたのであるが、伝教大師は、末法には戒こそ興隆すべきであるとして『顯戒論』を著わされたのに對し、法然上人は、末法無戒であるがその無戒の人々を救う教を見出すことに傾注された。しかし、これは難中の難であるけれども、破戒者が救われねば意義がない。法然上人は、三階層の人々を想定されたに相違ない。一、無戒破戒の人々、二、持戒の人々、三、戒無関心の人々を対象として、

選択の本願專修念佛の教を弘められたと考えられる。基本の対象である無戒破戒の人々に向くような教を見出された。これは理論的にも実際的にも満足すべきほど迎えられたのであつたが、その教が曲解されて受容された結果、大問題を惹起した。そして無戒破戒者の往生を認めながらも、捨戒にまで踏み切れなかつたと考えられないでもない。

二 法然上人の戒学

法然上人が伝教大師の『末法燈明記』の末世無戒論に引きつけられたのは、時代を観る感覺が鋭敏だったといわねばならない。そして、この末法の世に如何に処すべきかという理論の発見と実践の方法を樹立することが先決問題でなければならないかった筈である。

先ず古本『漢語燈錄』七「逆修説法」によると、

抑近來僧尼不可レ云破戒僧破戒之尼一制一持戒破戒者正法像法之時也末法無レ戒只名字比丘也伝教大師末法燈明記云末法之中有持戒者是惟異也如市中有レ虎誰可レ信レ之^(五)又云末法之中有言教無行証若有三戒法可レ有三破戒既無三戒法破^(六)何戒何因尚有破戒破戒尚無何況持戒耶^(云々)

とあり、また禪勝房の間に対する答に、

末法中、無持戒無破戒但有名字比丘、伝教大師末法燈明記委明此旨、其上不可持戒破戒沙汰、為如^(精カ)此之凡夫所^レ教本願者、急々可^レ称名字也。⁽²⁾

とあって、伝教大師の末法無戒論に賛同されたことは明らかである。しかし、法然上人は戒について無関心だったから、末法無戒論に共鳴

されたのでは勿論ない。寧ろ、逆に大乘戒律について深く究められた上でのことである。『法然上人行状絵図』(以下四十八卷伝とす)五に、

故慈眼房も分明ならず、小乗戒のことは非学生なり。わづかに理觀ばかりなり。普通によき学生といふも、大乘の戒律にをきては予がごとく沙汰したるものはすくなきなり。⁽³⁾

とあるように、法然上人は大乘戒律について自負されているほど研究されてきたことが知られる。またそうした自信は、仮令師範の説であつても、認容することが出来なかつたのである。『四十八卷伝』四に、

あるとき天台智者の本意をさぐり、円頓一実の戒跡を談じ給に、慈眼房は心をもて戒体とすといひ、上人は性無作の仮色をもて戒跡とすとたてたまふ。立破再三におよび問答多時をうつすとき。慈眼房立腹して、木枕をもてうたれければ、上人師の前をたたれにけり。慈眼房思惟すること數刻の後。上人の部屋に來臨して、御房の申さるる旨は、はや天台大師の本意一實圓戒の至極なりけりとそ申されける。仏法に私なきことあはれにはんへり。かかりければ上人をもて軌範として師かへりて弟子となり給にけり。⁽⁴⁾

とあるが、當時叡山における戒師として名のあつた師の叡空である。初若輩の説として師に反抗する無礼を立腹されたものの、静かに考えてみると、立論正に正鵠を得ている。學問の前に師が頭を下げる。また『同傳』五に、

円頓戒談義のとき、成覚房幸西尋ねていはく、この戒は諸法の至極をもて戒体とす。然るに山王院の大師、諸法の至極を禪とすとの給

へり。もししかば禪門と、この戒体と合すやいなやと。上人決し給はく、これ教内の理法なり。かれは修心の教外也。なにをもてか合すとせん。得禪の人この戒をとかは、いよいよ正理にかなふへし。

禪人教をとけば教文禪にしたがふ、教人禪をとけば、禪門教にしたがふ。をよそ真言止觀をもて、禪を推べきにあらず、いはんや法相

三論をや。いかにいはんや自余の小乗の宗をやと。さらにこれ教者の詞にあらず。まことに繩みじかくしては、深泉にいたりがたく、

翅よはくしては、大虚にかけることなし。智あさく心つたなくして、

宗門に達することあらんや。されば禪の宗旨を論ぜられたる上人自筆の書いまにあり。⁽⁵⁾

とあって、法然上人の戒学の深広さを伺うことが出来るであらう。

三 持戒の現実と減罪の理念

まず法然上人の時代における実情は、持戒者は勿論あつたであろうが、一般的にはもはや戒も律も持たれていない状態であつた。『沙石集』に、後白河法皇の御言葉として、

「カクスハ上人、セヌハ仏」（中略）今ノ世ニハ、カクス上人猶スクナク、セヌ仏イヨイヨ希ナリケリ。⁽⁶⁾

とあって、僧の戒行の衰頽を慨歎して表現せられたほどで、著者無住は一層これに助言している。妻帶僧は、なお正直な方であろう。隠すのみならず邪淫戒を犯す者があり、さらに公然と行うことを憚らない時代では、末法濁世といつても過言でない。法然上人の門下の幸西・聖覺・隆寛・親鸞なども、出家のとき出家授戒を必ずうけている筈で

ある。必ず作法中に問遮があつて、例えば「三。婬戒。若作婬者非真菩薩。汝從今身尽未來際。能持否能」というのがあるが、出家不淫の立場から此等の妻帶僧は持戒し得なかつたことになる。すれば眞の菩薩でなく、仮名菩薩比丘といわねばならない。隆寛の子の慈胤などは、正直に自身を仮名菩薩比丘といつてゐる。

天台菩薩戒相承血脈譜略抄……

黒谷慈眼房 同法然房
寂空上人 源空上人 信空上人 慈胤

右諸人結縁伝授之内授禪快阿闍梨畢

文永四 正嘉二年九月一日履永舜令書写訖即是法蓮上人空書寫所授向蓮房進本也為自用加減詞有之後見悉之矣

仮名菩薩比丘慈胤五十七記⁽⁸⁾

とあるが、自身を仮名菩薩比丘と記しているが、『新本戒儀』によれば「若姪⁽⁷⁾入天鬼畜男女⁽⁸⁾非真菩薩⁽⁹⁾仮名菩薩無慚無愧犯⁽¹⁰⁾波羅夷」⁽¹¹⁾とあって、仮名菩薩であり無慚無愧であるというのである。そのような無慚無愧の仮名菩薩が、伝燈師位に立つて菩薩戒を受けたということは、驚くべきことでなければならない。このような作法も、結局は形式に流れていたといわねばならない。『新本戒儀』は、湛空などが用いた本といわれるが、これは新本とあるが寧ろ天台戒儀に近よつてゐる。天台戒儀では、「三、婬戒。付⁽¹²⁾之有⁽¹³⁾邪不婬。出家人不婬、在家家人不邪淫也邪淫不⁽¹⁴⁾通⁽¹⁵⁾他夫他妻也。婬戒能持否」とあって、出家は不婬とされている。しかし『古本戒儀』は法然上人が常に用いられたという戒儀であるが、それによると、「第三不無慚行欲戒」とあつ

て、不姪とも邪姪とも示されていない。幸西・聖覺・隆寛・親鸞などは、天台戒儀によつて出家受戒した筈である。出家不姪は、彼等には持てなかつたのである。これに反して法然上人や法蓮房信空は、少なうとも受けた以上持戒しなければならないとして、節操を曲げなかつた人々である。『門葉記』一一三戒集に、

法然房子息ヲモケタリナント人□ケレトモ常ニ存スルトコロハ淨行ノ僧也。法蓮房又勿論淨行也。此兩人以前又淨行勿論也ト云々(1)

『戒集』は文永十年（一二七三）の頃に成立した青蓮院関係の文書であるが、自宗ならばいざ知らず、他宗から淨行僧として認められていて、ことを知らねばならない。

このように、僧界においてすら守り得なかつた末法無戒の時代に、法然上人は戒行なくとも救われる教はないかと日夜苦慮されたことは言うまでもない。（一）持戒の人（二）受戒したが持戒出来ない人（三）無戒の人（四）破戒の人　という場合が考えられる。僧は勿論俗においては無戒破戒の人が殆んどであるとしなければならない。そうするならば、万機救済の原理はその最低線において見出さねばならぬ。

法然上人は源信の『往生要集』から導入されて善導の本願念佛に着目し、阿弥陀仏の選択し給うた本願の念佛を称えることにおいて、往生の問題も戒の問題も解決出来るとの信念を懷かれた。いま戒の問題がどうして解決出来たのかという点に焦点を当ててみよう。

法然上人の戒学は、深奥に達しておられた。しかし、從来の戒の理論や方法では、救済されないと断定されたのである。『四十八卷伝』六に、

『選択本願念佛集』（以下選択集とす）第三章私釈段に、
若以持戒持律而為本願者破戒無戒人定絕往生望然持戒者少破戒者甚多。(2)

おほよそ仏教おほしといへとも、所詮戒定慧の三學をばすぎず。所謂小乘の戒定慧、大乘の戒定慧、顯教の戒定慧、密教の戒定慧也。しかるにわがこの身は戒行にをいて、一戒もたもたず、禪定にをして、一もこれをえず。人師釈して、尸羅清淨ならざれば三昧現前せずといへり。又凡夫の心は、物にしたがひてうつりやすし。たとへば猿猴の枝につたぶがごとし、まことに散乱して動じやすく、一心しつまりかたし。無漏の正智、なによりてかおこらんや。若し無漏の智劍なくは、いかてか、惡業煩惱のきづなをたたんや。惡業煩惱のきづなをたたずは、なんぞ生死繫縛の身を解脱することをえんや、かなしきかな、かなしきかな、いかかせんいかかせむ。ここに我心に相應する法門ありや。我身に湛たる修行やあると、よろづの智者にもとめ、諸の学者に、とふらいしに、をしるる人もなく、しめすに輩もなし。(3)

とある。これは恐らく聖光の『徹選択本願念佛集』に拠つてゐると考える。法然上人が、末法の衆生をもつて自身のこととし、戒定慧の器でない、戒行などたてもない、あれも不可、これも不可といった否定的な立場に立つて三學無分の凡夫往生を探り、求め得られたのが選択本願の念佛であつた。然らばその選択本願の念佛の中に、戒行の問題も解決されていなければならぬ。

とあつては持戒持律は本願の行ではないと説かれている。然らば本願の念仏に持戒持律にも勝れた功徳があるか。それは本願念仏には、減罪の功徳があるからである。『選択集』第十一章約対雜善讚歎念佛篇に、

下品下生是五逆重罪人也。而能除^レ滅逆罪^ヲ余行所^レ不^レ堪。唯有念佛之力^ニ堪^シ能^シ滅^レ於^ニ重罪⁽¹⁴⁾。……念佛三昧重罪尚滅何況輕罪哉。余行不^レ然。或有^ニ減^レ輕而不^レ減^レ重或有^ニ消^レ一而不^レ消^レ二。念佛不^レ然。輕重兼滅一切徧治。譬如^ニ阿伽陀藥徧治^ニ一切病^ヲ。故以^ニ念佛^ヲ為^ニ王⁽¹⁵⁾三昧^ヲ。

とあり、また『法然上人御説法事』に、

モシ人アテ貪欲サカリニシテ、不姪不慳貪ノ戒ヲタモツコトエサレトモ、ココロヲイタシテ、モハラコノ阿弥陀仏ノ名号ヲ称念スレハ、スナハチカノ仏無貪清淨ノ光ヲハナチテ、照触攝取シタマフカユヘニ、姪貪財ノ不淨ノソコル。無戒破戒ノ罪懲滅シテ、無貪善根ノ身トナリテ、持戒清淨ノ人トヒトシキナリ。⁽¹⁶⁾

とあって、本願念仏の減罪によつて無戒破戒者も、念佛すればこれ持戒清淨の人と等しい。無戒破戒者救済の原理を、ここに見出されたのである。勿論原典『觀無量壽經』に、

令^ニ声不^レ絶。具^ニ足十念^ヲ。称^ニ南無阿弥陀仏^ヲ。称^ニ仏名^ニ故。於^ニ念念中^ニ除^ニ八十億劫。生死之罪^ヲ。命終之時。見^ニ金蓮華。猶如^ニ日輪^ヲ。住^ニ其人前^ヲ。如^ニ一念頃^ニ即得^ニ往^ニ生。極樂世界^ヲ。とあり、これを法然上人は『要義問答』に、

問。阿弥陀仏を念するに。いかばかりのつみを滅し候。

答。一念によく八十億劫生死の罪を滅すといひ。又但聞仏名^ニ菩薩名除^ニ無量劫生死之罪^ヲなどと申候そ^レかし。⁽¹⁷⁾とあり、また『正如房へつかはす御文』にも、

むまれてよりこのかた念佛一遍も申さず。それならぬ善根もつやつやなくて。あさゆふものころし。ぬすみしかくのこときのもろもろのつみをのみつくりて、とし月ををくりゆけとも。一念も懺悔の心もなくて、あかしくらしたるもの。をはりの時に、善知識のすむるにあひて、ただ一声南無阿弥陀仏と申したるによりて、五十億劫があいだ。生死にめくるべき罪を滅して。化仏菩薩三尊の来迎にあづかりて。仏の名をとなふるがゆへに罪滅せり。われきたりてなんだをむかふとほめられまいらせ。すなはちかの国に往生すと候(以下五逆罪人の一声念佛にて八十億劫生死の罪を除くことを述べ)まことに仏の本願のちからならては。いかてかざる事候へきともおほえ候。本願むなしからすといふ事は。これにても信じつへくこそ候へ。これはまさしき仏説にて候。仏の御言はは一言もあやまらずと申候へ。ただあふぎて信すへきにて候。これを疑はば仏の御そら事と申にもなりぬへく候。かへりては又そのつみも候ひぬへしとこそおぼえ候へ。ふかく信せさせ給ふべく候。⁽¹⁸⁾

とあり、本願念仏には戒の面から観た減罪の理念が明白に打ち出されている。末法無戒の世に本願念仏の減罪ということが知られても、実際社会に弘める場合には、必ずしも障難がないとはいえない。法然上人も必ずこれは計算に容れられていたであろう。序言に述べたように、自身出離の問題は決着したけれども、他人を説得するにどうすればよ

いかと思ひ煩つたと述懷されてゐるが、偽らない事実であるう。

法然上人としては、戒の問題の解決を本願念佛の滅罪という理念で解決はされたが、方法論的に、聖道諸宗の人々や保守社会の人々が、実際には実践を失いながらも、仏教道德として持戒の理念を懐き続けている人もある以上、それを破戒者無戒者と同列に見て本願念佛滅罪の理論を推し立てるということは、抵抗のあることが予想されるであろう。

四 方法論的な問題

伝教大師の末法無戒論を支持された法然上人は、本願念佛の滅罪の理論を示されたけれども、実践的には保守陣営の抵抗があつて、社会情勢を考慮しなければならなかつた。

椎尾弁匡博士は『信行の歩み』に、

上人が念戒一致をも明言なされずして一致に傾けるために唯戒、唯念、唯信が同じ強さをもつて主張されもし、同調異曲されて流派の別をも生じた。それは一切が本願に任せ、如来大悲に見んとするに反し、機情により異見により差別せんとするもので、世情に堕したものである。⁽¹⁹⁾

述べられ、教化の対象によつて画一でなかつたといわれている。また石井教導博士は、

特に戒に対する元祖の態度は、三種あることを知らねばならぬ。一には、戒を廃捨の一とされたこと（中略）二には、戒を助業となし、機の堪えたらんほどに持つべきこと（中略）三には、真に念佛する

ものは、自然に三学の徳がそなはるのである。謂はば念佛する中に戒徳を具足するという、ある意味の念戒一致の思想である。⁽²⁰⁾

と三の区分を設けられている。しかし実際には、このように劃然としたものではなく、当初から上中下の階級はあつたであらうし、保守と革新の思想も折り込まれてゐるであらう。しかし大体上層階級は保守的であり、中下層階級には革新的な思想が多かつたと考えねばならない。例えは、同じ法然上人の門弟でも、信空や証空、湛空、源智などは、円頓戒の遵守に堪えた人々である。反対に、聖覧や隆寛、親鸞などは上流社会の出身であるが、持戒面では不堪の人々であつた。門弟においてすらこのようであるから、教化の対象は区々であり、区分を設けることは極めて困難である。従つて、法然上人の勧化の方法論としての戒の問題は、石井博士が指摘されているよな、捨戒、助業、念戒一致は、時と人とによつて、三者の中のいづれかが説かれたと考えねばならない。

五 捨戒と滅罪

法然上人が、末法無戒という前提に本願念佛を見出されたのは、容易な努力ではなかつたと考える。しかしこれを説き信ぜしめる方法には、なお幾多の問題があつた筈である。

法然上人は、所信を直ちに一般の俗人に弘められたのではなく、発見の理念をよく理解した門弟達を教化し、その門弟達によつて所信を弘通せしめられたようである。『本朝祖師伝記絵詞』（以下四卷伝とす）に、

諸教所讚、多在弥陀の妙偈、ことにらうたく心肝にそみ給ければ、戒品を地体としてそのこゑ毎日七万遍の念仏を唱て、おなじく門弟のなかにもしへはじめ給ける。⁽²¹⁾

とある。『四卷伝』の著者湛空は、持戒者であるから、戒品を地体として立説している。当初は、門弟の教化養成にあつたと考えられる。しかし、当初にも門弟達の間に諸種の疑問があつたようである。『醍醐本』に、

一、善惡機事 念仏申者は、只生付、ままで申へし。善人乍ニ善人悪人乍ニ悪人ニ本ままにて申へし。此入ニ念仏ニ之故始持戒破戒

なにくれと云べからず。只本体ありのままで申べしと云々。付レ之間云、本聖道門人持戒帰淨土門ニ之時捨持戒持齋修專修念仏即成破戒過如何。答。念仏行者欲レ犯レ悪之時思、念仏申此罪滅すべし存犯レ罪誠惡義也。但真言有調伏之法云事ニ、兼懲後調之法ニ故也云事、其様犯レ罪兼懲ニ本願之滅罪力全不苦事也。⁽²²⁾云々

とあって、念仏を申しさえすれば減罪するから、罪を犯してもよいといふのではない。犯すまいとして犯した罪は、本願の滅罪力を憑んで念仏するがよいという意である。これは澄円(一二九〇—一三七一)の『夢中松風論』五に、

仏ハ惡ヲモ救ヒ給フト云テ、惡ヲツクル事コレ仏ノ子弟ニハアラズ。

一切仏法ニ惡ヲ制セスト云事ナシ。惡ヲ制スルニハカナラズシモ是ヲトメザルモノハ、念仏シテソノ罪ヲ減セヨトスムルナリ。⁽²³⁾

とあって、法然上人の前掲の法語の意を伝承している。なお『往生要集釈』に、

問。念仏自滅罪、何必堅持戒。答。若一心念、誠如レ所レ責。然尽日念仏閑檢ニ其実。淨心是一両、其余皆濁乱。乃至是故要當精進持戒、須猶如護明珠上。故知、如レ説念仏必不可レ具持戒ニ矣。

とあって、持戒と念仏滅罪の関係が示されている。理論的には、念仏には減罪がある。だから、持戒などは必修条件ではないということになる。また『和語燈錄』四「十二問答」に、

問曰。持戒の行者の念仏の数遍おほく候はんと、往生の後の位の浅深、いづれかすすみ候へきや。

答。居てまします畧ニををさへての給はく、この畧ニのあるによりてこそ、やぶれたるか、やぶれざるかという事はあれ、つやつやながらんたたみをは、なにとか論ずへき。末法の中には、持戒もなく破戒もなし。ただ名字の比丘はかりありと、伝教大師の末法燈明記にかき給へるうへには、なにと持戒破戒の沙汰をばすべきぞ、かかるひら凡夫のために、をこし給へる本願なればとて、いそぎいそぎ名号を称すべし。

とあって、持戒者の念仏と破戒者の念仏問題が提起されている。法然上人は、伝教大師の末法無戒説を支持して、末法には持戒も破戒もない。本願の念仏の減罪にこそ繋るべき意を示されている。法然上人は、この理論と実践を結んで『醍醐本』に、

一、無戒定慧者可念仏ニ云事 此無下義也、縱雖戒定慧三學全具、不レ修ニ本願念仏者不可ニ往生。雖レ無戒定慧一向称名必可レ得ニ往生ニ也云々。⁽²⁴⁾

とあって、三学全具も念仏を実践しなければ往生は出来ない。たとい
三学無分も念仏すれば往生が出来るとあるが、これは持戒破戒の念仏
にいい換えることが出来よう。破戒無戒者が往生出来るのは、本願念
仏の減罪の功徳によるからである。

また『一百四十五箇条問答』に、

一つねに悪をととめ。善をつくるへき事をおもはて念仏申候はんと。
ただ本願をたのむばかりにて念仏申候はんと。いつれがよく候へき。
答。廢惡修善は。諸仏の通戒なり。しかれとも。当世のわれらは。
みなそれにはそむきたる身なれは。たたひとへに。別意弘願のむね
をふかく信じて。名号をとなへさせ給はんにすぎ候まじ。有智無智。
持戒破戒をきらはず。阿弥陀ほとけは来迎し給事にて候なり。御意
え候⁽²⁷⁾べ。

とあって、念仏申すという実践こそ減罪往生が出来るのだと説かれて
いる。

六 滅罪の曲解

法然上人の説かれた本願念仏の減罪によつて、無戒破戒の者も称名
することによつて往生出来るというのであるから、無戒破戒の人々は
大いに渴仰した。このように、素直に趣旨を理解し実践する人々はよ
かつたのであるが、『興福寺奏状』にあるように、

第八損^ニ衆^ニ失。專修云。罔基双六。不^レ能^ニ專修^ニ。女犯肉食。不^レ
妨^ニ往生^ニ。末世持戒市中虎。可^レ恐可^レ怒。若人怖^レ罪憚^レ惡。是不^レ
憑^レ仏^ニ人^ニ也。如^レ此麤言。流^ニ布國土^ニ。為^レ取^ニ人^ニ意^ニ。還成^ニ法怨^ニ。

……刺破戒為^ニ宗。叶^ニ道俗之心^ニ。仏法滅縁。無^レ大^ニ於^ニ此^ニ。洛辺
猶以尋常。至^ニ北陸東海等諸國^ニ者。專修僧尼。盛以^ニ此旨^ニ云々。⁽²⁸⁾

とあって、罪惡を怖れる者は本願の正機でないというような破戒を宗
とする輩がいるというのである。このようなことは『愚管抄』六にも、
コノ行者ニ成ヌレバ、女犯ヲコノムモ魚鳥ヲ食モ、阿弥陀仏ハスコ
シモトガメ玉ハズ。一向專修ニイリテ念仏バカリ信ジツレバ、一定
最後ニムカヘ玉フゾト云テ、京田舎サナガラユノヤウニナリケル。⁽²⁹⁾
とあって、ほぼ同様なことが述べられてる。このようなことは『興
福寺奏状』には、北陸東海等の諸国といつてゐるが、鎮西方面にも盛
んであつたことが『念仏名義集』にも見えてゐる。

罪ヲ怖ルルハ本願ヲ疑フ也……

本願念仏ノ深サハ人目ヲツツム事更ニ無トテ黒衣ト女ト二人ツレテ
アルキ或ハ尼ト法師ト二人不^レ憚墨染ノ肩ノ上ニ持^レ魚尼ノ黒衣ノ袖
ノ上ニニラキツツム此事可^レ怖可^レ怖。⁽³⁰⁾

とあって、弥陀の攝取門における戒行の問題はいよいよ深刻になり、
こうした極端な解釈に覆われて来たことは、法然上人の立場を非常に
苦しめたことはいうまでもないことであろう。法然上人にしてみれば、
自身が説いていたとは逆な結果が生じ、無智の輩が曲解した説を大い
に布衍せしめたのであるから、手のつけようがなかつたというのが実
情であろう。

しかし、手を挙いでいるばかりではいられない。そこで『七箇条起
請文』に、

一、可^レ停^ニ止^ニ於^ニ念仏門^ニ、号^レ無^ニ戒行^ニ、專勸^ニ婬酒食肉^ニ、適守^ニ律

儀者、名雜行人、憑弥陀本願者、說勿恐造惡事。

右戒仏法大地也、衆行雖區同專之、是以善導和尚舉目不見女
人、此行狀之趣、過本律制、淨業之類不順之者、惣失如來之
遺教、別背祖師之旧跡、旁無拋者歟。⁽³¹⁾

とあって、念佛門に戒行がないからといって、ひたすら淫酒肉食をす
すめたり、たまたま律儀の人を雜行者だと貶なし、弥陀の本願をたの
む者は罪をつくることを心配しなくとも、本願の名号の滅罪力によっ
て救われると説いている。そもそも戒は、仏法の大地のようなもので、
行の方法はまちまちであるけれども、戒行を捨ててしまつて本願に縛
ればよいというのではない。戒を守るということは、釈尊の遺誠であ
るから、それに背くようなことはいけないと諒められねばならなくな
つたようである。折伏門を開いて、釈尊の叱責を求める形となつた。
『十二箇条問答』に、ほぼこれとおなじようなことが見られる。

聞いていはく。本願は悪人をきらはねばとて。このみて悪業をつくる
事はしかるへしや。答ていはく。仏は悪人をして給はねとも。この
みて悪をつくる事。これ仏の弟子にはあらず。一切の仏法に悪を制
せすといふ事なし。悪を制するに。かならずしもこれをとどめ得ざ
るものは。念佛してそのつみを減せよとすすめたる也。わが身のた
へねはとて。仏にとがをかけたてまづらん事は。おほきなるあやま
り也。わが身の悪をととむるにあたはずは。ほとけ慈悲をすて給は
すして。このつみを減してむかへ給へと申へし。つみをはただつく
るといふ事は。すべて仏法にはいはざるところ也。⁽³²⁾

とあるが、一念義一派の本願念佛の受領の在り方は、法然上人の教と

は全く逆説的な方向に解釈されたようである。

その結果、南都興福寺衆徒の強訴を惹起せしめた。『三長記』によ
ると、専修念佛の張本として住蓮・安樂は他宗を毀損したという理由
で死罪、行空は女犯の事実を摘発されて、法然上人から破門、そして
遠流にされた。のみならず、法然上人はそれらの首脳という理由で、
遠流にあわれた。

要するに、本願念佛の滅罪の曲解に原因するようである。

七 異類の助業

本願念佛の滅罪の解釈には大問題まで生起しめる素因があつたと
考えられる。滅罪は了恵の『選択集大綱抄』によれば、念佛力すなわ
ち称念佛によるものである。これは利劍でものを切るようなものであ
る。普導は「利劍即弥陀号一声称念佛皆除」といわれている。滅罪と
いつても、未来の罪まで滅するというのではない。もし未来の罪まで
滅すということならば、隨懲の意味がないと述べている。⁽³³⁾

懲悔 懲悔すればよいといつても、もし懲悔すら出来ない場合があ
る。その時はどうすればよいかという問題が扱われている。それは九
条兼実の質問で、『答博陸問書』第三に、

一生不退称念佛者誤犯重罪未及懲悔念佛而命終者以前念佛
功可得往生耶將以後犯罪咎不得往生耶 対曰誤犯罪咎
其過實輕然於往生猶為不定何者已造之罪不修懲悔罪體勢用
能障善故。⁽³⁴⁾

うのである。

懺悔滅罪は、善導の著に多く述べられている。良遍がその著『善導

大意』に、

尊師多書典中勸^ニ懺悔持戒念佛。若不^レ懺者宿惡難^レ滅故若無戒者後^ニ惡難^レ止故。念佛功力雖^ニ強勝重惡功力亦強勝故。若有^ニ宿惡^ニ恐為^レ彼所^レ障若有^ニ後惡^ニ恐為^レ彼所^レ損可^レ有^ニ不^レ生豈不^レ恐乎念佛滅^ニ罪者恐^ニ罪日事也。都無^ニ悔心^ニ而罪滅者違^ニ教違^ニ理誰信^レ之乎。和尚所^レ勸尤有^ニ其謂諸愚人称^ニ憑^ニ本願^ニ恣作^ニ衆罪^ニ可^レ悲可^レ愍。⁽³⁵⁾

とあって、善導の勸化は懺悔持戒念佛にあつたと指摘している。法然上人は、善導の持戒は末世には不可能と考えられたことは既述の理由によるが、懺悔念佛については、記主は『決答授手印疑問鈔』下に、聖淨二門を論ぜず仏道修行には、必ず懺悔がなければならない。淨土門には「永断^ニ相続更不^レ敢作^レ」とか「已作之罪願除滅未起之罪願不^レ生^レ」という経証があり、善導の御意は「一心專念の念佛には必ず堅く懺悔の心を立つべからず、ただいたいに称念すれば自然に懺悔の徳を備る念佛なり。ゆえに或は念佛称名常懺悔といい、或は常によく念佛する者は常懺悔の人なり」という。……道綽、善導の所釈に至つて本願称名を正業となし、懺悔を助業とすと見えたりと述べられている。

法然上人は、善導ほど至心懺悔とか懺悔としげくはいわれていない。石井教導博士もいわれているごとく、法然上人は本願念佛については偏依善導ではあるけれども、他は必ずしも全依善導ではない。たしかに懺悔持戒念佛のなか懺悔持戒は堪える者にはという条件がつけられて

いる。簡単に懺悔といつても、事理の懺悔や懺悔法という軌則があつたからである。

円頓戒 円頓戒についても『選択集』には異類の善業という部類に

ありといい、聖光も『浄土宗要集』一に「念佛為^ニ本上余法助業⁽³⁹⁾」とし、記主は『浄土宗要集聽書』に「觀念佛門唯須持戒念佛為^ニ念佛持戒故非^ニ雜行彼正行義余行成^ニ念佛助業⁽⁴⁰⁾」と聖門も『顯淨土伝戒論』にこの説を支持し「是念佛為^ニ本之上余法為^ニ助業⁽⁴¹⁾」といつてゐることを大玄（一六八〇—一七五六）はその著『円戒啓蒙』に指摘している。行観（一二四一—一二五）が『選択本題念佛集秘鈔』一において、

大谷上人又達^ニ八宗九宗^ニ其上建立円頓大乘戒^ニ至^ニ今家相伝^ニ不^レ絕伝授當世未學之念佛者不^レ知^ニ本處之深意^ニ聖道弘法致^ニ謗難^ニ不信事大錯也然則今云^ニ異類助業^ニ而其行儀之様無沙汰闇事無^ニ相伝人⁽⁴²⁾也。

とあって、円頓戒は異類の助業として相伝しない人があるといつてゐる。行観は、異類の助業とは他宗の行儀法則のことであると釈しているが、行観のいた時代には、円頓戒をば異類の助業と判じて相伝しなかつた人々があつたことが知られる。

法然上人は、円頓戒に関する註釈書というものを作られていない。『金剛宝戒章』があるというが偽書である。叡空には『円頓戒法秘藏大綱書』一巻の撰があった。法然上人は、持戒の出来ない末代の衆生の機すなわち罪惡生死の凡夫救済が根本であったからである。しかし、機によつては円頓戒や他の戒も授けられている。高倉天皇の疱瘡平癒のために、平重衡や甘糟太郎忠綱に対し、また宜秋門院任子安産のために授戒されたことは、法然諸伝に伝えるところである。

説戒　さらに一つの方法として、説戒も行なわれたことである。説戒には二義があつて、布薩の説戒と菩薩戒を講説する義とがある。敬首（一六八三—一七四八）は後者を「カイサバキ」と読ませて、二者を区別している。⁽⁴⁵⁾

法然上人は布薩の説戒を行なわれたことが、法然諸伝に見えている。⁽⁴⁶⁾

例えれば、尼御前の上西門院が七日間、法然上人から説戒をうけられたことや、清水寺説戒のことなどが見える。布薩は、菩薩戒や円頓戒を受けた人々に授ける法であると江戸時代の布薩学者が一齊に述べている。説戒は、布薩においての講説であるから、法然上人は所信の教を混え説かれた筈である。殊に清水寺の説戒は、この寺が法相宗であるから、天台の円頓戒の説戒では勿論あり得ない。一山が浄土の教を聞いて帰依渴仰したというから、説戒に述べられた内容が推察される。

『玉葉』や『明月記』に見える九条兼実への授戒は、恐らく説戒と授戒とを併せた、所謂布薩戒であろう。何故ならば、兼実はすでに仏敵房聖心から受戒しているからである。菩薩戒は、一度受戒すれば一得永不失の戒徳があるとするから、再受ではない。布薩は隨犯隨懺して清淨、淨住することなのである。のちに説戒と受戒を一つにして呼んで布薩戒といつたが、もとからそのような戒があるのでない。『四卷伝』三に、

上人は始は戒をときて人に授、後には教を弘てほとけになさしめ給。⁽⁴⁷⁾ とあるが、戒をとくということは、説戒であろう。このように法然上人は、機によつて授戒や説戒なども行なわれたといわねばならない。授戒にしても、授法がゆるやかな態度であった。『一百四十五箇条

問答』に、

たとひのちにやぶれ候とも。その時たもたんとおもふ心にて。たもつと申すはよき事にて候。⁽⁵⁰⁾

このように、法然上人の勧化は、隨機の方法がとられたことである。

八 念仏と戒の問題

法然諸伝には、円頓戒も説戒も行なわれたことが見えるけれども、結局法然上人の末法無戒に対処し得る救済の方法は、専修念佛以外にはあり得ないのである。そうすると、円頓戒も説戒も助業とする列祖の判釈に従わねばならない。もしそうだとすると、戒という問題はどうなるのであらうか。

鎌倉時代の新仏教の祖師達は、戒の問題については誰も捨てていな。のみならず、戒をおののの教のなかに吞噬している。法然上人だけが、戒問題を放棄されたのであらうか。

栄西は『興禪護國論』や『出經大綱』などに「禪定は戒を以て先とす」また「今此禪定は戒律を以て宗とす」とか或は「大乘戒小乘戒とは人情にあり、但大悲利生の情を存するのみ。今この宗は戒の大小を選ばず、偏へに持戒梵行を尚ぶなり」といつて、頗る戒を重く觀ている。道元は、戒法を護持することを力説し、禪戒一致の戒を一戒光明金剛宝戒といつて。禪即戒という意は「其所の法を以つて假りに名けて正法眼藏涅槃妙心といふ。一大事因縁といふ。威音那畔最大事といふ。即ち是れを禪と名づけ、之を戒と号す。所以に禪戒の称の由設するなり。此の故に教家の所謂る戒定の名同じくして趣旨異なる」と

して禪家の戒と教家の戒とを區別し、禪戒一致の戒を一戒光明金剛宝戒⁽⁵²⁾とした。

日蓮は本門戒と述門戒とを分かち、本門戒において真義を發揮せしめようとしている。本門の戒徳は「此の法華經の本門の肝心妙法蓮華經は、三世諸仏の万行万善の功徳を集めて五字となせり。此の五字の内に豈に万戒の功徳を納めざらんや。但此具足の妙戒は一度持ちて後行者破らんとすれども破れず。是を金剛宝器戒とや申しけん」といつて、法華戒の根拠を示している。

法然門下の証空においては、念佛することが即ち戒であると説いた。

『觀經秘決集』一に、

今戒止惡修善為體。然則願極樂往生修西方行業。是為持戒清淨者。縱於今生雖持戒清淨不願極樂往生者為無戒……戒法常住而成虛空不動金剛寶戒。是言三十無盡戒最上勝妙戒者此四字之外不可有勝戒云云。⁽⁵⁴⁾

といつてゐる。

鎌倉時代の新仏教が、戒に対し新義をもつて臨んでゐるのであるが、法然上人の場合は、さらに徹底した思想であつたと考えられる。法然上人の法語消息類を見ても、念戒一致とか念佛即戒という語は見出しえない。

江戸時代の淨土布薩の学者は、何としても念佛即戒とか念戒一致ということを求めたいと考えた。「それで曼荼の恐らく『論註』の語であろうが「阿弥陀如來 方便莊嚴 真實清淨 無量功德」の真實清淨を布薩であるとし、念佛に戒があるというのは、断惡修善度生の三義

を三聚淨戒と見做すことが出来るから戒である。この布薩戒は、我門不共の戒である。戒には体相用がなければならない。体とは、阿弥陀三心具足して称名するとき、身口意の三業にあらわれるという。用とは、現当の益すなわち滅罪生善、諸仏護念、諸難消除、三心相続、念佛増進、臨終見仏等（現世）自利利他究竟意成等（往生後）の益をいう。このように、淨土布薩戒をもつて念佛戒としようとした。しかし、戒は軌則がなければならない。鎌倉光明寺に『淨土布薩廣略戒儀』がある。といふけれども、これは疑わしい。舍牛（一五五一—一六三〇）古伝書持出事件に関し、『淨土布薩戒儀』だけを持ち出さなかつたということは有り得ない」というのである。またその『戒儀』は偽書とされているところの『淨土布薩式』の軌則と等しいものがあるという理由から、江戸時代に流行した淨土布薩は、明治四十五年（一九一二）宗会の決議を経て廃止になつた。しかし、法然上人以来記主まで口伝として法然上人伝に見える説戒に関する相伝がなされてゐたことは、記主の『選択伝弘決疑鈔』（慶安版）および了恵の『然阿上人伝』、聖岡の『伝戒論』『決疑鈔直牒』などに見られる。战火で失われたが、三縁寺蔵『布薩法』（石塚竜学師英訳法然引用）というのは、記主と勢觀房の弟子蓮寂房が、東山赤築地で両流を校合したとき、両流の義が全く一致し、その内容は念戒一致であると石塚師が英訳されている。そうすると、西山相伝と一致するようであるが、その内容は判明しない。しかし、それ等に関する文献が今後出て来ても、法然上人の態度から考えると、異類の助業であろう。法然上人は、戒に関する種々な問題

に当面されたのであるが、所詮機の堪不によることであつて『小消息』にいう「つみは十惡五逆のものをむまると信じて、小罪をもをかさしとおもふべし」⁽⁵⁷⁾であつて、本願念佛の減罪を信じ、小罪をも犯さないという言葉を、仮りに戒と解するならば、念佛と戒とが具備し、念佛すれば自然に三学が具備するから一種の念佛一致ということが出来よう。

九 結語

法然上人は、伝教大師の著として『末法燈明記』の末法無戒説に当時の感覚から関心を寄せられ、末法無戒の世に戒の問題を如何にすべきかを苦慮し、自身は大乗戒を限なく探究し、それに対しても自信を擱得されている。しかし、戒の問題は研究することや、理論ではない、実践されてこそ意義があるのである。実践面においては、大勢は持戒不能に近く、授戒そのものも形式化していた。実践出来ない形式的な戒ばかりを守っていても、何もならない。根本的に出発しなおさねばならない。しかし、伝教大師のように、戒を興隆させようとする立場と、末法は無戒であるから無戒者が救われる教を見出そうとした。法然上人は、善導所説の本願念佛の減罪に着眼された。この本願念佛の減罪を信じて専修念佛するならば、持戒者とひとしい。これが法然上人の救済の理念である。念佛減罪の理論は、実際には歴史的事件を巻き起こしたのである。理論はいろいろに解釈出来る。念佛減罪の理論は、一念義系統の人々には、念佛に減罪の功能があるから造罪をおそれる必要は毫もない。造罪を怖れるのは、本願を信ずる信が薄いから

だと説いた。その説は、犯罪を勧める結果になつた。愚夫愚婦には、この説が理解し易い。しかし、これでは法然上人がいかほど、その説は間違いだと力説されても及ばない。殆んど全国に蔓延してしまつた、ついに住蓮・安樂・行空事件で、四国遠流にまで発展したのである。

法然上人は、警戒はされていたであろうが、諸仏通戒である魔惡修善すら守り得ないとしても、まさか通戒までも破壊するような解釈はされまいと考えられていたと思う。ところが、その考慮すら突破する

ような解釈が発生したことは、寝耳に水であったかも知れない。『七箇条起請文』には、強く認められている。本願念佛の減罪を信じて念佛するという理論に対し、方法論的には幾多の問題が発生した。これは、機によって區別される。持戒を好む人もあれば、無戒の人、破戒の人もある。また、法然上人が対機的に円頓戒や布薩説戒、また懺悔を助業として、或は念佛一致的に説かれてもいる。だからその一をとつて、これが法然上人の定説であると断定することは出来ない。詮ずるところは『小消息』の「つみは十惡五逆のものをむまると信じて、少罪をもをかさじとおもふべし」という専修念佛者の心行の在り方において、法然上人の戒觀があろう。

註

- (1) 仏教古典叢書本（黒谷上人語燈錄七・223）
- (2) 法然上人伝全集780。四十八卷伝四五
- (3) 浄土宗全書一六・144
- (4) 右同書一六・132—135
- (5) 右同書一六・154

- (6) 沙石集(日本古典文学大系) 480
 (7) 門葉記(大正藏) 一一三入室出家授戒記補一
 (8) 右同 一〇九入室出家授戒記補八
 (9) 昭和新修授菩薩戒儀解説 70
 (10) 門葉記(大正藏) 一一〇入室出家受戒記補一
 (11) 右同 一一三入室出家受戒記補一
 (12) 浄土宗全書一六・164。七・95
 (13) 右同書 七・21
 (14) 右同書 七・52
 (15) 右同書 七・53-54
 (16) 昭和新修法然上人全集 188
 (17) 浄土宗全書九・549
 (18) 右同書 九・569-570
 (19) 権尾弁匡選集六 437
 (20) 選択集の研究 18-9
 (21) 法然上人伝全集 473-474
 (22) 同書 784
 (23) 昭和新修法然上人全集 770
 (24) 右同 全集 21
 (25) 浄土宗全書九・575。法然上人伝全集 780
 (26) 法然上人伝全集 785
 (27) 浄土宗全書九・600
 (28) 旧日本仏教全書一二四・107
 (29) 愚管抄(日本古典文学大系) 294
 (30) 浄土宗全書一〇・376
 (31) 昭和新修法然上人全集 788
 (32) 浄土宗全書九・583-584
 (33) 浄土宗全書八・58
 (34) 拾遺漢語灯籠(浄土宗全書九・465)
 (35) 浄土宗全書一五・578
 (36) 右同書 一〇・50
 (37) 選択集の研究 119。223
 (38) 浄土宗全書七・26
 (39) 右同書 一〇・142
 (40) 右同書 一〇・253
 (41) 右同書 一五・897
 (42) 総浄土宗全書九・239
 (43) 浄土全書八・377
 (44) 右同書 八・376
 (45) 説戒隨聞記(總浄土宗全書九・141)
 (46) 抽著『浄土宗史の新研究』240
 (47) 法然上人伝全集 484
 (48) 浄土宗全書九・590
 (49) 禅戒鈔序(大正藏八三・646)
 (50) 大正藏八二・648
 (51) 教行証御書御遺文 536
 (52) 旧日本仏教全書九
 (53) 有薩戒講義上(統浄土宗全書一五・472)
 (54) 合牛が三十一歳のとき天正九年(二五八)鎌倉光明寺の幹事となつて
 から末山と隙を生じ、ついに第三祖記主以来相伝の伝書を持ち出し京都
 高辻大宮に西往寺を建立して自像を刻み腹中にその伝書を収め、もし開
 き見る者あれば誅罰を加えると自誓し永く持出されず、ために一宗の伝
 法に支障を来す事件があつた(合牛伝)。
 (55) 浄土宗全書一五・472
 (56) 合牛が三十一歳のとき天正九年(二五八)鎌倉光明寺の幹事となつて
 から末山と隙を生じ、ついに第三祖記主以来相伝の伝書を持ち出し京都
 高辻大宮に西往寺を建立して自像を刻み腹中にその伝書を収め、もし開
 き見る者あれば誅罰を加えると自誓し永く持出されず、ために一宗の伝
 法に支障を来す事件があつた(合牛伝)。

法然院文書の研究

—特に忍澄の時代を中心として—

宇 高 良 哲

- はじめに
一 法然院の草創
二 万無と忍澄
三 法然院の本末関係
四 堂舎と経済基盤の確立
まとめ

史』の中で、延宝八・九年頃と推定されているだけで、具体的な年代考証はされていないようである。そこで今回の調査で発見された古文書を中心として、この問題を再考してみたい。

法然院の草創当時の様子は元禄五年（一六九二）六月廿六日付で、法然院が寺社奉行に提出した由緒書によると、

覚

一 浄土宗 無本寺洛東鹿谷善氣山法然院

右開山者法然上人也。凡建仁年中之草創之旨、法然伝に相見候。
元禄五年迄四百九拾余年ニ罷成候。六拾五年以前、寛永五年ニ
京淨教寺尊然長老此寺江致^ニ隱居^ニ候。已來住持相続分明御座候。
此寺近年迄鹿ヶ谷村中ニ在來候。拾三年已前延宝八年敵有院様
御代ニ、知恩院三十八世万無和尚以ニ此寺^ニ、永代不斷念仏^{六時}
^{〔詔〕}禮懶之^ニ淨土律院ニ再興仕度旨、御願申上候處、所司戸田^{〔忠昌〕}山城
守殿以ニ御取持^ニ、早速被レ下^ニ置此地^ニ候。依^レ之万無和尚為^ニ永
々寺法相統^ニ、無本寺淨土律院之制式定置候。已上。

一 法然院の草創

法然院の草創については、從来、『忍澂上人行業記』や『知恩院

法然院文書の研究

（後略）

元禄五年申六月廿六日 法然院住持忍澄（印）

淨感（印）

寛永八年未年起立之寺院者古跡、但当辰年迄ハ五拾八年ニ成申候。
翌申年ム起立之寺院者新地ニ成申候。

元禄元辰年四月

寛永八年未年起立之寺院者古跡、但当辰年迄ハ五拾八年ニ成申候。
翌申年ム起立之寺院者新地ニ成申候。

敵有院様御十三回忌御法事付て新地古跡に被^ニ仰付^ニ覺

（中略）

とある。これによると江戸時代には、法然院は法然上人によって開かれた由緒寺院であり、それを延宝八年に知恩院三十八世の玄蕃万無が再興した寺と考えられていたようである。しかしこの由緒書の内容は他の記録と比較すると問題が多い。例えば、法然院の開山は法然上人であり、建仁年中に草創された旨、法然伝に見えていたといっている。おそらくこれは鹿谷の住蓮・安樂の事件をいつているものと思われるが、『勅修御伝』に見える住蓮・安樂の事件は建永年間の出来事であり、それ以前の建仁年間に創設されたものとしても不自然ではないが、法然伝とは記載年時が異なり、この由緒書の根拠が明確でない。更に寛永五年（一六二八）に淨教寺導然が鹿谷村の同寺に隠居したといつてゐるが、多数の法然院資料の中では、この由緒書以外に淨教寺導然について触れているものもなく、この根拠も明確ではない。この由緒書の中で信用できる部分は、延宝八年に知恩院の万無が法然院を再興したといつてゐる年時ぐらいである。もつともこれも後述するが、正確には法然院はこの時再興されたのではなく、この由緒書の著者忍澄によつて新たに建立された寺であると思われる。このように法然院の公式の由來を伝えるこの由緒書には疑問な点が多いのである。

それではなぜ忍澄がこのような由緒書を作成したのであらうか。おそらくこれは当時の徳川幕府の寺院統制策と関係があるものと思われる。元禄元年四月の法度には、

右、有来候新地之寺院、今度古跡被^ニ仰付^ニ候。向後新地取立候儀、堅御停止之間、可^レ得^ニ其意^ニ之旨、寺社奉行中之老中牧野備後守列座被^ニ申渡^ニ之。

元禄五年申五月

とある。このように元禄五年になると、幕府はこの新地の規則も廃して、同年五月九日、四代将軍敵有院の十三回忌の法事執行に際して、從来新寺扱いをうけていた寺院を免じて、古跡に准じ、これ以後新寺の取立を禁止したのである。これは幕府の財政欠乏にともない、乱立傾向にあつた寺院を統制するためにとられた処置である。そのため法然院は寺の由緒深さを説明するために、開山を法然上人として、更にその例証として鹿谷の住蓮・安樂の事件をもつてきたのであるが、年代をまちがえるという誤りを犯している。また寛永五年に淨教寺導然が同院に隠居したとするのは元禄元年四月に出された新寺・古寺の区別に対する対応策であらう。当時の幕府の政策は古寺優先であり、そのため強引に寛永八以前の寛永五年に導然隠居説をもつてきて、法然院を古寺扱いにしようとしたのであらう。辻善之助著『日本仏教

史』近世編二によると、（京都）「妙法院の堯惣法親王の御日記の中に、同じ触書（元禄五年五月付）新地古跡法度」を載せて、此度新地を古跡に准せられるについて、京都に於いても、寺社の本末并開基を書き出すようにと、町奉行から触があつた。」と記されている。この堯惣法親王の記載と合せて考えると、前述の元禄五年六月二十五日付の法然院の由緒書は、この時の京都町奉行の寺社の「本末并開基」調べに対する返答書であることが明白である。そのため法然院は当時の幕府のこれら法度に抵触しないよう、寺の由緒深さを配慮したものであろう。

以上、元禄五年六月の法然院由緒書について見てきたが、この由緒書は幕府の寺社の本末・開基調べに対する返答書として作成されたため、意図的な面が強く、この由緒書を全面的に信用することはできない。もっとこれは法然院に限ったことではなく、一般的に寺の縁起や由緒書は元禄年間頃に作られたものが多く、この頃に各寺共に古寺格に形式を整えている場合が多い。

それでは現存史料で法然院の草創はどこまでさかのぼれるであろうか考えてみたい。延宝七己未年（一六七九）二月晦日付の法然院所蔵の替地証文によると

右表絵図之朱引之内、東西四十間、南北五十間、坪敷式千坪、是ハ今度知恩院三門通新道被仰付候。此度道祇園領ニ付、知恩院門前境内之町・屋敷、祇園へ替地ニ被遣候ニ付、此山朱引之内、知恩院右替リ地ニ相渡候。屋敷之替リ地ニ付六尺五寸杖ヲ以、間数立会相改相違無御座候。仍而如レ件。

延宝七己未年二月晦日

法然院文書の研究

中井主水棟梁

今村備後印

木村惣右エ門手代

疋田伊右エ門印

能勢日向守元与力

小川勘左エ門印

戸田越前守与力

前田四郎エ門印

同

小川甚右エ門印

とある。この文書は絵図を欠いているため場所が明確でないが、二千坪の土地が知恩院に替地として与えられていることがわかる。これは知恩院の三門新道のつけ替えに際して、新道が祇園領を通るために、知恩院は祇園に所領の一部を譲与した。それに対して幕府は代償として知恩院に二千坪の替地を与えたのである。この山道はおそらく翌延宝八年三月に知恩院で行われる善導大師の千年忌の準備として作られたものであろう。この二千坪の場所がこの証文だけでは明確でないが、延宝八年七月二十四日付の法然院所蔵の証文によると、

証文之事

一字せんき山 四至東ハ回リ并慈照院山限り堀ヶ所 西ハ道ヲ限
リ 南ハ谷ヲ限り 北ハ慈照院山并淨土寺村山限り
此坪敷壹万三百五拾坪

寺ノ屋敷四拾間 内
五拾間 但式千坪

是ハ知恩院三門新道為替地、公儀より被下

延宝七年より知恩院領分ニ成

残八千三百五拾坪 知恩院請山

此請米式斗六升三合三勺 但壹年分

右者城州鹿ヶ谷村御入木山せんき山ノ内ニ而、坪数式千坪知恩院三門新道為替地、公儀より押領申処ニ、境内狹寺地に難成ニ付而、せんき山之分請山ニ望之、鹿ヶ谷村惣山持相対ノ上、向後知恩院請山ニ候所無レ紛候。然上ハ右下請米相充之通、毎年無レ相違、急度相渡シ可レ申候。仍為後日ニ証文如件。

延宝八年申七月廿四日

知恩院役者

德林院

忠岸院

光照院

源光院

鹿ヶ谷村御入木山庄屋年寄中

とあり、この二千坪が善氣山にあつたことがわたり、この四至に開まれた場所は現在の法然院の位置と一致している。法然院の問題はともかく、この証文から一千坪だけでは狭くて寺地にならないので、善氣山の残りの八千坪余を知恩院の請山にてもらいたいといっていることがわかる。善氣山は延宝七年にはじめて知恩院に替地として与えられた山であり、これ以前から知恩院と関係があつたかどうか。更にここに寺があつたかどうかは明確でない。おそらくこの場合は嵐瑞澈氏がすでに指摘されているように知恩院の玄蕃万無が善導の御遠忌を記念して善氣山を法然上人ゆかりの六時礼讚興行の地として積極的に望んだためであろう。そして現在善氣山には法然院がある。ここで思い出されるのが、前述した元禄五年の由緒書である。これによると、法然院は延宝八年、当時の知恩院住持玄蕃万無によつて再興されたことになつてゐる。しかし實際は万無が知恩院三門新道の替地として、新

たに善氣山をもらひうけ、そこが法然上人ゆかりの地であるとして、強引に新寺を建立していったのではないかと思われる。というのは前述したように善氣山では延宝八年七月に寺地拡張の準備中であるが、同年十月十五日付の法然院所蔵の本末証文をみると、

一 摂州嶋上郡大塚町法藏寺ハ、古跡ニ無レ紛御座候。依レ之鹿ヶ谷法然院御直末ニ相極候處実正也。為後日ニ仍如レ件。

延宝八申年十月十五日

法藏寺慶円（印）

清円（印）

庄屋甚兵衛（印）

年寄八兵衛（印）

同 又衛門（印）

法然院忍澄和尚様

とあり、同年十月には法然院が法藏寺と本末契約を結んでいることがわかり、これ以前に法然院が成立していたことは事実である。即ち七月には寺地拡張中であったものが、十月には早くも末寺を持つほどの寺に成長している。これだけ急激に法然院が発展することができたのは、当時の知恩院住持玄蕃万無の力によるところが大きいと思われる。

しかしここで注意を要することは、本末証文を見てもわかるように、延宝八年十月成立当初の法然院の住持が忍澄であるということである。万無と忍澄の関係については、後述するように両者は特別な師弟関係にあつたことは事実である。これらの両者の関係をみると、法然院創設の発案者は万無で、彼の力を背景として弟子の忍澄が実質的な仕事をあつたのではないかと思われる。そして忍澄は師匠を中興開山と

仰ぎ、自分が初代となつたのである。法然院の三号は善氣山万無寺法然院と呼ばれており、この間の事情をよく物語つてゐる。

以上の如く、法然院は延宝七年の知恩院の三門新道のつけ替え事件がきっかけとなり、知恩院三十八世万無の希望により、替地として幕府から善氣山をもらひ、そこを万無の弟子の忍澄が、翌年法然上人ゆかりの地として新たに建立した寺が法然院である。けつしてこの時再興したものではない。しかし新寺建立のため後世種々の権威付けがなされたものと思われる。

一万無と忍澄

万無は直蓮社心阿玄誉と号し、増上寺二十一世業誉還無に師事して一宗の奥義をきわめた。万治二年（一六五九）五十三歳で檀林岩楓淨国寺に住し、のち飯沼弘經寺・新田大光院・鎌倉光明寺等の有力檀林を歴住した。万無は行く先々で堂舎の建立や修復等にすぐれた手腕をみせている。そのため延宝二年（一六七四）五月一日、六十八歳で台命により知恩院三十八世に補されている。知恩院に入った万無は大鐘楼の移転、三門山道の付替といった寺内の整備、更には善導大師千年忌、敵有院殿の法要を斬修するなど内外に亘って活躍している。法然院の創設もこれらの一連の事業の中に加えてよいものと思われる。

万無と忍澄の関係について良質の史料の中には出てこないが、『忍激上人行業記』によれば、忍澄は万無が武藏の岩楓淨国寺の住職時代に師事し、万無も忍澄の学識を高く評価して、後に万無が知恩院に入つてからも両者の交流が続いたと記されている。このことを直接裏付

ける史料はない。しかし詳細は後述するが、この内容をほぼ認めてよいようである。

即ち、延宝二年九月廿三日付の法然院所蔵の綸旨証文には
其方出世之事、寛文七年四月一日遂奏聞候處、勅許被成下、
則綸旨・奉書調雖相渡之候、江戸火事之砌、四谷法藏寺預置
令燒失故、自今以後諸国会合之刻、右綸旨如日付可レ為本
座者也。為証仍如件。
延宝二年九月廿三日 知恩院 玄誉万無（花押）

知恩院末寺江戸浅草源空寺住持
梅譽伝貞權上人

今、泉州堺阿弥陀寺住持

とある。これは同年五月に知恩院に入った万無が、梅譽伝貞（後の宣譽忍澄）は寛文七年に上人号を勅許されたが、その時の綸旨や奉書が火事で焼失してしまったので、再度忍澄の上人号勅許を確認したものである。これをみると、忍澄は寛文七年、二十三歳の時、江戸浅草源空寺住持として上人号を勅許されていたことがわかる。『忍激上人行業記』によればこの時上人号を勅許されたのは、忍澄と後に増上寺住持となり、忍澄と桂昌院の間を取りもつた同学の雲臥だけであったと記されており、両者が若くから学僧としての誉れが高かつたことがわかる。寛文七年頃江戸源空寺にいた忍澄ではあるが延宝二年頃には和泉の堺の阿弥陀寺の住職をしていたことがわかる。万無と忍澄どちらが先に関西に来たのか明白ではないが忍澄は寛文九年には山城八幡正法寺、同十二年には堺の阿弥陀寺と交渉をもつており、忍澄の西下

の方が早かつたようである。それはともかく、このように一度焼失したもの再度証明している証状は少なく万無と忍澄の間に特殊な関係があつたことがわかる。

堺の阿弥陀寺時代の忍澄はなかなかすばらしい活躍をしている。延

宝二年極月十日付の法然院所蔵の証文には

今度昌玉庵并御免許御朱印之寺領四石五斗三升相添、其上円満寺

山本にて寺屋敷一反余所望申候處、無異儀給り大慶存候。弥師

檀之結縁深く捨レタるを興し、絶たるを繰し候上者、永々相互に

合志、寺相続仕候様ニ可レ被レ入御精候。住持替之時分も宜様

ニ貴殿へも相談可レ申候。貴殿亦為外護御知識、後來惡僧致ニ住

持寺法寺領衰破之儀出来候ハハ、子々孫々大檀那として急度任

法被レ遂穿鑿寺法相続仕候様ニ可レ被レ勵御精候者也。為後日

仍如レ件。

延宝二年寅極月十日

但至三子孫構俗儀私欲非法之
穿鑿於有之著甚可為非分者也

忍澄（花押）

神原市左衛門殿

同姓市郎左衛門尉殿

とある。これは忍澄が神原父子から昌玉庵と朱印の寺領四石五斗余と寺屋敷一反余を寄進されたことに対する礼状である。昌玉庵は山城の八幡の志水にある石清水八幡宮の山下の寺である。神原父子は石清水八幡宮寺家善法寺の寺役人であると思われる。八幡の志水には正法寺という浄土宗寺院があり、後述するように、正法寺は忍澄と密接な関

券には

係をもつた寺である。忍澄はこのころ堺の阿弥陀寺にいたようであるが、正法寺を基点として昌玉庵をも手中に収めていたようである。更に延宝四年八月十日付の法然院所蔵の預証文をみると

預申手形之事

一合金子四貫五百目ハ 丁銀也

右預り置申所実正也。何時成共御用次第急度返済可レ申候。為後

日手形如レ件。

延宝四年

堺阿弥陀寺

辰八月十日

忍澄（重判）

貞欣和尚

右之銀子本人遅々仕候者
愚僧急度元利共ニ相済可レ

申候。為其後ニ加判仕候。

覺印和尚

参

八幡正法寺

廓道（花押）

右預リ置申銀子之利足壹貫目ニ付老年ニ銀八拾匁之算用ニテ六月
と極月とニ急度進可レ申候。以上。

阿弥陀寺忍澄（印）

とある。これは忍澄が貞欣と覺印から銀子四貫五百文を預つてある手形である。忍澄は文面からみてこの金を借金したのではなく、講か無尽の基金として預つたようであり、おそらく忍澄は金融業的なことをしていたものと思われる。忍澄の保証人は兄々弟子である八幡正法寺廓道である。忍澄や廓道はこの金を基金として積極的に経済活動を行つていたようである。例えば貞享三年三月十五日付の法然院所蔵の壳

永代壳渡シ被レ申候安居塚前開之貞
敵數合六反五畝五歩

此米宅石九斗五升五合
但反ニ付三斗代也

如レ件。

貞享四年五月十五日

善法寺内 奥村隼人(印)

同 奥尾善右エ門(印)

右件之本斗米者善法寺殿之雖(ノ)為三家領、貴僧依レ望ニ丁銀壳貫武百七拾目七分五リニ地目録相添、永代壳渡シ被レ申候處實正明白也。則善法寺殿裏書被レ致之上者、於ニ後代、違乱有間敷候。右之開ニ付懸リ物者御朱印頂戴之節有レ之候。其外諸役無レ之候。何時ニ而モ外ヨリ妨出来候ハハ、從ニ此方、急度埒明可レ被レ遣候。仍而為ニ後証、壳券狀如レ件。

貞享三年三月十五日

善法寺内 奥村隼人(印)
同 奥尾善右衛門(印)

貞享四年五月十五日

昌玉庵参

(裏書) 表書之通無相違者也。

善法寺(印)

とあり、この頃にはすでに法然院に入っていた忍澄が、昌玉庵を中心にして石清水善法寺領を買収していることがわかる。更に貞享四年五月十五日付の法然院所蔵の壳券と寄進状には

永代壳渡シ被レ申候田地之貞

貞享三年三月十五日
高壳石新開百姓志水町
佐野次郎右エ門

右件之本斗米者善法寺殿雖レ為三家領、貴僧依レ望ニ丁銀六百五拾目ニ永代壳渡シ被レ申候處實正明白也。則善法寺殿ニ寄附状相添被レ遣候上者、於ニ後代、違乱有間敷候。右之開ニ付懸リ物者御朱印頂戴之節有レ之候。其外諸役無レ之候。若外ヨリ妨出来候ハハ、何時ニ而モ從ニ此方、急度埒明可レ被レ遣候。仍而為ニ後証、壳券狀

令ニ寄附田地之貞

一毫所新開安居塚下 高壳石取 百姓志水町
佐野次郎右エ門

右之田地百姓請前之状相添令ニ寄附畢。無相違全可レ有レ寺納者也。於ニ此田地ニニ永代子孫乱妨不可レ有レ之者也。仍寄附之狀如レ件。

貞享四年五月十五日

昌玉庵

善法寺

とある。これも前と同様、忍澄が志水の善法寺領を買収しているものであるが、後の寄進状と合せてみれば明白なように、実質的には金銭で買っているのに忍澄は同一カ所に対して善法寺側に壳券と寄進状の一通を作成させている。これは売寄進と呼ばれる土地の譲与を確實にするための手段である。この後も忍澄は昌玉庵を中心に積極的な経済活動を行っている。これらの一連の忍澄の動きからみると、延宝二年極月の神原父子の昌玉庵や寺領等の寄進状も、忍澄側から所望となり、本当は買収したのかかもしれない。それ以前に忍澄と神原父子との交流は見られず、しかも石清水八幡宮の寺役人が忍澄に帰依するといふのも不自然である。『忍澂上人行業記』などによればこの頃忍澄は世間を隠遁して、念佛と勉学に励んだといわれているが、伝記はとも

かく、現存の古文書を見ると必ずしもそうだけとはいえないようである。

忍澄の経済活動はさておき、万無と忍澄の関係が最も端的にあらわされるのは、延宝九年の法然院所蔵の常念仏開白書である。同書には

洛東獅谿法然院常念仏開白之事
依^モ中興大和尚漸^モ近御臨終之期^モ、延宝^{(九)辛酉}六月十九日普諸門弟在^ニ
知恩丈室^モ開白之。

結衆門人

忍澄上人

八幡前正法寺

洛陽前大雲院

有馬前極樂寺

泉南 安養寺

洛陽 善光寺

洛陽 空也寺

大坂 大光院

大坂 雲超院

直玄上人

真徹上人

满了上人

惠玄上人

廓道上人

正伝上人

円同上人

無的上人

直禪上人

陽南上人

清岳上人

三 法然院の本末関係

法然院は延宝八年の創建当初から、無本寺の淨土律院であつたといわれる。これは当時ににおける寺院政策からは考えられないことである。知恩院の替地を基盤として建立された寺院なのになぜ知恩院の末寺とならなかつたのであるうか、これらのことを考えながら法然院の本末関係をみてみたい。

法然院の本末関係は非常に特色がある。江戸時代に末寺を支配している本寺は沢山数えることができる。しかし政治的なものは別としても、末寺の形成にはかなりの時間を必要としている。ところが法然院の場合には常識では考えられないほど早くから本末関係が形成されている。前述したように攝州鷲上郡大塚法藏寺慶円は、法然院が創建された延宝八年の十月十五日に庄屋・年寄の連署をもって忍澄に直末を願い出ている。そして延宝九年二月十五日付の法然院所蔵の本末証文

已上結衆十三人其外通夜助音上人等不^レ違記レ之

玄晉（花押）

には、

摂州嶋上郡大塚法藏寺之事

古跡歴然(之止者)力庄屋年寄中各以連判被請當山之末寺候問、

則令着帳已。自今以後本末之法式不可有混亂者也。

于時延宝九年二月十五日

大塚

法藏寺

本山洛東獅ヶ谷

法然院

とあり、法藏寺は法然院の末寺となることを許可されている。

更に元禄四年五月廿四日付の証文には

一札之事

一淨土宗法行寺儀以前者福寿庵与申候。寛永二丑年今井宗円与申

者、父宗仲為菩提造當仕候。同十五年ニ再興仕本寺知恩院江

申達宗仲寺与改申候。延宝六年ニ從三本寺法行寺与改、同九年

洛東獅谷法然院末寺に被レ付候。右之通相違無御座候。偽申上候者何分ニモ可レ被仰付候。為後日一札仍如レ件。

法行寺看坊

澄隱

右法行寺儀書上之通毛頭偽無御座候。若相違之儀申上、後日相知候者拙僧龍出御断可申明候。為後証如レ此御座候。

元禄四年五月廿四日

獅谷法然院

忍澄

とある。堺法行寺も延宝九年に法然院の末寺になつていてることがわかる。法行寺が法然院の末寺になつた経過については五月十八日付の知

恩院役者連署書状に詳しく述べてある。同書状には、

一筆令啓達候。然其許法行寺事長々資縁退転之処、以貴方万事并資縁結講ニ被致建立、神妙ニ相統候之段本山殊更被為ニ感恩召候。依レ之自去年如レ被願申、頃日鹿谷之御普請、漸成就之間、以法行寺向後法然院末寺ニ被為定置候間、難有可レ被存候。其旨御奉行所御門中へも以書状申入候。年来之所願成就、寔冥加之至候。弥法行寺相統候之様ニ、且又本末捨世之礼、違背無レ之様ニ可レ被盡レ心候。恐々謹言。

知恩院役者

五月十八日

保徳院(印)

徳林院(印)

光照院(印)

源光院(印)

堺帶屋

宗春尼公

とある。この書状は年号はないが、知恩院の役者の連署人と法行寺が法然院の末寺となつたことを伝達しているので延宝九年のものと断定してよい。法行寺は前証文をみると、かつては福寿庵、更には宗仲寺といい知恩院の末寺であった。それが一時中絶していたものを堺の帶屋が買い取り、再興して法行寺と改めた。そして堺の阿弥陀寺にいた忍澄を招いて中興開山としていた。伝記等によれば忍澄は「光明大師伝別纂註」はこの法行寺で著わしたといわれる。ところが延宝八年に忍澄は法然院創建のために同地を去り、京都獅ヶ谷に移ってしまった。そこで法行寺の檀越堺の帶屋宗春尼はすぐに法行寺の本山知恩院に申請して法行寺の末寺となることを願い出したようである。知恩院側

では延宝八年頃からこの申請をうけていたようであるが、法然院の堂舎の完成を待つて、延宝九年五月に法行寺が法然院の末寺となることを認めている。前の法藏寺といい、この法行寺といい、前年から末寺願いを出しながら延宝九年になって許可されているところをみると、法然院の堂舎が完成したのは延宝九年に入つてからようである。江戸時代の本末制度の中で本山知恩院が法然院の独立はおろか、末寺の移動などは本来許すはずのことである。それをこの書状をみると知恩院側で奉行所や門中に好意的に斡旋していることがわかる。おそらくは知恩院側で法然院を積極的に盛り立てていこうとしたあらわれであろう。法行寺は本来忍澄の縁故寺院であり、当時は忍澄の弟子で後に法然院住持となる澄隱が留守居をしていた寺である。そのため知恩院万無と法然院忍澄の特別な関係により、このような本末関係が認められたのである。そのため知恩院側では法行寺に対し、「本末捨世之礼違背無之様」といって、法然院の捨世の法度を遵守するように指示している。忍澄の一連の行動をみると、今日我々がいだいているような捨世の意識「俗界との交渉を絶ち、ひたすら念佛三昧にふける」とはやや異なるようではあるが、万無は当時の新信仰運動、特に捨世派や興律派の台頭に対処するために、浄土宗内においても法然院を中心に捨世・持律の道場を建立しようとしたものと思われる。そのため法然院は知恩院の替地を基盤としながら、無本寺の浄土律院としての扱いをうけたものであり、万無の強い意志があらわされている。そしてこの万無の強い意志を実践したのが忍澄である。忍澄は非常にエネルギーな僧であり、必ずしも俗界との交渉を絶つていたわけで

はないが、万無の教えをよく守り、法然院を法然上人ゆかりの六時礼讀興行の常念仏道場にふさわしい様式を整えてくる。

捨世・戒律の問題はともかく、法然院は成立当初から無本寺として末寺をもつてある特別な寺院である。この後も末寺が次第に増加している。天和元年十一月二十四日付の覚には、

夫當蓮社由致武州江府住人植下氏女、法名妙貞・妙正是同氣連枝。
從^リ壯年頃^ノ帰^シ三寶^ヲ、貴^シ仏業^ヲ。欣^ム慕^ス往生極樂^ヲ、深^ニ志不^レ残^{ナリ}。
然^ル三州碧海郡中山郷休法子有^ニ因縁^ニ、依^テ茲開^ニ勝地^ヲ造^ニ立^ス草庵一
宇^ヲ。其意旨至^ニ末代^ニ念佛三昧^ノ行法不^レ怠相続^ニ、親屬自利々他備^ニ
一^フ私淨土願証菩提資糧^ヲ者也。仍^テ願主等有^ニ蓮社名^ヲ、憚^ニ望庵主附^ニ
怙澄和尚^ニ矣。本山前智恩獅子谿中興法然院玄譽上人達^ニ嚴聽^ニ
感^ム清信女等厚志丹誠^ヲ、速^シ紺紙金泥書^キ三名号^ヲ、傍賜^ニ三州中山村
貞正庵^ヲ、撮^シ妙貞・妙正兩字^ヲ庵号^ヲ。則^シ獅子谿法然院為^ニ未庵^ヲ、
延宝九^{辛酉}年歲九月下旬^ノ獅子谿住澄和尚^ヲ玄譽上人尊牌賜^フ當庵^ヲ、
為^ス開基祖^ト。名号并牌、澄和尚添狀、以^レ是備^フ貞正庵龜鏡^ヲ、仍^テ
縁起如^レ件。

冒天和元辛酉年歲十一月廿四日

とある。これは貞正庵の縁起書であるが、これによると、延宝九年九月に貞正庵は法然院の末庵として念仏道場を開いていることがわかる。おそらく貞正庵はあまり立派な道場ではなかつたようである。元禄五年（一六九二）三月廿八日付の証文には

一三州碧海郡大浜村之内中山良休、当山寮舎之明院号依頼願、方

丈被聞届、則當山寮舍貞照院を引移候所紛無御座候間、貴
寺末寺帳面御記可レ被レ成候。為後証仍如レ件。

元禄五年申年

三州岡崎松応寺寮舍

三月廿八日

善入院(印)

淨普院(印)

西光院(印)

洛東獅谷法然院

御役者中

三州貞照院印鑑(印)

とある。これは法然院が幕府の本末改めに対処するため、末寺の貞

正庵の由緒と格をととのえるために、岡崎松応寺の貞照院を買取った

ときの証文である。おそらくこの頃の法然院はかなりの経済的余裕をもっていたものと思われ、積極的に末寺を保護している。更に貞享三年五月廿八日付の証文には

一泉州泉州寺門村迎接寺者年來當寺之末流也。此道澄と申僧淨土宗ニ紛無御座候。因茲住持申付候。若宗門ニ付違乱之儀於レ有レ之者、拙僧罷出可レ申明者也。為後日ニ仍如件。

貞享三年五月廿八日

洛東獅谷

多田善左エ門殿

宣誓(印)

法然院

とある。これをみると和泉の寺門村の迎接寺はこれ以前から法然院の末寺であつたことがわかる。また前述した元禄五年六月廿六日付の法然院の由緒書には

(前略)

同末寺

山城国八幡神原町
昌玉庵

住持
誓蓮

一御朱印寺領四石五斗三升

右慶長中已前之建立開基之由來者不分明候。五年已前元禄元年ニ法然院末寺ニ罷成候。

右、今度京都御改國郡之内、此外末寺并兼帶之寺無御座候。已上。

法然院住持

元禄五年申六月廿六日

忍澄(花押)

役者

淨感(印)

とあり、延宝二年に忍澄が買得した昌玉庵が元禄元年には法然院の末寺となつてゐる。これは前述したように、幕府の本末改めに対して作成された由緒書であるが、法然院の末寺は昌玉庵しか記されていない。これ以前に他の末寺があつたことは明白であり、これには山城国内の末寺だけが記されたものと思われる。しかしこれをみてもわかるよう

に法然院の近在の末寺は少なく、法然院の本末関係は地縁的なものではなく、人的な関係によつて成立していつたようである。またこのよう

し、正徳元年（一七一）に入寂するが、最後まで末寺の拡張に留意し、生存中十一カ寺を持つようになつた。（その後、寛保元年には尾張雲心寺、寛政五年には尾張円満寺、同六年には三河八稿阿弥陀寺、同十年には三河高浜蓮乗院が末寺となり、寛政年間までに都合十五カ寺を数えることができる。）これらの寺院はほとんど一時中絶していたり、或いは名もない小庵といったものが多く、経済的に成りたなかつた寺院のようである。これらの末寺に対して法然院は様々の保護、統制を加えていたようである。元禄十一年三月五日付の覚には、

一撰州大塚村法藏寺常住買付之田地目録之表高合武石八斗九升八合也。此証文四通當山へ預り請取置候。為後日手形如レ件。

元禄十一年寅三月五日

撰州大塚村

法藏寺慶円御房

法然院

知事（判）

とあり、法然院は末寺の不動産を管理していた。同様の例は昌玉庵の場合にも見られるがこれは次章の経済基盤の確立のところで述べることにする。また元禄十三年九月廿六日付の一札には

一札

今度貞照院不斷念仏暫時懈怠之事

愚僧前後之無思慮御本山江御断も不申上、卒尔ニ退院仕候ニ付、結衆茂縕而被致退散候故ニ而御座候。然所ニ老僧休心念佛相続ヲ御願申上候ニ付、愚僧并結衆被召帰、如レ元相勤可レ申旨被仰付難レ有奉レ存候。向後隨分令ニ結衆、和合如法ニ相勤可レ申候。

一貞照院永代寺法御式目可レ被レ下旨奉レ得其意候。御式目之通急度相勤可レ申候。若遠背之儀茂有レ之候ハハ、其節如何様ニ茂可レ被仰付候。

一老僧隠居料毎年金子六両急度相渡可レ申候。其外隨分可致孝行候。為後証之一札如件。

元禄十三年辰九月廿六日

直入（花押）

御本山御役者中

とある。これは三河貞照院の直入が勝手に退院したために不断念仏が中絶してしまつた。そこで直入は隠居老僧休心を通して本山法然院に詫を入れて、再住の許可を求めた。法然院側では直入の再住を許可するかわりに、貞照院に対して寺内法度を制定して法然院の風儀を遵守することを約束させている。おそらく法然院の本末関係は最初は極めて素朴な形の結び付きであつたものと思われるが、次第に本寺の干渉を強めていたものと思われる。このように法然院は末寺に対して式目を下し、厳格な処置をとった様子がしのばれるが、肝心な法度なり、式目はあまり現存していないが、少し時代が下るが、嘉永二年（一八四九）末寺蓮乗院に宛てた一札によると、八戒戒の厳守、祠堂財の登録、堂舎の修復、本山に対する法要拜年頭の挨拶、住持及び檀那の承認、動産・不動産の管理などの細かな規則が見られる。

これら一連の法然院の本末関係をみてくると、忍澄の非常にエネルギーッシュな活動をおどろかされてしまう。反面、我々が從来考えていた捨世的な意味とは、かなり距離があることも否定できない。

四 堂舎と経済基盤の確立

法然院は延宝七年の知恩院山道の付替によつて、翌八年知恩院が鹿谷善氣山を替地として入手したことに端を発して新たに建立された寺である。前述したように法然院の建立は当時の知恩院住持玄誉万無の力によるところが大きい。しかし現存の史料を見ると、万無は法然院の敷地の確得には尽力しているが、直接法然院の造営に関与していたようには思われない。法然院の造営には万無の弟子の忍澄が携つていたようである。法然院の造営料は幕府や万無から支出された様子はなく、おそらく忍澄が独力で工面をしたようである。忍澄は前述したようになかなか経済的手腕があり、昌玉庵を買取つたり、法行寺を再興したりするほどの財力をもつっていた。そのためか法然院は成立当初から周辺の土地を買収している。例えば延宝九年六月九日付の売券には、

一札之古文

一右売渡シ申候畠者我等從先祖代々相伝之畠ニ而御座候間、古券とて無御座候。若他之妨御座候ハハ、賣主・請人罷出、急度其塔明其方様江少しも御難懸申間敷候。為後日之仍而添状如レ件。

延宝九年

淨土寺村亮主

市右衛門(印)

西六月九日

法然院様

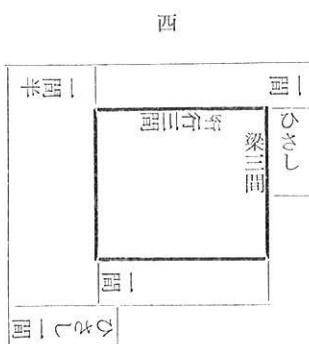
御納所參

とある。これは忍澄が淨土寺村の百姓から畠を買取つているものであ

る。更に忍澄の場合、第三章の万無と忍澄の項で述べたように、貞享三年、四年以降、かつて延宝二年に買収した昌玉庵を中心に石清水善法寺寺領を盛んに買収している。しかも売寄進というもつとも確実な方法をとっている。初期の忍澄には特別なスポンサーがあつたわけではなく、おそらくこの資金は前述した講や無尽などによつて捻出されたものであろう。このようにして捻出された資金が法然院の造営料に宛てられたものと思われる。貞享三年霜月十四日付の訴状をみると

絵図 造作御訴訟之事

鹿谷 法然院



右絵図之通今度寺内少庵せハく御座候付、南方ニ而庵間半井東西庵間宛建次北ノ方同半ひさし東ノ角申度儀、絵図ニ記奉レ願候。外ル何之障も無御座、勿論造作之儀中井主水守へ申達御制禁并分限ニ過たる作事不レ仕候。普請成就早速御断可申上候間、御検分之上、指図表相違之義、又ハ増作など仕候者、造作御潰被レ成、如何様ニも可レ被レ仰付候。為後日絵図手形差上奉レ願候。已上。

貞享三年霜月十四日

鹿谷 法然院

御奉行所

忍澄

とある。これは延宝八年から六年後の貞享三年十一月に法然院が奉行所に提出した追加造作願いである。これみると法然院の庵室は三間四面のあまり大きな建物ではなかったようである。そのためこの時四方にひさしを出すことになったのである。この頃幕府から寺社が華美な建物を作ることは禁止されており、法然院も特別な建物が建てられていたとは思われない。元禄二年巳極月一日付の証文には

証文

一白銀百枚

浴室建立料并
毎月兩日之旅浴料也。

右銀子慥令ニ受納ニ豆。則如ニ御願望於ニ當寺内、新令ニ造ニ立浴室、且又室内令ニ安ニ置御両親之靈牌、自今以後毎月十三日・廿一日之設浴回向、永々相続不レ可ニ退転ニ者也。

一白銀參百目 両靈之日牌料也。

右銀子慥令ニ取納ニ豆。則於ニ本堂之靈壇ニ令ニ安ニ置御両親之兩牌、始ニ今日ニ日供回向永々相続不レ可ニ退転ニ者也。

右両件、代々住持不レ可ニ疎略ニ之旨、為ニ後証ニ札如レ件。
元禄二年巳極月二日 東山獅谷法然院

尾本太左衛門殿

忍澄

とある。これをみると尾本太左衛門が法然院の浴室建立料と毎月十三

・廿一日の施浴料として銀百枚を寄進していることがわかる。おそらく浴室はこの後に建立されたものと思われる。忍澄はかつて堺の法行寺時代に帶屋源兵衛の保護により寺を再興しており、忍澄の帰依者は

町人階層の人が多くたようである。しかし法然院は庵室の状態やこの浴室の造営基金の捻出方法をみると、最初から特定のスポンサーをもっていたとは思われない。知恩院の万無としても、幕府から鹿谷の地をもらうことや、無本寺の浄土律院として、当時の幕府の禁令に抵触しないように配慮してやることぐらいしか出来なかつたのではない。このように形式を整えられた法然院を、忍澄が自己の資財を投入しながら、実質的な整備をしていったものと思われる。元禄七年閏五月付の訴状には、

寺内有来候経藏所惡敷御座候ニ付、方丈西之方江引移申度事

一有来候風呂屋及ニ破損、其上狹御座候ニ付、今度三間ニ六間半ニ建直シ申度事

一寺内衆寮狹御座候ニ付、有来候廊下押込之所、壹間半ニ六間半出シ、衆寮ニ仕度事

右造作之儀者中井主人方江申達、背ニ御制禁ニ候作事不レ仕候。但ニ浴室之儀者奉ニ願ニ破風作ニ候。勿論普請成就之上者御断可申上ニ候間、御検分之上指図之表相違之儀、又者増作杯仕候ハハ、造作御済可レ被レ成候。為後日ニ之絵図連判之并手形差上奉レ願候。以上。

元禄七戌閏年五月

法然院

住持玄阿（印）

御奉行所

役者淨感（印）

とある。これも修理と追加造作願いであるが、これによると法然院は元禄七年以前に、前述の庵室と浴室の外に経蔵と衆寮があつたことがわかる。忍澄は元禄六年に隠居しているが、この時修理を要するとい

うことは、すでにこれらの堂舎は忍澄の住持中に作られたものと見なしてよい。初期の法然院はあまり立派な建物とはいえなかつたようであるが、わずか十五年たらずの間にこのような堂舎を作りあげていた忍澄の活躍はすばらしいものである。また早くから法然院には経蔵と衆寮があつたということは忍澄の学識の高さを示すものであろう。次に元禄三年極月廿四日付の覚には

覚

一金子武拾両

右ハ金銅之地藏尊、同御腹内之三昧、惣入用ニ請取相済申候。

為後日之如レ件。

元禄三年

鑄師

筑後（花押）

午極月廿四日

法然院様御納所

とある。忍澄は金銅の地藏尊を二十両で作つてゐる。更に忍澄はこの頃白檀木像の弁財天・吉祥天・摩利支天の三体を十七両二歩で作らし てゐる。忍澄は念佛信者でありながら、いろいろな信仰をもつてゐた。特に忍澄自筆の竹生島弁天への願文は有名であり、これらの仏像の製作意図がよくわかる。但、淨土律とこのような信仰とがどのような関係にあるのか理解できない。しかいすれにしてもこのように短期間のうちに堂舎の建立と仏像を造立していつた忍澄の活躍に目をみはる反面、この経済的基盤はどのよくなところにあつたのであろうか。

元禄十五年十一月廿八日付の覚には

覚

一向後若家領之田地其々之物返済之上田也。召返被レ申儀出来候
共、此武石分之田地者一切構有間敷候。別番証文之通永代可レ
有寺納之候。為後証、善法寺殿裏印之添状如レ件。
此方へ可レ被レ訴候。其節急可申付一事。

元禄十五年曆十一月廿八日

奥尾善右衛門（印）
藤木大式（印）

法然院知事

念佛講中

とある。これは石清水善法寺領を昌玉庵の祠堂料に買収した証文である。忍澄は早くから昌玉庵を中心にして善法寺領を買い求めてゐるが、元禄元年以降昌玉庵は法然院の末寺となり、法然院の役者誓蓮が管理をしている。そして昌玉庵の祠堂料は本寺法然院の念佛講の中に組み入れられている。法然院文書の中に非常に多数の昌玉庵の売券が見られるが、前述のように昌玉庵は忍澄によつて再興され、法然院の末寺となつた寺であり、昌玉庵の名で買い求められた土地は実質的には忍澄の手によつて買い集められたものと見なしてもよい。これ以前の文書の中に法然院の講組識を示すものは見られなかつたが、堺の阿弥陀寺時代の忍澄の經營手腕などからみて、法然院にはかなり早くから講組識があり、積極的に金利事業を行つてゐたのではないかと思われる。例えば年代は少し下るが、宝永二年八月廿九日付の預証文には

預り申銀子之事

合銀子壹貫弐百目ハ 丁銀也

右之銀子者本山獅谷法然院之仏物也。今度貞照院為要用體ニ請取預リ置申所実正也。何時成共本山御入用之節以此手形、急度返上可レ仕候。為後日之預リ証文如レ件。

宝永二年

三州貞照院

酉八月廿九日

直入（花押）

本山獅谷

法然院御役者中

右之銀子ハ今度貞照院曼陀羅座光建立ニ付預リ用申所也。依レ之両和尚様更御意和合之上、利足銀壹貫目ニ付一年ニ銀拾匁、右之銀子ニ拾式匁宛指上可レ申候。以上。

酉八月廿九日

貞照院

法然院

御役者中

とあり、法然院は末寺貞照院に対して年利一割で銀を貸していることがわかる。第三章の本末関係の法藏寺のところでも述べたが、末寺が買得した田畠、あるいは寄進された不動産、または祠堂金などの全てが本寺の法然院に届出され、本寺と末寺で同じ証文を保管していた。そして本寺の法然院では、末寺の堂舎修復や寺領買得などに貸付ける祠堂金からは利子をとっていたことがわかる。このように忍澄は種々な形で集められてきた金を、土地買売や金利事業によって巧みに増していったのである。ともすれば忍澄の捨世、律といった潔癖さだけが

強調されているが、念佛護法の念強く、積極的に法然院を盛りたてていった忍澄の世俗的な経済手腕もけつして無視することはできないと思われる。

忍澄はこのように独力で法然院を盛りたてるとともに、最初の法然院の由緒書の中にもみられたように、幕府に働きかけて法然院の格付けと経済的基盤の確立に尽力している。元禄十六年五月付の増上寺雲臥の覚書には、

願上覚書

一京東山鹿谷法然院者円光大師六時礼讚興行之旧跡而御座候処ニ

久敷廢居候ニ付、知恩院三十八代玄譽万無被願上、其時之御諸司戸田越前守殿被レ達ニ上聞、延宝八年ニ唯今之寺地致拜領、其後本堂庫裏房舍等造立仕候得共境内詰候而、鐘樓經藏等可ニ立置ニ礼地無ニ御座致ニ難儀ニ候。且又薪等之資為レ仕度候間、隣邊之山拝領奉レ願候。委細者山地絵図上ニ而願之場所朱引仕別紙指上候。

一元祖之遺跡不レ残寺料被下置ニ候。此一院斗寺料無ニ御座ニ候。寺之威光ニ罷成候間、少分儀共、此度以ニ御朱印ニ寺料被下置ニ候様奉レ願候。

右式簡之趣宗門元祖旧跡故、難ニ默止奉レ存此度願上候。依ニ御威光ニ大師之遺跡亦無ニ退転ニ禮讚念佛永代相続為レ仕度奉レ願候。以上。

元禄十六年五月

增上寺大僧正
誓證雲臥（印）

とある。忍澄と雲臥は同時に上人号を勅許された兄弟々子である。雲

臥が増上寺住持になつてゐるのを利用して、忍澄は幕府に法然院の寺域拡張と寺領の下附を願い出でてゐる。この時忍澄は法然院は法然上人の六時礼讚興行の地であり、元祖の遺跡の中で寺領が下附されていなければ法然院だけであるから、なんとか朱印地をもらいたいと、盛んに法然院の由緒深さを雲臥を通して幕府に強調している。しかしこの願い出は一度は却下されたようであるが、再度桂昌院に願い出で、新規に寺領三十石と後の山の善氣山と多頂山を拝領してゐる。元禄十六年九月二日付の朱印状には

山城国愛宕郡一乗寺村幡枝村之内三拾石事、今度寄附之訖。全
可_ニ取納_ニ并山林境内竹木諸役免除、法然院進止永不_レ可_レ有_ニ相違_ニ
者也。

元禄十六年九月二日

御朱印

とあり、法然院は元禄十六年九月二日將軍綱吉から寺領三十石を正式に寄進されている。更に宝永二年正月十日付の証文には、

奉_ニ受納_ニ金子之事

一金小判 三百両

右者從_ニ三之丸様_ニ當山江御寄附被_ニ成下_ニ候祠堂金也。
謹而奉_ニ頂戴受納_ニ候。為_レ其如_レ件。

宝永二年正月十日

獅谷法然院
輪番當住
玄阿
役者 信問

河村 一右衛門殿

とあり、三之丸様、即ち桂昌院より法然院へ三百両の祠堂金が寄進されている。これによつて法然院の経済基盤はますます強化され、すっかり経済的な余裕をもつようになる。おそらくこれは増上寺雲臥を介しての関係と思われるが、桂昌院をしてこうした援助にふみ切らせたのは、法然上人の遺跡の復興ということが大きな比重を占めていたに相違ない。このころになると法然院はすっかり法然上人ゆかりの寺として周囲からも一目置かれる寺院へと昇格している。

ま と め

法然院は延宝八年に造営に着手し、翌九年に完成した寺院である。その基盤となつたものは、前年の延宝七年、善尊大師の御遺忌の準備のために知恩院の三門新道の付け替えがなされ、知恩院に替地として幕府から一千坪の土地が与えられた。これを万無が鹿谷の善氣山に求めたところに意義がある。そこには往時鹿谷にあつた法然上人ゆかりの六時礼讚の古跡を復活し、不斷念佛の淨土律院にしようという考えがあつたからにはかならない。そして早速寺院を建立し、実動にふみ切つたのは万無の愛弟子の忍澄であつた。彼は巧みに由緒書を作成して新寺を古寺に格上げし、法然上人の古跡を謳歌するとともに、寺地の拡張、末寺の形成に奔走し、更には増上寺雲臥の斡旋によつて桂昌院との関係を結び、由緒書に記したような所期の目的を達成し、法然院の地位を不動のものにしていった。しかも末寺に対する経済管理まで行う組織を作つて相互発展の基礎を築いたことは忍澄の偉大な手腕であった。

法然院独特的礼讚が現存するように、僧侶の生活も今なお厳しさを伝えている現在ではあるが、古文書を通して見た限りでは、忍澄自身には捨世的な、寺院の厳しさはあまり感じられない。忍澄は消極的な意味での律や捨世派ではなく、法然院を念佛の根本道場とすることに主眼をおき、積極的に世俗との交渉を利用して法然院をもりたてていくことに尽力したのではなかろうか。そしてこれを引きついだ弟子達

が経済基盤の確立と堂舎の完成をまつて次第に忍澄の意図した厳しい念佛道場としての法然院へと発展させていったのではなかろうか。まだ数多く現存する日鑑や書写本などには手をつけていないので結論は控えたいが、法然院は浄土宗寺院の成立過程の中では極めて特異なケースで成立した寺院といえるであろう。

中世後期・近世初頭の知恩院と京都門中

中井真孝

関与する—「参内寺」

(B) 知恩院の住持は入院のみぎり十九ヶ寺へ廻礼する」「入院寺」

別稿「京都十九箇寺考」(仏教論譜十七号)にて述べる通り、京都十九ヶ寺は「参内寺」「入院寺」とも呼び、その特徴は、

(→十九ヶ寺の住持は、出世の香衣綸旨の頂戴に際し、直接参内の榮を受ける。

(2) 十九ヶ寺の住持は、飛紋金入の五条袈裟の被着が許される。

(3) 一般寺院の住持は、出世香衣の綸旨頂戴に際し、参内に及ばず、知恩院の方丈より下附され、その翌日、十九ヶ寺へ「内参内」と称して廻礼に赴く。なお十九ヶ寺への廻礼は、紫衣綸旨の場合にも適用。

(4) 知恩院の方丈が入院する時、十九ヶ寺へ自ら廻礼される。

(5) 每年正月四日、知恩院より方丈の名代が年頭の挨拶に十九ヶ寺へ廻礼する。

の五点である。これらは結局の所、

(A) 十九ヶ寺は、浄土宗侶の出世綸旨の参内について、何らかの形で

来に沿し、かつ一般寺院の拝綸の場合、「内参内」と称する十九ヶ寺への廻礼を受け、しかも拝綸の官物を知恩院と配分する権利を有した。

右の(i)(ii)は近世の中葉にはかなり流布した伝承であるらしいが、その史実性は確めるすべもない。しかし、史料的には近世以降しかその存在を証することができない十九ヶ寺の制度を、本山の知恩院とその膝下の京都門中との関係に転位させて考えてみると、われわれは、この十九ヶ寺の制が中世の知恩院と京都門中の発展過程において生み出されたものだと推測することが可能である。

以上が別稿の梗概である。煩しさを顧みず述べたのは、その推測を展開するのが本論であり、十九ヶ寺制のアウトラインを前置きしたかったからである。

二

さて、十九ヶ寺のそれぞれについて草創ないし転派の時代を『蓮門精舎旧詞』『京都坊目誌』などの寺誌・地誌によつて調査すると次のようになる。

寺名 草創（転派） 開山（中興）

報土寺	天文九年	本蓮社選譽照阿
淨福寺	文明十四年	弘蓮社深譽真阿
報恩寺	明応三年	西蓮社慶譽明泉
上善寺	明応三年	春谷盛信
西園寺	天文年中	称念

正定院	不明	尊蓮社唱譽
常林寺	天正元年	透蓮社開譽尊道
専念寺	天正十六年	生蓮社贊譽故念
西方寺	文治五年	法性覺
専称寺	元亀元年	聖蓮社諦譽一澄春公
信行寺	天正十六年	訓蓮社願譽順公
天性寺	天正五年	光蓮社眼譽道三
大雲院	天正五年	教蓮社聖譽貞安
淨教寺	宝徳元年	玄譽
勝円寺	永正元年	義蓮社炭昌
法然寺	文久元年	実真坊蓮生
永養寺	文明三年	觀譽
本覚寺	文亀二年	騰蓮社玉翁
上徳寺	慶長八年	教蓮社伝譽一阿

これによるかぎり、十九ヶ寺のうち、応仁から文明にかけて存在した寺院はわずか三ヶ寺にすぎない。洛中の全淨土宗寺院の草創・転派年時について統計をとつても（左表）応仁二年の時点では、わずか六ヶ寺にすぎない。

もとよりこの統計は近世の寺誌・地誌によつているから、すでに中世に衰退してしまい、この統計にもれているケースも考慮に入れねばならないが、近世の十九ヶ寺がかつて周譽珠琳に隨い御忌を勤仕したというのは史実にほど遠い。なれば、満譽尊照が入院の仮儀をつとめ廻礼した十九ヶ寺の選定に、その由緒として掲げた「伊香立にて御忌

草創・転派年代	知恩院末寺	黒谷末寺	百万遍末寺	淨華院末寺	一心院末寺	計
安元元年(1175)～元弘三年(1333)	3	0	0	0	1	4
建武元年(1334)～明徳四年(1393)	0	0	0	1	0	1
応永元年(1394)～応仁二年(1468)	1	0	0	0	0	1
文明元年(1469)～永正七年(1520)	7	0	0	0	0	7
大永元年(1521)～文禄四年(1595)	33	6	12	3	5	59
慶長元年(1596)～元和九年(1623)	31	11	13	3	2	60
寛永元年(1624)～天和三年(1683)	4	4	4	3	0	15
不　　明	6	0	0	1	4	11
計	85	21	29	11	12	158

法要を勤仕し、絶えなんどした法灯を繼がしめた功績」とは単純なこじつけであろうか。

右の疑問に答は二つ想定される。一つは、近世初頭に十九ヶ寺に数えられる寺院の大部分が文明以降、なんなく大永から文禄にかけて草創・転派の伝承をもつという默視しがたき事実をふまえるならば、周誉珠琳に隨行した十九寺のいくつかは、その後に退転し、近世初頭にかけて寺勢をとかめた寺院がそれに代替していったのではないかと考えられることである。二つは慶長十六年に法然上人四百回忌の御遠忌を迎えた満譽尊照が、それまでの知恩院の歴史を回顧して、知恩院の発展に京都門末の果し

た疑問に答は二つ想定される。一つは、近世初頭に十九ヶ寺に数えられる寺院の大部分が文明以降、なんなく大永から文禄にかけて草創・転派の伝承をもつという默視しがたき事実をふまえるならば、周誉珠琳に隨行した十九寺のいく

た役割が甚大で、相應の寺格待遇する必要に迫られたとき、かつて知恩院が応仁の乱に難を伊香立に避けた危急存亡のさい、周誉珠琳に協力した洛中の門葉が十九寺院あつたという故事に鑑みて、満譽尊照の当代すなわち慶長年間に京都門末を代表するような有力寺院を十九ヶ寺選定したのではないかと考えられることである。

右の二つの答のうち、より蓋然性があるのは後者であると信ぜざるを得ない。以下にそれを論証していく。

三

応仁の乱より以前の洛中の淨土宗寺院は、まことに寥々たるありさまである。いま、『淨土伝灯總系譜』『清淨華院誌要』『黒谷誌要』『百万遍知恩寺誌要』等によると、わずかに清淨華院の礼阿、向阿の系統のみ采え、一条流の全盛をみるだけである。

西誉聖聰の嗣、大誉慶竺が関東より上洛し、百万遍に住し、ついで知恩院に転ずるや、情勢ようやく変り、大誉慶竺が百万遍の後住に同門の善誉良敏、知恩院の後住に同門の周誉珠琳をすえ、白旗派の京都進出に大きな足がかりを作った。百万遍の、大誉慶竺のあとを嗣いだ善誉良敏は、寛正二年七月十五日に後花園院より、

知恩寺為御祈願所、須致淨土一宗之興隆、專奉上祈朝廷万年之宝算者、天氣如レス、仍執達如レ件

寛正二年七月十五日

中御門
左中弁宣胤

という綸旨をたまひ（長篠山知恩）、さらにその後を嗣いだ法誉聖然は、

大納言日野豊光卿の息にして、朝家の帰依あさからず、文明五年二月十一日に後土御門院より

淨土一宗雖レ無_レ其例_二、依_レ為_二一宗第一_一之間_レ、着_二紫衣_一令_レ參_二内_一給_二、宣_レ奉_レ祈_二宝祚延長_一者、依_レ天氣_二執達如_一件。

文明五年二月十一日

頭右中弁綱光

知恩寺法晉上人御房

という綸旨を賜うている（恩等誌要）。百万遍は応仁の乱で焼失したにもかかわらず、ますます隆盛になっていった。一方、知恩院は、大誉慶の後を遡りだ周誉珠琳が応仁の乱で焼き出され、江州の伊香立へ逃れて、隆盛の百万遍とは対照的であった。周誉珠琳は伊香立に遷って数年後、文明四年四月には開山堂の再建のための勧進奉加を開始している（社雜事記）。これには將軍の足利義政の協力もあった（詳總門勧進之狀）。

長享二年ごろには一応の復興がなったのか、周誉珠琳は青蓮院の尊応

准后より「当院中興之開山」と称され、敷地山林等を安堵されている

（華嚴要略）。明応八年十月十八日、後土御門院の御不例に際し、祈禱卷数を献上し、翌九年九月二十八日、同院の崩御には三部經を願写したことと言上し、中陰中は三部經を百部読誦するなど朝家に接近し、文亀元年には知恩院が「勅願所之儀、永世異亂無之」の旨の綸旨を願い出ている（院印記採要錄）。これらは、復興をおえた知恩院がようやくに力を得て、百万遍や清淨華院と対抗して、淨土宗内の主導権を掌握しようとする意図をあらわしたものである。

これより先、文明十六年十二月十一日、淨教寺定意に香衣が聽されている。このように延徳二年一月二十日、智恵光院某に香衣が聽されている。このように

洛中をはじめ、地方の有力寺院の高僧にも香衣綸旨が下されるや、本寺はこの香衣勅許に執奏の労をとり、もつてその寺との本末関係をより明確にさせ、本寺の地位を公然化させる手がかりをなした。たとえば、知恩院の周誉珠琳は、延徳二年七月二十四日、本願寺某を伴ない、香衣の御礼に参内し、明応三年一月十三日、法然寺定譽の香衣を執奏している（以上淨上）。文亀元年七月五日、報恩寺慶譽の香衣を執奏している（宗大年表）。水野恭一郎「上京報恩寺」。また明応四年十一月二十七日には下総の弘経寺、同五年四月十一日には越中の極樂寺の香衣を知恩院より執奏しているので（宗大年表）、知恩院は洛中のみならず、地方寺院の香衣綸旨を執奏していることがわかる。しかして、百万遍もまた同時期に越前の報恩寺などの香衣を執奏しているので、知恩院と百万遍は、それぞれ香衣綸旨の執奏をめぐって、少なからぬ摩擦を生じるようになつたと推測される。

淨土宗の僧侶の香衣等の出世綸旨を執奏する権限をめぐる抗争は、いち早く百万遍が進み出る。大永元年七月二十九日、正法寺より後柏原天皇の勅請で百万遍に晋薫した伝譽慶秀は、大永二年九月二十二日から一七日間、禁裏にて大原談義を講じて、いよいよ後柏原天皇の帰依深くなり（寺庭志略）、大永三年閏三月二十一日、後柏原天皇より、「親王御方仰_二大永三_一後_二」

百まんへんよりかうゑの事、いつにても申され候へく候、ちおんみんより色々申さるゝしさい候つれとも、中々いはれなきよし、おほせられ候ほどに、なにのさういなき事にて、めてたくおほしめし候、けふあすにてもまいられ候へく候よし申とて候、かしく

くわんしゅ寺大納言とのへ

という女房奉書を賜わり、ここに香衣執奏権の勅許を得た（伊藤祐光『伊藤祐光研究』）。奉書に「ちおんふんより色々申さるゝしさい候」といわれるよう、やがて知恩院との間に本寺論争をひきおこした。青蓮院と叡山をまきこむ大騒動となつたが、天皇御自身が百万遍あての女房奉書に、知恩院側からの抗議があつても、「なかなかいわれなきよし、おほせられ候ほとに、なにのさういなき事」といわれたように、百万遍の一本寺たるの地位を認めて、香衣執奏の権限を取消しにならず、ついに沙汰止みとなつた。

『華頂誌要』以来、知恩院側は年月不詳、また意義不通の「広幡局奉書」をもつて、知恩院の浄土一宗の本寺としての地位をば、この本

寺論争の際に朝廷より認められた徴証であるかのようにいうが、この女房奉書は本寺論争とは別の論争に関連して出された女房奉書とみるべきであろう（伊藤祐光『伊藤祐光研究』）。しかしながら、知恩院はこの後も末寺の出世綸旨を執奏しているから、大永三年の後柏原天皇の女房奉書は、百万遍のみに宗門侶の出世香衣の執奏を限定するものではなかつたことがわかる。

一体、綸旨の執奏権を公的に承認されることは何を意味するか。それはまず第一に、本末関係の強化に役立ち、かつ一宗派の本寺として不動的地位を築くことができるるのである。たとえば、西山派に関してであるが、天文十七年十月二十五日、西山光明寺舜叔宏善に下された末寺出世の香衣綸旨の執奏勅許の女房奉書は、

「仰天文十七十五」

中世後期・近世初頭の知恩院と京都門中

にし山光みやう寺、たにことなるちょくくわんしょの事にて候へ
は、まえ／＼のことく、たうりゆうきまつ寺しゅつせの事とり申
され候へく候よし、御心え候ておほせつたへられ候へく候よし、
御心え候へく候。
とある（辻善之助『日本仏教』）。光明寺が西山派の本寺としての地位を、末寺の出世香衣の綸旨執奏の勅許によつて更に強めたことは想像にかけない。この意味でいうと、それが知恩院に勅許という形で承認されるのは、天正三年九月二十五日の所謂「毀破の綸旨」であるから、過ぎる感がぬぐえない。

四

知恩院は慶長の恢弘以前に、三度の回禄に遇つてゐる。永享の回禄（永享三年）、応仁の兵乱（応仁元年九月）、永正の回禄（永正十四年八月二十八日）の三度である。すなわち、

二十世空禪上人、二十一世大智慶、二十二世周智珠琳大和尚、二十三世勢智愚底大和尚、四世之間七十五年、三度之兵乱

火災、既退転可仕

という有様であった（要記録）。これらの兵乱火災の後の復興については、永正の回禄の後のものと推測される年月不詳の「總門勧進之状」に、（義教）造營興行不可レ回時日之由被仰出、御奉加添レ之、剩洛中逸士之淨土門念仏結衆、悉以可致奉加之旨、御下知嚴重之上、即時仏閣以下新成建立之處、其後応仁發大亂、悉被破壞、

干レ時住持柳營奉歎之間、即慈照院殿喜山（義）被レ仰ニ御奉加、
堂舎等成再建ニ之處、今度永正丁丑、不レ岡発災火、片時成灰
燼、雖レ然本尊真影並伝紀等皆以安全、爰以仏殿方丈文庫裡裡等粗
立、偏是善巧方便所レ致也、兼亦任往古元規、為レ叡慮總門以
下再興之儀、雖レ被レ仰出、有レ志無レ力、故唱レ奉加於都鄙。

とあるように、都鄙の淨土念仏衆の奉加によるところ多大であった。
膝下の洛中門葉はこの知恩院の復興に協力したと推測される。そこに
は祖師の遺跡を守護する心構えがあつたのである。

勢譽愚底が知恩院を辭するに際し、その後住に洛中門葉の報恩寺慶
誉を再三すすめたが承諾なかつた。勢譽愚底は永正七年五月六日付報
恩寺慶誉宛の書状で、宗祖への報恩謝徳をしきりに説いている点が注
目される（水野前）^{（括語前）}、結局、勢譽愚底の後繼には三河信光明寺の肇譽訓
公が迎えられたが、まもなく前記の永正の回禄に遇い、復興に努力し
た。肇譽訓公は永正十七年八月十五日に示寂し、その遺言に従がい、
超譽存牛が迎えられることとなつた。超譽存牛が固く辞退したので、
後柏原天皇は綸旨を賜い、京都の門徒の淨教寺など六ヶ寺が連署して
招請した。その招請状にいわく、

知恩院住持職之事、任肇譽上人御遺言旨、以レ使僧レ被レ申入レ候
之処、堅御辭退不可レ然候、就斯既達寂聞レ被レ成綸旨訖、仍
門徒中会合東山、同心令レ申候、不レ被レ及レ御斟酌、早々有レ御
上洛、被レ調ニ公私之御礼、可レ被レ下レ影前焼香一事、且御報謝、且
冥加候哉、（中略）仍連署如レ件

永正十七年十一月廿日

知恩寺開誉（花押）	智恵光院淨譽（花押）
法然寺德譽（花押）	知恩寺伝譽（花押）
報恩寺慶譽（花押）	宝泉院上譽（花押）

信光明寺 侍者御中

（知恩院文書）

ここにも祖師への報恩謝徳がいわれている。そうなればこそ、京中の門徒が同心して招請したのである。署名の六ヶ寺はいずれも京都の淨土宗の有力な寺院であったと考えられる。淨教寺、法然寺、報恩寺は十九ヶ寺の中に含まれる。智恵光院は含まれないが、やはり中世の文献に頻出する著名寺院である（智恵光院が十九ヶ寺に含まれないのは、十九ヶ寺制が定められた慶長・元和年間には何らかの事情で退転していたからだと思われる）。宝泉院は他の文献にあらわれない。慶長より前に既になくなっていたか、他の寺院名に改称されたか、のいずれかである。

ここで知恩寺伝誉が加判していることに注意しておきたい。この史料によつて、百万遍が知恩院の末寺に列せられていたことの証拠にはならない。この三年後に、例の本寺論争が惹起することを考え併すと、知恩院住持招請における百万遍の加判は、本末関係の枠をのりこえて、吉水の流れをくむ淨土宗の門徒がひとしく一致して祖師の遺跡を守り、御影をかかげ、報恩謝徳を當るべき聖地であるという意識にもとづく

ものであった。

われわれは、京中の淨土宗の門徒が東山の知恩院に会合して、知恩院の住持を招請する慣習を見出すのである。これは知恩院の本寺としての地位や性格を考えるときに念頭に置かねばならないことである。

知恩院はこれより先の明応年間から淨土宗侶の出世香衣の綸旨執奏を通じて本寺の性格を強めたが、依然、本末関係の境外にある祖師遺跡にすぎないという側面を否定できず、淨土宗侶の出世香衣の綸旨執奏の掌握による一宗本寺の性格は百万遍に一步先んぜられたのである。

そもそも出世綸旨は淨土宗の場合、人爵といい（光音一）僧個人に付される榮譽の性格をもち、香衣ないし紫衣被着の勅許であつて、住職の発令ではなかつた（ただ勅願寺など特別の由緒寺院は禪宗の五山と同じく寺爵の性格をもち住職の発令が出世の綸旨として下されることもあつたが、一般的でない）。だから淨土宗侶の出世の香衣紫衣の綸旨執奏の權をもつて、末寺への支配力を強めることは本来できない建前であった。しかし執奏の労をとつてやつた寺院との間に本末関係をとりむすんで、一宗の本寺たる地位を構築していくとする動きがでるのは別の面からいえば当然のことであった。

ところが、出世綸旨が元来人爵の性格をもつことからすると、主上の帰依をうけたり、主上に近侍する貴紳や女官の帰依をうけたりする宗侶や、勅願寺ないし貴紳の祈願寺の多い京洛の場合、出世綸旨は知恩院の執奏を介さずとも直接に賜うケースが多くあったのではないかと推測される。寺誌類によると、淨福寺は後柏原天皇より不斷念佛の綸旨を賜い、後奈良天皇の勅願寺となり、報恩寺は後柏原天皇より勅

願および仏牙舍利等の宝物を賜い、上善寺は後柏原天皇より不斷念佛の道場として勅願寺となり、淨教寺はすでに後花園天皇の勅願を賜い、陽明門の施捨をうけ、法然寺は後奈良天皇の勅願寺となり、本覺寺は後柏原天皇より宸翰弥陀經、中興開山玉翁に団譽上人の号を賜うている。後柏原天皇および後奈良天皇の頃にかけて、両天皇の淨土宗御信仰の篤きにより、格別の帰依をうける寺院や僧侶がふえ、從前、皇室と末寺の間の斡旋の労をとることに、本寺の地位を築いていた知恩院にとって不都合なケースが出現すること屢々あつたと考えられる。

知恩院に相談なく、天皇や貴紳の帰依僧ということだけで出世綸旨を賜わること、勅願寺に列せられること、勅額等を賜うことは、知恩院を無視することになる。それは知恩院の本寺たる面目、存在意義が失なわれることであるから、知恩院にとって本寺にそむく行為となり、糾弾の対象となるのである。ここで知恩院に蔵する意義不通の「廣幡局奉書」に言及しておこう。これは大抵大永三年の知恩院・百万遍本寺論争の際に知恩院が一宗の本寺として認められた証として引用されるが、かつて伊藤祐晃氏が指摘したように本寺認定の奉書ではない（前掲）。天文二年四月十四日、百万遍あてに下した坐次の綸旨、

當寺之門徒末寺等、參会之時、座次事、可_レ以_テ當寺住持_ヲ為_シ坐上_上之員、被_レ聞食_シ畢、不_{可_レ}有_レ相違_ニ之由、天氣如_レ此。仍執達如_レ件。

天文二年四月十四日

知恩寺伝管上人御房

左中弁兼房

或問、本末会合之時、本寺坐上、不可レ及勅許^二、曰、末寺等之等字、所該廣矣、不啻當寺門徒、須^三合^二淨土第一之綸旨^一見上焉」という。「當寺之門徒末寺等」とは、いわゆる百万遍の門徒末寺とみなされているものだけを指示するのではなく、ひろく淨土一宗の門徒末寺を指すものだと主張する。しかば知恩院はもとよりその門徒末寺とみなしていたものが百万遍の下に隸うことになり、知恩院の本寺たる資格を喪失する羽目に陥る。そこで知恩院から朝廷へしかるべき抗議が行なわれたに相違ない。その言訳として出されたのが、消息の形式をとる「広幡局奉書」である。以下この奉書を解釈してみよう。

ちおん院より申いたし候りんしたされ候末寺のほかには、もんともいり候ましき事にて候へとも、ちおん寺よりはすらわしく申につきてかさねてわたされ候

〔知恩院より執奏して出世綸旨を出された末寺以外を（淨土宗）門徒の中に含むべきではないが、彼の寺があんまりやかましく請求するものだから、そんな表現をしただけである。その旨を了解してもらいたい。〕

ここまでが、さきの坐次綸旨の言訳であるが、後半は別の内容で、本寺の知恩院に背反する末寺のあることの愁訴に対する回答であろう。返々末寺の中にはきせいある寺にて候とも、本寺知おん院にたいしては、さらに所そんあるましき事にて候とおほしめし候

〔ところで、末寺の中にたとえ勢力のある寺であっても、本寺の知恩院に対し更に意を含む所あって背いてはいけない、とくれぐれも天皇様は思召になつております。〕

この奉書にいう「本寺ちおん院にたいして」「所そん」を申す「きせいある寺」とは、具体的には本寺を介さず出世綸旨などを拝受するおそれのある京中の有力諸寺院を示唆するのではないか。

知恩院はこのような京中の有力寺院に支えられながら、漸次の発展をとげ、しかもそれらの寺院を末寺として本末関係を樹立したが、十分に統制することができなかつたのではないか。知恩院は天正三年に至つて一宗の本寺として、諸国^三の宗侶の出世綸旨の執奏権を承認された。その付帯条件として著名な「毀破」すなわち「ほんちをそむき候はゞ、なん時もきは候へき」（女房奉書）「若掠^二上儀^一申^三請綸旨^二」者、雖^レ為^ニ何時^ニ可^レ被^ニ毀^レ破^ニ之由^一（綸旨）は、上記のことより推せば、主として京都の有力寺院を暗に対象にして言つてゐる言葉であることが判明する。本寺を背くことは本寺を経由せずして綸旨を申請することであり、それを行ないうるのは実情として京都の有力寺院以外にないからである。この「毀破綸旨」によつて、ややもすれば知恩院との本末関係を逸脱しそうな傾向にあつた末寺が、より一層知恩院との本末関係を強化させられていくことになつたといえる。

なお付言しておくと、天正三年の「毀破綸旨」は他の本寺つまり百万遍や淨華院の執奏により出された綸旨を破れというのではない。
「一宗」のことばは今日のごとく淨土宗（鎮西派）すべてを含んだい方ではない。知恩院にのみ宗侶の出世綸旨の執奏が限定されるのは、いわゆる紫衣事件の寛永四年七月に諸宗出世法度が出されてからである。

五

「毀破綸旨」は知恩院を単なる祖師の遺跡から、一宗の本寺の地位に昇華する絶好のテコとなつた。とくに「毀破」の付帶条件によつて、地方寺院はいうまでもなく、とくに京中の有力寺院を末寺として完全に把握できるようになつた。たとえば淨福寺は天正年間になって知恩院の末寺になつたというが（來徳年略記）、この綸旨が出る以前に京中で勢力ある寺院の大部分が知恩院の末寺として固定しつつあつたのではないか。そういう末寺の有力寺院の所遇は他の末寺の所遇に異なつてしまふべきであるから、十九ヶ寺制の原型はこの天正の初年にもとめることができることができる。

ところで、天正三年の毀破綸旨は多分青蓮院の斡旋で出されたと推測される。『華頂要略』門主伝によると天正九年より慶長四年まで淨土宗僧の長老成の謝礼として十帖一本ないし銀五匁等の金品を上納している記載がある。これは知恩院からの執奏の申次としての謝礼であろう。青蓮院の申次なければ知恩院からの執奏がかなわなかつたのか、あるいは毀破綸旨の斡旋の代償として、知恩院からの執奏の申次といふ形式で謝礼を納めることにしたのではないか。後者の方が実情に近いと思われる。青蓮院への長老成（出世綸旨を押すことを）の謝礼が慶長四年で途断えているのは、慶長三年八月二十四日、知恩院は甘露路家、百万遍は広橋家の申次で、各々香衣勅許と定められたこと（御昌勝記）に由る。執奏の申次が青蓮院から甘露路家に変更されたことの歴史的意義を的確にいうのは困難であるが、知恩院が青蓮院よりの独立性を一層高めた

ということだけはいえる。

こうして知恩院は再興の業を遂げ、出世綸旨の執奏によって諸国寺院や洛中の有力寺院を勢力下に入れ、一宗の本寺の面目をととのえた。天正元年に織田信長は百貫文の地を寄進し、さらに聖譽貞安（大雲院開山）の取持によつて新しく百石の地が寄進されている（文書）。信長にかわり天下の権柄を握つた秀吉の天正十三年十一月二十一日付の寺領安堵状によると、知恩院は百九十石、百万遍は三十石、淨華院は五十石、金戒光明寺は百五石であつた（文書）。寺領の多寡で論ずるのは無意味であるが、これだけみても、既に知恩院は他の本寺格の三ヶ寺を追い超し、首位に立つだけの偉容を整えていた。

もともと知恩院と徳川家の関係は深く、二十三世勢譽愚底は三河松平氏の菩提所の大樹寺の開山でもあり、二十四世肇誉訓公、二十五世超誉存牛は同じく松平一門の菩提所の信光明寺より転じている。ことに超誉存牛は、徳川氏の遠祖・松平親忠の息であるという関係から、松平長親は天文二年二月十日、二十七世德譽光然に報謝米・鳥目を寄進している（知恩院記）。二十八世浩誉聰補は天正三年五月の長篠合戦の勝利を祝福して使僧を家康のもとに遣わしている（文書）。つぎの二十九世満誉尊照は内大臣万里小路秀房の孫である。満誉尊照は家康の猶子となり、知恩院に住したとの伝が人口に膾炙しているが、事実は定かでない。ただ、『旧記採要録』にいうがごとく、家康が京大阪に滞在する度に満誉は家康と出会い、二人の交際は次第に深まり、おのずと寺檀関係を形成していったと考えられる。

満誉尊照は家康の領する関東地方の浄土宗寺院との本末関係を徹底

させるため、家康の内証を得て、光明寺を始め、関東の諸檀林へ「関東浄土宗諸寺院法度」を、慶長二年九月二十五日に下した（光明寺）。

これは知恩院が関東の諸檀林よりも優位に立ち、かつそれらの本寺であることを主張したのである。二日後の九月二十七日に増上寺の源誉存応より、増上寺門家の主世綸旨は本寺の知恩院より執奏されるべき旨の請書が知恩院宛に提出され（文書）、ここに増上寺が知恩院の末寺として位置づけられることになった。そして源誉存応は翌々年の慶長四年九月六日、知恩院の執奏により紫衣綸旨を賜わっている（文書）。

これまで増上寺の門家（門末宗侶）は百万遍や金戒光明寺の執奏を仰ぎ出世綸旨を頂戴していたのであるから、別にことさら知恩院の執奏を仰ぎ、その末寺になることを表明しなくてよい筈であるが、結局のところ、浄土宗侶の出世綸旨の執奏権をもつ在京の本寺格寺院の知恩院、百万遍、清淨華院、金戒光明寺のうち、京洛の有力末寺の大部分を傘下に入れて寺勢上昇はなばなしの知恩院と本末関係を固定させた方が得策であるとの判断に基づくのであろう。

これより先の文禄二年に始まつた念佛三毒滅尽不滅尽諍論は、慶長二年に至り源誉存応の力で事態が拾収された。この年の京都における問答は大雲院の聖譽貞安により判決が下された。これに関連して源誉存応は、かかる異端者を日本国中から追放し、高札を立て天下に明示されてしかるべきで、もし本寺として十分に監督せず、異端者を出すならば、関東の諸寺は知恩院に背くであろう、と恫喝している（宇高良東淨土宗法度の成立過程について』日本歴史二五七号）。 浄土宗鎮西派の拠点ともいふべき関東の諸寺院に背かれては一宗の本寺としての面目がまるつぶれとなるので、この

桐閣に届せざるを得なかつた。ところが、慶長十年九月二十七日、京都に異安心を唱える者があらわれた。了譽聖閻忌の法談で信楽寺某が異安心を唱えたので二日後に京都の惣門中が衆議一決して真譽を擇出せしめた。その連判状は

先年安心之儀ニ付、都鄙之以記録落着仕候処ニ、今度了譽忌來頂役之法談ニ、信楽寺当住持重而被申事、為私曲之間、惣門中衆儀一決之上、彼仁者擇出仕候、仍連判次第

大雲院聖譽	報土寺泰譽
専称寺諦譽	正定院深譽
本覺寺舜譽	專念寺伝譽
淨福寺城譽	大超寺泰譽
淨善寺十譽	來迎院弁譽
天性寺眼譽	淨運寺登譽
西園寺天譽	弘誓寺善譽
常林寺闇譽	永養寺証譽
法然寺玄譽	定國寺深譽
淨教寺爽譽	淨德寺伝譽
勝円寺日譽	觀譽
聖德寺美譽	善光庵深譽
見性寺覺譽	真教寺馨譽
報恩寺順譽	稱名寺相譽

右所定如件
慶長十年乙巳九月廿九日

とある。異安心者を放置しておけば、さきの存応の申込みにより、知恩院に難儀がかかること必定で、惣門中一致団結して異安心者を擯出したことなきを得たのである。この連判状に名を連ねているのが、当時の洛中における知恩院の末寺の全てであるとは断定しにくいが、知恩院を支えた有力寺院であったことは想像に難くない。この連名寺院の中に、例の十九ヶ寺のうち、西方寺と信行寺を除く十七ヶ寺が含まれていることに気付く。われわれは、十九ヶ寺制のほぼ大枠がこの慶長十年のころに出来ていたと推測するのである。

六

以上の論述の要点はつぎの通りである。知恩院は迂余曲折を経て、遂に一宗の本寺としての地位を確固不動のものにしたが、それには並々ならぬ洛中門末の有力寺院の協力によるところ大であった。それら諸寺院を末寺として叢下に入れることにより、在京の他の三本寺を一頭地ぬき、関東の光明寺・増上寺などの諸檀林をも末寺に組入れ、いわば淨土一宗の総本山の寺格を有つことが出来たのである。知恩院が淨土一宗の総本山としての寺格を一旦確立すると、一宗の大部分の寺院を知恩院の末寺に組込むことが可能になり、洛中の諸寺院は総本山の麾下として宗政上の發言力を高めたと思われる。知恩院が一宗の本寺たりえる要件は、宗侶の出世綱旨の執奏権を公的に承認されていることであるが、洛中の有力末寺は、地方末寺から本山への取次、すなわち口入を行なう立場にあり、それに付随する有形無形のメリットがあつた筈である。換言すると、知恩院と洛中の有力末寺とは一体の運

命共同体とも表現される関係であった。

さて、慶長十二年十一月二十七日、知恩院宮門跡が創設せらるることになり、八宮皇子の入室が決まり（御湯殿上日記）、慶長十四年四月十六日、満譽尊照が僧正法印に任せられ（文書）、知恩院はいよいよ一宗の總本山としての尊嚴さをそなえ、他宗派の本山に比して遜色ないものになつた。慶長十六年正月、法然上人の四百回御遠忌が知恩院にて勤修されたことになったが、その聖辰にあたり満譽尊照は、周譽珠琳の代に知恩院が応仁の兵乱に遇い、対難を近江伊香立へ避けた際、まさに断絶せんとした毎年の御忌法要の勤めに、京都の門葉十九寺が参集して法灯を繼いだという故事に準拠して、当時の知恩院の隆盛に大功のある寺院を十九ヶ寺選定し、本寺知恩院の住持はこの十九ヶ寺より転昇すべきであるとの意向によつて、十九ヶ寺へ入院する仮の儀式を執行した。これはまさに運命共同体の最大のセレモニーであつた。それに本末関係の緊密さを誇示して動もすれば本寺の意のままにならない末寺の出現を食い止め、末寺をコントロールする必要もあつた。以後、知恩院の住持が関東から幕命により晋山してからも、セレモニーの残滓として、十九ヶ寺廻礼に形を変えたのである。

七

知恩院とその麾下の京都門中とくに十九ヶ寺とが宗政上の権力を持ちえたのは僅かの期間だけであつた。

京都門中で最大の実力をもつ大雲院貞安はしばしば本寺に対しても届な点があり、ことに慶長十六、七年ごろに、貞安が知恩院と不和の

百万遍へ入寺するという噂が流れた（發書状「筆跡類聚」所載）。さらに貞安は慶長十八年六月、紫衣綸旨を望み、金地院崇伝を介して徳川家康に申込んだが、崇伝はこれを取上げなかつた（本光明日記）。教團を封建的に

厳しく統制しようとする幕府には、本寺に敵対し、教團内部の格付けをくすぐるような貞安の要求に応じられなかつた。ことに貞安の場合、勝手に本山の住持をねらい、紫衣を希望し、幕府の目の届かぬ所で勅許になる可能性があるので、幕府はもつとも警戒しなければならなかつた。六月十六日、ただちに幕府は京中の諸宗本山に対して「勅許紫衣之法度」を出した。大徳寺、妙心寺、知恩寺、知恩院、淨花院、泉涌寺、栗生光明寺の各寺の住持任命に関して、

右住持職之事、不_レ被_レ成_二勅許_一以前、可_レ被_レ告知_二、為_二仏法相続_一、撰_二其器量_一、可_レ相計_二、以_二其上_一入院之事、可_レ有_二申沙汰_一者也

というのである（本光明日記）。今後本山住持の任命に幕府の承認を必要としたのである。これ以前知恩院は、第二十一世大誉慶竺より連綿と統

けて法系相続、すなわち先住の推挙ないしは遺言による法系の相承を重視し、候補者がそれを固辞すれば京中の門葉一決して招請する慣例であつたが、「勅許紫衣之法度」の発布からは法系相続の伝統が消滅して、幕府の命で入院する台命住職に代つた。知恩院の後任住職の決定に、知恩院とその麾下の京都門中の意向が反映されない体制が敷かれたのである。

さらに元和元年七月に発布の「淨土宗法度」（元和条目）の第七条に、一、糺明學問之年臘、増上寺当住並其談義所之能化、以_二兩判

添狀_一、可_レ啓_二本寺_一、於_レ令_二満_一足_二拾年稽古_一者、可_レ令_レ預戴正上人之綸旨_一、不_レ至_二式拾年_一者、可_レ為_二權上人_一事付、十五年以來之出世之座次、可_レ有_二正權_一事

とあって、正上人・權上人の号ならびに香衣被着の綸旨執奏には今後必ず増上寺住持と檀林住持の両判添狀がなくてはならぬことに規定された（知恩院文書）。それは綸旨を頂戴するものには修行の年臘を証明する必要があるというものが名目である。しかし実は知恩院の掌握していた一宗門侶の出世綸旨の執奏するという大権の実質を増上寺へ移したことを意味する。幕府の権力に支えられた増上寺の觀智國師（存應）は、元和条目の発せられた翌年の元和二年の暮、この規定を励行すべく、増上寺と檀林の推挙ないものの綸旨を毀破し、その者を追放するように、知恩院へ申入れている（玉山成光一著「光觀智國師」）。末寺僧侶の出世綸旨の執奏権を幹にして一宗の総本山たる寺格を樹立した知恩院は、いまその実権を

関東の増上寺・諸檀林にとられ、名目ばかり高く、宗政上の実権をもたない総本山になつたのである。

しかも元和条目の第二十四条に、

一、出世之官物之事、綸旨之分、銀子武百文目、參内之分五百文目、若為_二兩樣同時_一者、七百文、相定上者、不可_レ論_二米穀之

高下_一事

と規定された。これによつて宗侶の出世は「綸旨」と「參内」、そして「兩樣同時」の三種に分かれ、前者の「綸旨」拝受のみを一般とし、「參内」および「兩樣同時」を特殊として由緒寺院にのみ限つたのである。一般寺院は參内せずに総本山の知恩院より綸旨が下附された。

それは元和条目の「綸旨之分」銀二百目（当時の米相場で換算して米十二石）を、寛永四年八月六日（例の紫衣事件の直後）に米十三石に増加する際にも、「参内之分」以下が問題になつていいことから傍証される（本光國）。

要する所、元和条目に至り、嘗て知恩院が一宗の本寺として掌握していた出世綸旨の執奏は、その機能を増上寺に奪われ、職能のみを有する「総本山」になつてしまつた。もともと出世綸旨は、「着香衣」令參内、宣奉祈宝祚延長」の文言の通り、参内を原則とした。

故に知恩院の住持は末寺の宗侶の出世綸旨を執奏し、その拝受には末寺の僧を伴ない参内し儀礼を勤めたのである。京中の有力寺院もその際、斡旋、宿坊等の種々の形で口入したものである。この「参内」が元和条目で特殊の扱いになり、参内せずに知恩院より下附するを通例とするに規定されると、知恩院および麾下の洛中有力寺院の運命共同体がもつていた宗政上の権限を否定することを意味したから、いわば

運命共同体的一大危機の事態に陥つた。そこで運命共同体の総帥の満譽尊照は、洛中の有力寺院を他の都鄙の一般末寺と区別して、せめてもの威儀を誇示するため、例の十九ヶ寺には「参内」を認め、一方で他の末寺には参内に代るものとして「内参内」と称してこの十九ヶ寺へ廻礼させることにしたのではないか。さらに、「内参内」は参内に代るものであるから、禁中へ上納の官物に相当のものを、知恩院へ納入の官物から割いて、十九ヶ寺へ分与したのではないか。

冒頭に陳述したが、十九ヶ寺廻礼を内参内と称すること、官物を分配すること、この二つに関して『惠照山創草以来編年略記』は慶長十六年条にかけるが、元和条目が発せられた元和元年以降に制度的に定着したと思われる。

以上、十九ヶ寺制の成立前史すなわち知恩院と京都門中の発展過程の考察を終る。

一遍の宗教体験

近藤徹称

- 序
一、生死のことわり
二、捨ててこそ
三、十一不二頌
四、六十万人頌
五、念起即覺
結

序

一遍（一二三九）は「凡そ大乗の仏法は心の外に別の法なし。」ただし聖道は万法一心とならい、淨土は万法南無阿弥陀仏と成するなり。万法も無始本有の心徳なり」という。一遍によれば、大乗の仏法といふのは、われわれの心をおいてほかにはない。これを聖道門では「万法一心」とい、淨土門では「万法南無阿弥陀仏」という、というのである。南無阿弥陀仏は阿弥陀仏の名号であり、同時にそれは、われわれの主体をその底に超えた根源として、心の本分とも仮性ともいわれ、また無分別智とも大円鏡智とも自受用智ともいわれる。一遍にとっては、南無阿弥陀仏は、此土と彼土とが未だ意識される以前、法藏

菩薩が作仏の誓願をおこす以前の消息であつて、彼土も此土も、阿弥陀仏も衆生も、そこから分かれて出るその源である。本願も実はそこから発するのであり、仏の正覚も、衆生の往生も、そこで成就するのである。一遍が「いづれの教にても、能所の絶する位に入つて生死を解脱するなり。今の名号は能所一体の法なり」とい、さらに「南無阿弥陀仏の名号には義なし」「無名字とはこれ名号なり」というのは、能所未分以前の機微が名号にこもつてゐるという意味である。南無阿弥陀仏は無名字がみずから名告りをあげた無名字の名字であり、そこに一切が転ずる契機が生まれるのである。したがつて、南無阿弥陀仏はスター・ティックな一では決してない。一遍は南無阿弥陀仏を「獨一の名号」と呼んでいるが、南無阿弥陀仏は「獨一の名号」でありつつ、その背後には阿弥陀仏があり、法藏菩薩の誓願がある。誓願があるから、そこに衆生と仏、娑婆と淨土とがあつて、それらが相互に否定し対立する立場に立つ。衆生と仏、娑婆と淨土とが、相対的二元的な立場に立つ限り、どうしても矛盾は回避できない。矛盾を回避しようとなれば、矛盾はさらに矛盾を生み、その矛盾は直線的に無限に延びて

いくことになる。矛盾を回避するためには、矛盾をそのままその底に脱自する以外はない。浄土教では、このことを、称名を媒介として此土から彼土へ往生するという。一遍にとっては、往生とは名号そのものに徹することであった。名号そのものに徹することによって、個別的な主体をその底に脱自し、「心の本分」を証得することであった。そのことは、南無阿弥陀仏である万法、「無始本有の心徳」である万法が往生することである。一遍が「よろず生きとし生けるもの、山河草木、ふく風、たつ浪までも、念佛ならずということなし」というよう、私を超えた一切万法が往生することである。

以下、『一遍上人語録』を手がかりに、『一遍上人聖絵』をも参照しつつ、一遍の宗教体験を跡づけてみたいと思う。引用文の中、特に『聖絵』ことわらないものは、すべて『語録』（日本古典文学大系 岩波書店）からの引用である。

一、生死のことわり

弘長三年癸五月廿四日父如仏帰寂の時、本国に帰り給ぬ。そのち或は真門をひらきて勤行をいたし、或は俗塵にまじはりて恩愛をかへりみ、童子にたはぶれて、輪鼓をまはすあそびなどもし給き。ある時此の輪鼓地にをちてまはりやみぬ。これを思惟するに、まはせばまはる、まはざざればまはず、われらが輪廻も又かくのごとし。

妄心であって、真実心ではないというのである。

われわれ人間をも含めて、すべての存在は、始めもなく終わりもなく、無始無終に流転する無常なる存在である。われわれが無始無終に流転する無常なる存在であるということは、われわれの存在の根底が無限に開けているということであり、われわれが本質的に「無」を根拠として成立しているということである。われわれは本質的に「無」を根拠としているから、無常なる存在であり、刹那刹那に生滅する存在なのである。いいかえれば、生滅が「刹那」生滅であるということ

相依の法、邪正一如は実業のことはりなれども、在家にして精進ならんよりは、山林にしてねぶらむにはしかじと仏もをしへ給へり。又聖としかとは里にひさしくありては難にあふといへる風情もおもひあはせらるる事侍り。しかじ恩愛をして無為にいらんには。

この『聖絵』の文によると、一遍は、主体的に「生死のことわり」を知り、「仏法のむね」を体得し、「恩愛をして無為にいる」一步をふみ出している。ここにいわれている「生死のことわり」とは、いかなる意味であろうか。「仏法のむね」とは果たして何であろうか。一遍は『語録』にいう。「身は無常遷流の形なれば念々に生滅す。心は妄心なれば虚妄なり。たのむべからず」と。「身は無常遷流の形なれば念々に生滅す」とは、自己および自己をとりまくすべての存在は、始めもなく終わりもなく流転してやまない無常なる存在であるから、刹那刹那に生滅するというのである。「心は妄心なれば虚妄なり」というのは、われわれが日常たよりにしている分別心は、実は虚妄心であって、真実心ではないというのである。

らない。したがつて、刹那生滅の流転は、不生不滅的な生滅の連鎖であり、いわば非連続的な連続であって、これを実体化し、対象化することはできない。ところがわれわれの分別心は、刹那生滅の流転を連続的な生として把握し、しかもその生に執着して、これを実体的に有として捉える。一遍が「生死というは妄念なり」というその生死は、このように連続的にみられ、有化し、実体化して捉えられた生と、その終極として把握された死とである。そして生死が本来刹那生死であることを十分に自覚せず、生死を相対的に見る分別心にひそむ生死への執着心、これが「妄」心とか「妄」念とかよばれる虚妄性の本質である。虚妄なる分別心は、その根底に自我の意識を伴うから、能所主客を分かつだけでなく、そのいざれをも有として、実体として執着する。一遍が「有心は生死の道、無心は涅槃の城なり……分別の念想おこりしより、生死は有なり」というように、分別心が有るから、生死への執着がおこるわけである。生死を有として執着する分別心がなくなければ、その端的に無生死的な生死の自覚、即ち涅槃の自覚が現成する。したがつて有分別心を捨てて無分別心へ、生死的な生そのものに死にきつて無生死的な生死の自覚へ、主体的に転換がなされねばならない。その転換を可能にする媒介、それが一遍においては他力の名号である。

一遍は生死を解脱する方途として、他力の名号に帰した。一遍が生死を離れるために、他力の名号に帰して聖道自力を選ばなかつたのは、自力の行につきまとう我執をそこに見出したからである。一遍が「我も此（聖道）の法門を人に教えつべけれども、当世の機根においては

かなうべからず。いかにも煩惱の本執にたちかえりて人々を損ずべき故なり」とい、また「自力の時、我執懈慢の心はおこるなり」「いかにも我執あらば修行成すべからず」といつて、我執を忌避したのはそのためである。聖道門が我執を伴いやすいのに対し、「浄土門は、身心を放下して、三界六道の中に希望する所ひとつもなくして、往生を願ずるなり。此界の中に一物も要事あるべからず。此身をここに置きながら生死をはなる事にはあらず」と一遍はいう。浄土門は、我執のまとわりついたこの身をここに置きながら生死を離れるのではなく、死に、生死流転する身を捨て、虚妄なる我執の心を放下し、この世のものは悉く捨てさつて他力の念仏に帰するのである。したがつて一遍にとつて念仏とは、いかなる意味においても自力の行ではなく、法そのものの働きとしての本願他力の行でなければならない。たとい称名念仏であつても、その根底に少しでも自力のはからいが働きいたらば、それは他力の行ではないとして退けられる。他力の念仏は、あくまでわれわれの生死的な主体を超えて、分別を越えたものではあるが、われわれが身心を放下し、一切のはからいを停止したときに、それは初めて、法の働きかけとして、如來の本願力として、主体の根底に自覚されるのである。というよりはむしろ法の働きかけにより、如來の本願力の現前において、われわれの身心が放下せられ、一切のはからいが停止せられるのである。いいかえれば、如來の本願力の現前は、われわれにとっては、主体そのものの死、つまり「大死」として自覚されるのである。一遍が「およそ一念無上の名号にあいぬる上は、明日までも生きて要事なし。すなわち、とく死なんこそ本意なれ」とい

つて、如來の名号にあつたら直ちに死ぬのが本意であるというのはその意味である。一遍は「一念無上の名号」の現前において「大死」を自覺したのである。他力の名号は、それ故に、名号をとなえるその一念の直下に、生死的な生に執着する我執の迷情を離れて、無生死的な生死の自覺に立たしめるものである。生死が本来「刹那」生死であるということの真に主体的な自覺は、いまここで生死そのものをそのもとにおいて脱却し、生死の直下に無生死を自覺することにほかならないからである。「生死のことわり」とは、このような生死即涅槃のことわりなのである。「仏法のむね」とは、このことをおいてほかにはない。一遍はこのような「生死のことわり」を知り、「仏法のむね」を得て、遁世への一步をふみ出したのである。

一遍が妻子を捨て、恩愛を捨てて遁世する場合に、「里にひさしくありては難にあう」という刃傷沙汰を一遍は経験したようであるが、しかし再出家の直接の原因がたとい何であつたにせよ、「身命を山野にして、居住を風雨にまかせ」る決意のうちには、やはり死の自覺があつたにちがいない。その死は、生に対する單なる死の自覺ではなく、「刹那」生死の自覺のもとにおける主体そのものの死の自覺である。一遍の念佛が、主体の直下における今ここでの大死の念佛であるのは、その出発点において、主体的に「生死のことわり」を知り、「仏法のむね」を体得した、自覺的な遁世であつたことによるものといわねばなるまい。

二、捨ててこそ

「身は無常遷流の形なれば念々に生滅す。心は妄心なれば虚妄なり。たのむべからず。」これが一遍によつて主体的に自覺された現実相であったが、この中には一遍の無常觀と下根の自覺とが明らかに示されている。一遍は、この無常觀と下根の自覺に促がされて「身命を山野にして」たわけであるが、そのとき一遍の脳裏にえがかれていたのは空也の「捨聖」の姿であった。一遍は「遁世のはじめ、空也上人はわが先達なり」といつて、「三業を天運に任せ、四儀を菩提に譲」った遊行の生涯を送つたが、その遊行は一遍が空也の行履をいかに慕つたかを物語つてゐる。一遍が「我れ身命を愛せず。ただ無上道を惜しむ」といゝ、また「仏法には身命を捨てずして証利を得る事なし。仏法にはあたいなし。身命を捨つるが是あたいなり」といつて、身命財をなげうつたのも、全く空也の影響であるといわねばならない。

一遍は、自分が「捨聖」の立場をとるのは下根のためであるとし、そのことに関して、次のようにいふ。「念佛の機に三品あり。上根は、妻子を帯し、家に在りながら、著せずして往生す。中根は、妻子を捨てることをいえども、住処と衣食とを帶して、著せずして往生す。下根は、万事を捨離して往生す。我等は下根のものなれば、一切を捨てずば、定んで臨終に諸事に著して、往生をし損ずべきなりと思う故に、かくのごとく行ずるなり。よくよく心に思量すべし」と。ここにいわれる上根は、親鸞を指している。親鸞は破戒の身を恥じて、「悲しいかな、愚禿鸞」とみづからを歎いているが、その親鸞も、一遍の立場から見れば、上根の人である。一遍は、「魔に付いて、順魔、逆魔のふたつあり。行者の心に順じて魔となるあり、行者の違乱となりて魔となる

あり。ふたつの中には順魔がなお大事の魔なり。妻子等是なり。」といつて、妻子等の「順魔」は、病患災難などの「逆魔」よりも恐ろしい魔として退けている。そこには、一遍が家庭にとどまり得ないで、妻子も家をも捨てたことへの深い自己省察が秘められている。親鸞はいわゆる「非僧非俗」の立場をとった人であるが、彼の非僧非俗の立場は、半僧半俗というような中途半端なものではなく、僧という観点から見れば、一般の僧よりも徹底した僧であり、他面、俗という観点から見れば、これまた徹底的に俗で、俗の底を貫いて俗でないところから俗に生きた。世間からみれば、不徹底な半僧半俗に見えるかもしれないが、親鸞においては、全僧全俗ともいうべきいきかたであった。そのようないきかたは、一遍にとっては、到底まねのできない上根の人のいきかたであった。一遍が、遊学先の九州から故郷の伊予に帰つて、還俗したころ（一二六三）、親鸞（一一七三—一二六六）は京都にいたわけであるが、一遍は親鸞の存在を意識していたのであらうか。

親鸞を上根とすれば、中根は誰か。中根は、「僧」ではあるが、衣食住を帶して、それに執着しない法然を指したものであろう。法然は「衣食住の三は念仏の助業なり」といつて、衣食住に念仏を助ける積極的な意味を認めていた。一遍は「衣食住の三は三惡道なり。衣裳を求めかざるは畜生道の業なり。食物をむさぼりもとむるは餓鬼道の業なり。住所をかまうるは地獄道の業なり。しかれば、三惡道をはなれんと欲せば、衣食住をはるべきなり」といつて、衣食住すら捨ててしまつた。一遍が、妻子や衣食住を「魔」とか「三惡道」とかいうはげしい言葉でよんだ背景には、いわゆる悪人正機の「悪人」としての

実存的な体験があつたのであらう。かくして一遍は、法然や親鸞のいきかたとは違つた「捨聖」の道を歩んだわけである。この「捨てる」ということは、また一遍の念仏における安心の上に大きな役割を果たしている。

一遍は、興願僧都という人から念仏の安心を問われて、空也の「捨ててこそ」という言葉をもつて答え、つづいて「念仏の行者は、智慧をも愚癡をも捨て、善惡の境界をもすて、貴賤高下の道理をもすて、地獄をおそる心をもすて、極楽を願う心をもすて、又諸宗の悟をもすて、一切の事をすてて申す念仏こそ、弥陀超世の本願にもっともかない候え」とのべている。智慧と愚癡、善と惡、貴賤と高下、地獄と極楽というような二元の世界を捨て、あらゆる「もの」にかかる心を捨て、南無阿弥陀仏になるところに安心があるというのである。心が何かにかかわるとき、心はその何かによつて左右される。心が他のものによつて動かされるところに安心は無い。他なるものによつて動かされる心は、動搖心であり、散乱心であつて、安心ではない。たとえ他なるものが阿弥陀仏や極楽であつても、心の奥深くに微塵でもそれらを思う心があるならば、その心は、やはり動搖心であつて、安心ではない。決定心といわれる「もの」も、悟りといわれる「もの」すらも、すべて「何か」である。その「何か」が残つてゐる間は安心からは程遠い。一遍が「仏をおもい経をおもう、ともすれば地獄の焰」というのはその意味である。仏に帰命する能帰の衆生も、帰命される仏も、すべて捨てたところ、仏の存在する基盤と衆生の存在する基盤が崩れて、仏もなく衆生もなくなつたところ、そこまで捨てきら

なければ安心ではない。仏と衆生という二の成り立つ根拠が露わにならずでは不安が残る。仏も仏でなくなつたところ、衆生も衆生でなくなつたところ、そこに仏と衆生という二つの成り立つ根拠が露わになり、そこに至つて初めて安心がある。弥陀超世の本願にかなつた他力の念佛が一切の事を「捨てて」申す念佛であるといわれるのはその意味である。

淨土教では、安心といえば、至誠心・深心・回向發願心の三心を指す。三心はわれわれのおこす信心であり、願往生心であつて、往生の要因として最も重要視されるものである。しかし一遍は、三心は自力我執を捨てない人を他力称名にひきいれるために施設するまでであつて、すでに他力の名号に帰した人には没有必要であるから、これを廃捨するという「即施即廃」の立場をとる。一遍が「三心とは、身心を捨て、念仏申すより外に別の子細なし。其の身心を棄てたる姿は、南無阿弥陀仏これなり」というのは、「即施即廃」の中の「即廃」の立場である。したがつて、一遍にとって三心とは、三心を三心として分別する分別心を捨て、ちりほどのはからいをも捨てた他力の念佛のうちにある。三心は、われわれのおこす三心を超えて、他力の念佛になりきることのほかはない。一遍のいう他力の念佛とは、能所不二、機法一体の念佛である。それはいいかえれば、結婚一行三昧であり、念佛三昧である。念佛三昧においては、「我も我にあらず。故に心も阿弥陀仏の御心、身の振舞も阿弥陀仏の御振舞、ことばもあみだ仏の御言なれば、生きたる命も阿弥陀仏の御命なり」と一遍の消息法語にいわれるよう、衆生の称える無我無心の称名がそのまま如來の称名で

ある。それ故に一遍は「念佛三昧すなわち弥陀なり」という。

念佛三昧について一遍はまた、「念佛三昧は、無色・無形・不可得の法なり。」「彼此往来なし。無来・無去・不可思議不可得の法なり」ともいう。念佛三昧が「無」色、「無」形、「無」來、「無」去の法であるといわれるのは、念佛三昧において一切のものの根拠が露わりになり、「水が水をのみ、火が火を焼くがごとく、松は松、竹は竹、其体おのれなりに生死なく」（語録）万法が「無心」であることを露呈するからである。万法が「無心」にその本性を露呈する念佛三昧においては、われわれのおこす三心、即ち「安心」ということはもはや問題にならない。それ故に一遍は「念佛は安心して申すも、安心せずして申すも、他力超世の本願にたがう事なし。弥陀の本願に欠けたる事もなく、あまれることもなし。このほかにさのみ何事をか用心して申すべき。ただ愚なる者の心に立ちかえりて念佛したもうべし」というのである。一遍が「ただ愚なる者の心に立ちかえりて念佛したもうべし」というのは「無心」にかえれという意味である。「無心」にかえて初めて心の安らぎがある。「無心」とか「無念」とかいわれるところまで捨てきつて初めて安心できるのは、存在するものがすべて「無心」を根拠とし、「無心」に根ざしているからである。一遍のい「捨ててこそ」とは「無心」にかえることだったのである。

三、十一不二頌

文永八年秋、一遍は

予州難寺というところに、青苔綠蘿の幽地をうちはらひ松門柴戸

の閑室をかまへ、東壁にこの二河の本尊をかけ交衆をとどめてひとり経行し、万事をなげすててもはら称名す。四儀の勤行さはりなく三とせの春秋ををくりむかへ給ふ。かの時已心領解の法門とて七言の頌をつくりて、本尊のかたはらのかきにかけたまへり。其の詞に云く、

十劫正覺衆生界 一念往生弥陀國

十一不二証無生

国界平等坐大会

(聖絵)

『聖絵』によると、一遍はこの「十一不二頌」をつくる前に、信濃の善光寺に参籠して善導己証の法門を顕わし、二河白道の図を書き、その図を窪寺において本尊としてかけたという。この記録は、われわれに善導と法然の二祖対面を思いださせる。法然は、「善導は是れ三昧発得の人なり。道において既に証あり」「善導に遇わづば決智生じ難し」とのべ、善導を弥陀の化身としてこれに傾倒した。一遍は「法に依つて人に依らず」という立場をとつたが、浄土門諸流の異義がまちまちであった時代にあって、善導の領解に時と所とを超えて直參し、名号を主体とする己心領解に一層の確証を得たものと思われる。一遍はこの「十一不二頌」をみずから己心領解の法門といい、「此の別行結願の後はながく境界を厭離し、すみやかに万事を放下して、身命を法界につくし、衆生を利益せん」(聖絵)と決意している。

「十一不二頌」における「十劫正覺」というのは、法藏比丘が誓願をたてて修行し、その誓願が果遂されて阿弥陀仏となり、西方浄土の教主となつた、その時が十劫の昔であるといふのである。誓願のなかには、衆生は念佛すれば往生ができる、もし往生ができなければ自分

は仏にならないと誓われているから、十劫の昔にその誓願が成就したということは、その時に衆生の往生の業が南無阿弥陀仏と決定したということである。その場合に、十劫というのは同一論理の世界における数のつみかさねを意味するのではなくて、仏の正覺が日常性から超越していることを神話的に表象したものである。われわれは日常、自己中心的な我性から、阿弥陀仏を実体化し、対象化し、これを自己の外に求め、仏と自己との間に十劫という時空の隔てをおくが、本来は、一切の限定をはなれ、一切の相をもたぬ「法」が、いろもなくかたちもましまさぬ一如より、かたちをあらわしたのが、報身仏としての阿弥陀仏であり、その本願力である。一遍が「阿弥陀の三字を無量寿といふなり。此の寿は無量常住の寿にして不生不滅なり。すなわち一切衆生の寿命なり。故に弥陀を法界身といふなり」というのは、報身の弥陀が本来は法身の弥陀にほかならないからである。阿弥陀仏は本来常住であり、不生不滅である。しかもその無量常住性、不生不滅性が、本質的なものとして、本來的にわれわれにそなわっているのである。われわれはその根底において阿弥陀仏の無量常住に根ざしており、阿弥陀仏の不生不滅の場から現成しているのである。したがつて、日常的な自己の立場からは超越的な阿弥陀仏も、脱自的な超越の場に立てば、阿弥陀仏は本来的に自己と不離であつたことが自覚される。その自覺の場が機法一体の南無阿弥陀仏である。それゆえに、阿弥陀仏の十劫正覺に衆生の業が南無阿弥陀仏と決定したということは、有限な人間そのものが阿弥陀仏の正覺という超越の場から本質的に現成していることの自覺を意味する。いいかえれば、われわれの存在が立つて

いる現在という時点の底が無限に開けており、阿弥陀仏の正覚もそこで成就し、衆生の往生もそこで成就するということの自覚である。そしてわれわれの主体の直下にあるその無限の開けが南無阿弥陀仏なのである。念佛が「王三昧」とか「白木の念佛」とか「無礙の一道」とかいわれるるのはその意味である。二河白道について、一遍が「中路の白道は南無阿弥陀仏なり」というのも、白道が二河という生死的な主体の直下に開かれ、そこにおいて此土と彼土、衆生と仏の距てが消され、すべてのものが空ぜられるからである。一遍においては、超越的な阿弥陀仏の存在を信じて自己が南無と帰命するのが南無阿弥陀仏であるというのではない。仏と自己とが相対立する立場から、仏と自己との交わりを指して、南無阿弥陀仏であるというのではない。仏と自己との関係の上に南無阿弥陀仏が成りたつのではなくして、逆に獨一的なる南無阿弥陀仏の上に南無「即」阿弥陀仏の関係が成りたつのである。そのことは、阿弥陀仏が、自己の彼岸にではなく、むしろ自己の此岸に、彼岸と此岸との相対を超えた絶対の此岸に立ち帰つたところに自覚されるということでなければならない。われわれの主体の直下における今ここでの一念南無阿弥陀仏に、まよいからさとりへ、生死から無生死的な生死への転換が現成するということでなければならない。「一念往生弥陀國」の一念は、そのような主体の転換を現成する南無阿弥陀仏の一念である。それは仏を自己の外に求めるのではなく、どこまでも自己の内へと求め、かくして自己そのものを脱自する、その脱自の端的に現成する機法の相対なき南無阿弥陀仏こそ往生であるとし、そこに立つ立場である。「一念往生弥陀國」とは、このよう

に一切の相対を自己の根底に今ここで脱自しきる立場の自覚であるといえよう。一遍が「まよいも一念なり。さとりも一念なり。法性的都をまよい出でしも一念の妄心なれば、まよいを翻えすも又一念なり。然れば、一念に往生せば、無量の念にも往生すべからず。故に、一声称念すれば罪みな除くともいい、一念弥陀号を称得すれば、彼に至り、また法性身に同ぜんとも釈するなり」「念佛というは南無阿弥陀仏なり。もとより名号即往生なり。名号の所には一念十念という数はなきなり」「往生は初の一念なり。初の一念というもなお機に付きていうなり。南無阿弥陀仏はもとより往生なり。往生というは無生なり。此の法に遇う所をしばらく一念というなり。三世截断の名号に帰入しなれば、無始無終の往生なり。臨終平生と分別するも、妄分の機に就きて談ずる法門なり。南無阿弥陀仏には臨終もなく、平生もなし。三世常恒の法なり。出ずる息いる息をまたざる故に、当体の一念を臨終とさせだむるなり。しかれば念々臨終なり、念々往生なり。故に回心の念々に安樂に生ずと釈せり。およそ仏法は当体の一念の外には談ぜざるなり。三世すなわち一念なり」といつて、南無阿弥陀仏がそのまま往生であり、南無阿弥陀仏の外に往生があるのでないといわれるのは、当体一念の南無阿弥陀仏が、自己そのものを自己の根底に今ここで脱自しきった立場の自覚であるからである。南無阿弥陀仏が、過去から現在、未来へと流れる悠久な時の流れを今ここで前後際断して、直ちに十劫正覚に至りとどく絶対的な一念であるからである。そこには機もなく法もなく、名号のほかに往生もない。「ただ南無阿弥陀仏が往生するなり」「もとより名号即往生なり」と一遍がいうように、

ほかならぬその一念こそが往生である。善導が「前念命終、後念即生」とい、「一声称念罪皆除」というのも、当体一念における念佛即往生にほかならない。

一遍の南無阿弥陀仏は機法一体の南無阿弥陀仏であった。一遍において機法一体とは、南無阿弥陀仏という、一切の相対分別を内に絶した、真に主体的な自覚の場に立つてのことであった。「されば名号は青黄赤白の色にもあらず、長短方円の形にもあらず。有にもあらず無にもあらず。五味をもはなれたる故に、口にとなうれども、いかなる法味をもおぼえず。すべていかなるものとも思い量るべき法にあらず。……」ただ声にまかせてとなうれば、無窮の生死をはなるる言語道断の法なり」「されば名号は即ち名号なし」と一遍によつていわれるよう

に、名号は一切の限定をはなれ、一切の相をもたぬ空、無我を自性とするものであり、いかなる名字をも絶する無名字をその本性とするものである。法照禪師の「念即無念、声即無声」といわれる無念、無声の名号である。そのような名号の主体的な自覚においては、十劫はもはや十劫ではなく、一念はもはや一念ではない。一遍が「当体の南無阿弥陀仏の外に前後の沙汰有るべからず」「当体一念の外に所期なきを無後心という」というのはそのためである。ただ南無阿弥陀仏と身心を放下するところが無生を証するところなのである。したがつて一遍は「名号の外に機法なく、名号の外に往生なし。一切万法はみな名号体内の徳なり。然ればすなわち、南無阿弥陀仏と息たゆる処に得無生忍なりと領解する一念を臨終正念とは申すなり。是れ則ち十劫正覺の一念なり」という。そこにおいては十劫と一念とは不二であり、弥陀

の内に超え、主体の根底において否定しきつたところにおいて弥陀国と衆生界とは不二平等であるといふのである。弥陀国と衆生界とが不二であると自覚されるところでは、かえつて弥陀国は底なく弥陀国であり、衆生界は底なく衆生界であると自覚されるのである。しかも弥陀国と衆生界とは、互いに相映発して、衆生界が弥陀国を映し、弥陀國が衆生界を映すという回互的な関係にある。

浄土教では回向が回帰的であり、円環的である。回向は此土からだけでもなく、彼土からだけでもない。此土からと彼土からと相互往還的である。往相のあるところには必ず還相があり、還相のあるところには必ず往相がある。本願のはたらきは弥陀から出て衆生に及び、それからまた弥陀に還る。弥陀に還るときには、本願とはいわれないで、至誠心とも深心とも回向發願心ともいわれる。同じことを此土からみれば、三心が衆生から發して弥陀に達すると、弥陀の方からは本願となつてまた衆生の方へ還つてくる。この往還の回向が南無阿弥陀仏の上では往が還であり、衆生の信が仏の証であり、同時に還が往であり、仏の証が衆生の信であるという関係になる。南無阿弥陀仏においては、往と還、信と証が一つである。『無量寿經』に、阿難が無量寿仏を礼して、「世尊よ、願わくは（われ）かの仏の安樂国土と、およびもちろんの菩薩・声聞の大衆を見たてまつらん」と説きおわるや、直ちに無量寿仏は大光明を放つて、あまねく一切の諸仏の世界を照らし、

そのために、現実の世界において釈尊の会座にいた人々は、一時に無量寿仏を見たてまつり、かの淨土の聖衆も、釈尊の会座の人々を見たと説かれている。阿難が無量寿仏を礼したその刹那に、この世の分別による此土と彼土との別がなくなつて、唯仏与仏の境界が阿難のうちに開けたのである。唯仏与仏の境界とは、往還二回向の往互的な関係を示すものともいえる。一遍が念佛三昧を「見仏」というとき、念佛三昧のもとにおける往還の往互的な関係を「見仏」というのである。

一遍が「今の念佛三昧というは、無始本有常住不滅の仏体なれば、名号即ちこれ真実の見仏、真実の三昧なり。故に念佛を王三昧といふなり。」、「称名の外に見仏を求むべからず。名号すなわち真実の見仏なり。肉眼をもて見るところの仏は真仏にあらず。もし我等当時の眼に仏を見ば、麿なりとするべし」というのはその意味である。

四、六十万人頌

文永十一年の夏、高野山を過て熊野へ参詣し給ふ。（中略）爰に一人の僧あり。聖すすめての給はく、一念の信をおこして南無阿弥陀仏と唱て此札を受給ふべしと。僧のいはく、今一念の信心をこりはべらず。うけば妄語なるべしとてうけず。聖の給はく。仏教を信ずる心おはしまさずや。などかうけ給はざるべき。僧のいはく、経教をうたがはずといへども信心のおこらざる事はちからおよばざる事なり。時にそこばくの道者あつまれり。此僧若うけずば、皆うくまじきにてはべりければ、本意にあらずながら信心おこらずともうけ給へとて僧に札をわたし給ひけり。是を見て道者皆悉くうけはべ

りぬ。僧はゆくかたをしらず。この事思惟するに故なきにあらず。

勧進のをもむき冥慮をあふぐべしとおもひたまひて本宮証誠殿の御前にして願意を祈請し、目を閉ていまだまどろまざるに、御殿の御戸ををしひらきて白髪なる山臥の長頭巾かけて出給ふ。長床には山臥三百人ばかり首を地につけて礼敬し奉る。此時權現にておはしましけるよとおもひ給て信仰しりておはしけるに、かの山臥聖の前にあゆみ寄給ての給はく。融通念佛すすむるひじりいかに念佛をばおしてすすめらるるぞ。御坊のすすめによりて一切衆生はじめて往生すべきにあらず。阿弥陀仏の十劫正覺に一切衆生の往生は南無阿弥陀仏と決定する所なり。信不信をえらばず。淨不淨をきらはば。其礼をくばるべしとしめし給う。（聖絵）

（註）「熊野の本地は阿弥陀なり。和光同塵して念佛をすすめ給わんが為に神と現じ給うなり。故に証誠殿と名づけたり。これ念佛を証誠したもの故なり」と『語錄』にある。

これが一遍の「我が法門は熊野権現夢想の口伝なり。年来淨土の法門を十二年まで学せしに、すべて意楽をならうしなはず。しかるを熊野參籠の時、御示現にいわく、『心品のさわくなり有るべからず。此の心はよき時もあしき時も迷いなる故に出離の要とはならず。南無阿弥陀仏が往生するなり』と云々。我此の時より自力の意楽をば捨て果てたり。」と自覚した、熊野神勅による神秘的な体験であった。一遍はこの体験を次のようないくつかの「六十万人頌」と「六字無生頌」にまとめた。

六十万人頌

六字名号一遍法 十界依正一遍体
万行離念一遍証 人中上々妙好華

六字無生頌

六字之中 本無生死
一声之間 即証無生

一遍というのは、道号であると同時に、六字の名号であり、当体の一念である。一遍の道号については、『諺釈』に「獨一の名号は法界に周遍するが故に尊号を称して一遍となすなり」とある。当体の一念は、「刹那」生滅の自覚のもとにおける一念であり、一念に不生不滅の阿弥陀仏がわれわれの主体の根底に現成する立場の自覚である。それはまた、称名する刹那刹那にわがはからいを超えて十劫正覚が成就し、人々声々に生死を離れて弥陀大会に坐する立場の自覚であるともいえる。

一遍においては、念佛は無我の念佛であり、「無我にして念佛申すが死するにあるなり」といわれる「大死」の念佛であるから、その念佛は私が申す念佛ではなく、一遍のいわゆる「人々の称名は念佛が念佛を申す」という念佛である。「念佛が念佛を申す」とはいっても、そのことは始覚の機を顧みない本覚法門の立場に立つことを意味するのではない。そうではなくて、始覚、本覚を主体の根底において突破し、始覚の機が始覚の機でなくなつたところ、本覚の法が本覚の法でなくなつたところにおいて念佛を申すという意味である。「念佛が念佛を申す」ということは、念佛が念佛を申すというそのことが私において現成するということであり、実はそれが私が念佛を申すというとの真意にほかならない。そこには対象もなく目的もない。「ただ南無阿弥陀仏が往生する」のである。一遍は、念佛の彼方に往生を期待

して、念佛をその目的に対する手段、あるいはその結果に対する原因と考えるような修証二元の立場に立つのではなく、一念の当体が往生であるという、念佛の足下に淨土を自覚する修証一等の立場に立つていた。それは弥陀を自己の外に求めるのではなく、自己の内に求め、身心を放下したその放下の端的に現前する能所なき心こそが「心王の如來」であり、弥陀であるとする立場である。『聖絵』に、「身を穢國に捨て、心を淨域にすまし、偏に本願を仰ぎ、専ら名号を唱えれば、心王の如來自然に正覺の台に座し、己身の聖衆踊躍して法界に遊ぶ」とあるのは、その意味でなければならない。能所なき心に立ち帰る念佛においては、普通証への手段と解される修がその手段性を放下し、同様に修の目的と解される証がその目的性を離脱し、共に主体の根源へ帰一する。そこにおいて修と証とは一等である。しかも無我の念佛は、念佛という修そのものが、修証相対の根源である「心王の如來」に立ち帰るわけで、その修は「心王の如來」という証を基盤とした、道元のいわゆる「証上の修」ともいべきものである。証を離れた修にはどうしても証を求める我執心がつきまと。我執は、一遍がもつとも忌避したものである。我執を捨て身心を放下した修は、そのまま証の現成である。称名がそのまま往生である。そこには臨終もなく平生もない。称名の位が来迎である。それ故に一遍は、「ただ今の念佛の外に臨終の念佛なし、臨終即平生なり。」「称名の位が即ちまことの来迎なり」という。

一遍においては、称名の位が往生であり来迎であるのみならず、信もまた称名である。『語錄』に、「称名する外に全く三心はなきなり」

といわれるよう、三心即ち信心も称名であり、称名する能所なき無心こそが名号から無回向に回向された信心なのである。このようにして信行証が称名行を根本にして一如ならしめられる。一遍にとつては、信行証は本来一つであり、「獨一なる名号」そのものの現成にはかならない。

信行証が本来一つであるという一遍の自覚は、南無阿弥陀仏に対する一遍の六字釈にもあらわれている。法然や親鸞が、南無阿弥陀仏を南無と阿弥陀仏とに二分しているのに対し、一遍は、南無阿弥陀仏を三分して「南無とは十方衆生なり。阿弥陀とは法なり。仏とは能覚の人なり。六字をしばらく機と法と覺との三つに開して、終には三重が一体となるなり。しかれば名号の外に能帰の衆生もなく、所帰の法もなく、能覚の人もなきなり。是れ則ち自力・他力を絶し、機法を絶する所を南無阿弥陀仏といえり」という。一遍は、六字名号の中に機と法のみではなく、覺をも加えて、機と法と覺、つまり信と行と証とを見ているのである。名号は信行を具足しているだけではなしに、信行証を具足しているというのである。一遍が機法一体の名号というとき、その名号は行者の行を貫いて仏の正覚にまで届いているわけである。念仏即往生という修証一等の立場は、このような六字釈においても自觉されていたといわねばならない。

したがつて、南無阿弥陀仏の一心に、生死的な生そのものに死にきて、無生死的な生死の自覚へ、主体的根本的転換がなされるわけである。主体の根本的転換は、われわれの心が名号を領することではなく、逆に、われわれの心が名号に全領されることである。われわれの

る。「阿賴耶識」は、無窮の生死をつみかさね、それを重荷として背負っている生死輪廻の根拠である。その「阿賴耶識」の殻が、ひとごとの称名にうち破られ、無始以来の生死の重荷が一念の念佛によつて除かれ、本来的な主体である「大円鏡智」に転ずるのである。その転依を転識得智といふ。「大円鏡智」は般若の無二智であり、無分別智であり、すべてのものの相を如実に現わし出す智慧であるから、我他・彼此を差別することなく平等とみる「平等性智」ともあり、すべてのものをさわりなく觀察する「妙觀察智」ともあり、衆生を利益する種々の所作を成就する「成所作智」ともなりうるのである。名号をとなえる衆生の身にこのよくな「大円鏡智」が輝きだすということは全く驚きである。一遍が「他力称名は不可思議の一行なり」「たゞ声にまかせてとなうれば、無窮の生死をはなるる言語道断の法なり」といふゆえんである。

淨土教は、ふつう實在論的傾向を有し、弥陀や淨土をわれわれの外にあるものとして客体的・超越的に説く。いいかえれば、淨土教はいわゆる指方立相の立場に立つ。しかし指方立相の立場を「大円鏡智」の立場から見ると、それは衆生の妄執にそつて説かれた仮説にすぎないことが明らかになる。たとえそれが自内証の投影であり、その意味ではそれは眞実であるとしても、自己の外に「存在するもの」として弥陀や淨土が説かれるという点では、それは機に「対する」法でしかありえない。「大円鏡智」がわれわれの「本来の面目」であるという立場においては、弥陀や淨土が、機に「対する」法としてではなく、機に「即する」法として、内在即超越のあり方を提示する。超越とはい

つても、それは上への超越を意味するのではなく、自己の存在の根拠を突破してその底から自己を基礎づける下への超越である。それゆえに、弥陀や淨土がわれわれの心に「即して」主体的に説きあかされる場合には、弥陀や淨土がわれわれの心に「即して」主体的に説きあかされる場合には、弥陀はわれわれの心のうちにありつつ、われわれの心の底をうちぬいた脱自的な自己として、弥陀がわれわれの「本来の面目」であり、真の自己である。一遍が、「これより西方に十万億土の仏土を過ぐ」という事は、実に十万億の里数を過ぐるにはあらず。衆生の妄執のへだてをさすなり。善導の釈に『竹膜を隔つるに即ち之を千里に踰ゆとおもえり』といえり。ただ妄執に約して『十万億土を過ぐ』といふ。実には里数を過ぐる事なし。故に經には、阿弥陀仏ここを去ること遠からずと説けり。衆生の心をさらばといたす意なり。凡そ大乗の仏法は心の外に別の法なし。ただし聖道は万法一心とならい、淨土は万法南無阿弥陀仏と成するなり。万法も無始本有の心徳なり。しかるを我執の妄法におおわれて其の体あらわれがたし。今、彼の一切衆生の心徳を願力をもて南無阿弥陀仏と成する時、衆生の心徳は開くるなり。されば名号は即ち心の本分なり。是をここを去ること遠からずともいひ、謂うなれど西方遠しと、唯須いよ十念の心を、ともいいうなり」といふのはその意味である。つまり、一切の相対を自己の根底に今ここで脱自しきつた、その脱自の端的に現前する能所・機法の相対なき南無阿弥陀仏こそが「心の本分」であり、「ただ一心の本源は自然に無念なり」と一遍によつていわれる「一心の本源」なのである。

われわれが「心の本分」「一心の本源」に立ちかえつてみると、恰かも火が火を焼いて火定三昧にあるように、松も南無阿弥陀仏、竹も

南無阿弥陀仏、万法すべてが南無阿弥陀仏となり、南無阿弥陀仏が法界のすべてとなる。一遍が「名号の外に機法なく、名号の外に往生なし。一切万法はみな名号体内の徳なり」というように、そこには南無阿弥陀仏に対立する何ものもない。それ故に名号の当体に「善惡の境界はみな淨土」となり、「十界の差別なく娑婆の衆生までも極楽の正報につらなる」のである。

六十万人とは、「六十万人頌」の四句の各頭字を取つたものであるが、同時にそれは一切衆生のことである。一切衆生という中には、人間の価値的な世界——たとえば地獄の世界から仏の世界までを十種にわけた十界というような——はもちろん、広く自然の存在界も含まれているが、そのような一切衆生がすべて只今ここにおける一遍の南無阿弥陀仏の体なのである。一遍が横川の真縁上人という人に宛てた手紙の中で、「南無阿弥陀仏の六字の外にわが身心なく、一切衆生にあまねくして、名号これ一遍なり」といつているのは、端的な一遍の南無阿弥陀仏が、唯一の名号でありながら、法界をみたしてゆきわたらないところではなく、しかも「当体の南無阿弥陀仏の外に前後の沙汰有るべからず」、私の念仏もなく、あなたの念仏もなく、私の念仏を超え、あなたの念仏を超えて、「一心の本源」にかえるというのである。このように、われわれの個別的な主体をその底に超えた脱自的な超越の場においては、自と他、一と一切との限定期がなく、円融無礙であるから、自は他であり、他は自であり、一人は一切人であり、一切人は一人であり、一行は一切行であり、一切行は一行である。『聖絵』に「一遍の称名法界に遍じて前なく後なく、

有識含靈みなこと」とく安樂の能人、無極の聖と成ざる」といわれるものは、その消息を物語ついている。

「六十万人頌」は、「六字無生頌」にも述べられているように、「本誓六字の名号、無生を一声に証す」(聖絵)という一句に要約することができる。「無生を一声に証し」た一遍の主体的な念佛は、要するに「なまざかしからで、物いろいろを停止して、一向に念佛を申す」とにつくる。善導が「人中の上々人」と誉めたのも、ただ「一向に念佛する」という一事についてであった。「一向に」申す念佛、つまり「無心」なる念佛が、そのまま「弥陀の御心」であり、「弥陀の御振舞い」にほかならないからである。

一遍は、ひとびとに「六十万人頌」の密意を伝え、一切衆生決定往生の記別をさずけるために、「南無阿弥陀仏決定往生六十万人」と書いた札を配つて回国した。この賦算は、札を配ることによって一人でも多くの人に念佛の縁を結ぶための行であった。賦算について『一遍上人絵詞伝直談鈔』には、「たとい私立なりといえども無上功德の名号を与う、是れ至極の大善なり。耳に聞き口に誦するも無邊の聖德識心に攬入す、況んや直ちに心腑に受けて之を白骨に收む。豈に多功德に非ずや」という。賦算によつて、名号を人々の心腑に受け白骨に收めさせることができるのである。賦算による結縁は、札を受けた人が、直ちに念佛を申して得脱する場合もあるであろうが、そうでない場合もある。たとえ札を受けた人が直ちに得脱できなくても、いつかはこれを果たす因縁を結ぶことができる。その意味において、賦算による結縁は、一切衆生に念佛の種子をまくことであつたといえよう。

五、念起即覺

一遍にとつて念佛とは、いかなる意味においても自力の行ではなく、法そのものの働きとしての他力の行であった。他力の行は、あくまでわれわれの生死的な主体を超えたものであるが、その場合に、一遍は、超越を自己の外に、自己の上に向かつて求めるのではなしに、自己の内に向かつて、自己の心の底深くに、自己の基底を破った脱自的な方向に求めた。かくして個別的な主体をその底に超えた根源として「心の本分」「一心の本源」を自覚したのである。一遍淨土教のこの特質は、淨土教のなかでも多少聖道門的な傾向のある証空の西山義を、証空の弟子、聖達のもとで、一遍が首尾十二年間学んだという外的要因にも依るが、それよりもむしろ聖道・淨土の別なく、広く仏法の真意を求めてやまない一遍自身の内的欲求に依つたものと解される。一遍の他力義が「法に依つて人に依らない」といわれる所以そのためである。唐橋法印という人が、一遍は勢至菩薩の化身であるという靈夢を見て、その記録を持参したとき、一遍が「念佛こそ證にてあれ。勢至ならば信じまじきか」といましめられたという話は、「法に依つて人に依らない」一遍の他力義を示す一例である。一遍の他力義は自力・他力を分別した上の他力ではなしに、「法に依る」ことであり、法とは機法一体の南無阿弥陀仏であるから、他力念佛とはいっても、その他力は自他を超えている。一遍にとっては、自力・他力の分別は初門のことと、「自他の位を打ちすぎて唯一念佛になるを他力とはいう」のである。一遍の念佛が禪の脱我、身心脱落と非常によ

く似ているのは、それが聖道・淨土、自力・他力という二元性の否定の上に立つ念佛であつたからである。一遍が念佛によつて禪の印可を受けることができたのも、一遍の念佛が機法不二の念佛であつたことによる。

一遍は、熊野詣でと相前後したころ、摂津兵庫の宝満寺で、紀州由良の法燈國師に参禪した。法燈國師は高野山の壹堂聖の始祖であり、その勢力は熊野においても極めて大きかつたといわれる。一遍が熊野へ行く前に高野山へ登り、高野淨土とも呼ばれる、高野聖の本拠地を巡歷したことと考えあわせると、壹堂聖の念佛を媒介として一遍は熊野ゆきを勧められ、法燈國師と交渉をもつようになつたものと想像される。

法燈國師は一遍に一問を呈して、「念佛即覺」と問うた。一遍は即座に和歌をもつて答えた。

称ふれば仏も吾もなかりけり

南無阿弥陀仏の声ばかりして

国師は「未徹在」といった。未だ悟りに徹していないという批評である。「声ばかりして」というところにまだ分別が残つていて、南無阿弥陀仏になりきっていないというのであろう。一遍は直ちにまた一首をよんだ。

称ふれば仏も吾もなかりけり

南無阿弥陀仏 南無阿弥陀仏

これを聞いて、国師は禪の印可を一遍に与えたといわれる。

結

以上、一遍のたどった道を断片的に取りあげて、彼の宗教体験を跡づけてきた。一遍にとっては、南無阿弥陀仏が一切の出発点であり、同時に一切の帰着点であり、かつ一切そのものであった。「よろず生きとし生けるもの、山河草木、ふく風たつ浪までも念佛ならず」ということなし」と一遍によつていわれるよう、南無阿弥陀仏が法界のすべてであつて、南無阿弥陀仏を離れては何ものもありえない。一遍はそのような名号に帰することによつて、自己の本家本分に帰つたのである。いいかえれば「万法南無阿弥陀仏」といわれるその万法によつて証せられる自己、つまり自己ならぬ自己を自覺したのである。名号はもともとわれわれの本家本分であり、名号の自受用智はわれわれの本来的な主体のありかたである。そこでは、生死を実体化し、これを有として執着する分別は、本家本分を離れて他郷に流転する、よりどころなき妄執にすぎない。したがつて往生とは、彼國に往くことではなく、逆に自己の本家本分に還ることであり、われわれの本来的な主体のありかたである自受用智に立ち帰ることである。「今、他力不思議の名号は自受用の智なり。……自受用というは、水が水をのみ、火が火を焼くがごとく、松は松、竹は竹、其体おのれなりに生死なきをいうなり。……名号に帰するより外は、我とわが本分本家に帰ること

有るべからず」（語録）といわれるのはそのためである。自受用といふのは、寂靜三昧に住する法界身のおのづからなる働きであり、空三昧に在る法性自然の顯現である。万法がおのづから生死なき本来の相において自得している「物皆自得」の世界である。それは無我無心であり、無礙自在であり、唯仏与仏の遊戯三昧の境である。一遍が「華のことは華にとえ、紫雲のことは紫雲にとえ、一遍はしらず」というとき、それは彼の無心な自受用三昧の境界を遺憾なく表現している。一遍の念佛は正に「念佛のことは念佛に問え、一遍は知らず」ともいべき念佛であつたのである。

一遍は正應二年、その五十年の生涯を閉じたが、それに先立つて一遍は、「一代の聖教皆尽きて、南無阿弥陀仏になりはてぬ」といつて、書籍などをすべてみずから焼き捨ててしまつた。一遍が名号を「獨一の名号」として結晶させ、純化させたのは不二の神秘的体験を通してであるが、一遍が不二を「証」したその基底には「捨てる」という行為があつた。「法師のあとは跡なきを跡とす」といった一遍は、「得ること」によつて眞の自由を見出したのではなしに、正に「捨てる」ことによつて、眞の自由を見出した人というべきであろう。

記　一遍の淨土教は道元の思想の影響をうけているように思われる。道元の思想については、阿部正雄氏の「不生と往生—道元と親鸞における死の自觉」（『禪の本質と人間の真理』創文社）に教えられるところが多かった。記して感謝の意を表する。

宗派意識に関する調査研究

芹川博通

一、はじめに

佛教に宗派が発生して久しいが、佛教サンガの精神（理想）に反して生れてきた分派活動も、その機能面からして、一般に二つの面が指摘される。一つはプラスの面で、宗派はその新らしい動向によつて集団の宗教的生命に新らたな発展の道を開くということであり、他の一つはマイナスの面で、宗派がその集団、教義、儀礼を狹隘化したり、固定化したり、外集団と対立化したりして、いわゆる「セクト主義化」することがいわれる。また、佛教宗派をその形態・構造面からも特徴づけなくてはならないし、さらに、その宗派を構成する成員より造り出された特異なベースナリティ、すなわち、宗派意識や宗派性が今日どのように継続されているかということも、究めなくてはならない課題である。本稿では、後者の課題の検証が目標である。

宗派意識の調査研究に当つて、その対象が幾つか考えられる。それは、それぞれの宗派に所属している僧侶であり、僧侶を目標としている学生であり、信者である。例外的に、特定の宗派に所属していない

人たちの宗派意識も考えなくてはならぬかも知れない。

昭和四六年一〇月宗門所属学生を対象にした調査をおこない、本稿はそれに基づきながら、わが国の佛教宗派の僧侶を対象に宗派意識に関する調査研究を発展させたものである。研究スタッフは、二年間を通じて、竹中信常博士の指導のもとに、代表に安居香山教授、さらに宮林昭彦助教授、藤井正雄助教授と筆者の五人で、その共同研究の成果の一部が本稿である。

二、宗派について

『広辞苑』には宗派を「①同一宗教の分派。②佛教に属する教義の宣布及び儀式の執行を目的とし、寺院・教会所その他の所属团体・宗教教師・僧侶を包括する宗教团体。③流儀、流派⁽¹⁾」とあり、幾つかの佛教辞典などもほぼ同様な説明をしているが、今日、わが国では、「宗派」という語と「教団」という語をほぼ同じ意味に使用しているので、第一に、宗派の宗教集団的要素をその特質として考えなくてはならない。

歐米の宗教集團を類型的にみる(⁽²⁾)と、キルヘ(Kirch)とゼクテ(Sekte)

といふ二つの類型を用いたE・トrelloチ(E. Troeltsch)やM・ウェーバー(M. Weber)が思し出される。トrelloチは、キルヘは強く保守的で、どちらかといえば、世界肯定的の立場に立つて民衆を支配し、原則的にはユニバーサルにそのなかに全世界のすべてを包括しようとする大きな組織で、ゼクテは比較的小さな团体であつて、主眼を内的な人格的形成に注ぎ、直接にそのような仲間ばかりで結合しようとする。そのためには外的世界支配のようなものを断念し、現実の世界・国家・社会などに對して冷淡な態度をとり、その代り自己の团体のみ熱意を注ぐ⁽³⁾、といつており、ウェーバーもほぼ同様に、ゼクテとキルヘを規定している。

このゼクテとキルヘなどの諸類型がアメリカでも採用されながら、しかもアメリカの文化的・社会的・歴史的事情を背景にしながら、類型用語の同一のものや、類似していても概念の幾分異なるものが、多くの人たちによつて述べられている。それらは既述のように、たとえば、H・ベッカー(H. Becker)はカルト(cult)、セクト(sect)、デノミネーション(denomination)、エクレージア(ecclesias)の四つの類型をつくり、J・インガー(J. M. Yingier)はセクト、エスタブリッシュメント・セクト(establish sect)、ユニバーサル・チャーチ(universal church)、チャーチ(church)に、G・M・ヴァーノンはデノミネーション、セクト、エクレージア、カルトなどの類型があげられる。H・R・ニーバー(H. R. Niebuhr)のデノミネーションに関する論究も重要である。⁽⁴⁾井門富二夫氏によると、アメリカ宗教集團の特質は、なかでも、デノ

ミネーションである⁽⁵⁾、といわれる。

しかしながら、これら歐米の宗教集團の類型で、また、その類型を構成している各項目において、佛教集團をみる尺度とし、佛教宗派を考えるとき、やはり文化的・社会的・歴史的な相違を感じざるをえない。初期佛教のサンガを考えると、破僧は堅く禁じられ、破僧はその成員の最大の罪の一つであったものが、歴史的現実としては、後に小乗二部を生み、大乗・小乗という区分を生じ、中国では、宗派の絶対性の觀念を喚起して、いわゆる一三宗で宗派の典型を生み出して、わが國の宗派も、それらの質的影響をうけ、独自の發展をして今日に至っている⁽⁶⁾。歐米の宗教集團の類型では、ほぼセクト的なものが、歴史的過程のなかで、チャーチ的(→制度的宗教)になつてゐるものが多く、近代では、例外的に、デノミネーション的(→佛教系新宗教)なものも見出される。佛教教団史を通じて、ヨーロッパ中世におけるユニバーサル・チャーチ的な形態は、今日まで成立していないとみると、ある。

宗派を考へる第二、第三として、教義(信仰)と儀礼(実践)の点から、アプローチの仕方があると思われる。とくに宗派意識を考えるばかりのアプローチが重要である。宗派の発生する動機や、宗派誕生後の内集団の意味づけや外集団との相違などを定めるに當つて、もつとも教義が重要であり、宗派の性格を理論的に現わす要になる(→教相判別)。宗とは所崇所主の意で、各諸教に於て尊崇し主旨とする所の義趣をいう、といわれるのもこの意味である。

宗派を考へる第四として、宗派の創始者や組織者、その他の宗教的

指導者の個人的資質の面からのアプローチの仕方がある。つまり、宗祖や代表的指導者の聖者性⁽¹⁴⁾やカリスマが、後継者や信者にどのように影響を与えてきているかという点も看過することができない。

以上述べてきた四つ、すなわち、宗教集団、教義、儀礼、宗教的指導者の各側面から宗派の宗教的特性を特徴づけようとするのであり、宗派の一般的特性⁽¹⁵⁾には、次の三つの視点を指摘したい。その第一は、分離性で、これは、当然排他性とかかわっている。第二は、自発性があげられ、第三に、正当性をかかげておきたい。これは成員のエリート意識を生み出すことになる。

」のように、宗派を考える視点と枠組を構想し、仏教宗派を対象として、宗派意識を次のように定義しておきたい。

宗派意識とは、同一宗教人でありながら、その集団の複数の成員がある立場により、教義に独自の、特異な、あるときには優越的な意味や価値を与え、それにもとづいた布教や儀礼、その他の社会的活動をおこなうことによって、また、その信仰をもつことによって、創り出される集団帰属意識とそれに付随した意識一般、ということができる。

註

- (一) 新村出編『広辞苑』岩波書店、一九五五年、一〇一六頁。
- (二) 宗教集団の類型としてのセクトとチャーチという区分は、とくに歐米キリスト教社会からの特殊な形態であって、宗教集団を一般に論ずることは、必ずしも、できない。小口偉一氏は基礎的宗教集団と特殊的宗教集団に分類し（『宗教社会学』東京大学出版会、一九五五年、一五六頁）、柳川啓一氏は、自然的（含致的）集団 natural (identic) Group と特殊的宗教集団に分けている（『玉川百科大辞典』12・玉川

大学出版部・一九六一年、五一八～五三三頁）。

(3) E. Troeltsch, Die Soziallehren der christlichen Kirchen und Gruppen, 1912, ss. 362～377. 正確には、ヘルツは第三の類型として神秘主義的团体をあげてある。

(4) M. Weber, Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie II, Verlag von J. C. Mohr, 1923, s. 6.

(5) 摘稿「宗派意識に関する調査研究」『仏教論叢』第六号、淨土宗教学院、一九七一年、四三～五一頁を参照されだし。

(6) H. Becker, Systematic Sociology, on the basis of the Eszéhungslehre and Gebildelehre of Leopold Von Wiese, New York : John Wiley & Sons, 1932, pp. 624～628.

(7) J.M. Yingler, Religion in the Struggle for Power, Durham, N.C. : Duke University Press, 1946, Chap. 2.

(8) G. M. Vernon, Sociology of Religion, McGraw-Hill Book Company, Inc., 1962, p. 174. ジュリアン・セクレット・ハーネルーンによる区分が明確に示されている。また、S. Mead, The Lively Experiment, 1963, pp. 103～104 には、デノミネーションによるチャーチのはからした区分がみられる。

(9) H. R. Niebuhr, The Social Sources of Denominationalism, New York : Henry Holt & Co., 1929.

(10) 井門富二夫氏は『世俗社会の宗教』（日本基督教團出版局、一九七二年、四四〇頁）で、アメリカ宗教集団の典型がデノミネーションであることを説明するにさきがけて、「トrelloチの三類型は、政教分離以前の社会の宗教集団のあり方で、今日も各集団の基本的性格として姿だけは残している。これに対して、政教分離が完成した社会が、荒野を持ったアメリカのようなスペース社会（政教分離を可能にさせる社会）では、チャーチもセクトも単なる集団の教義が基本的性格として姿を残すのみで、組織そのものは、成員の「参加」を原則として伝道で競合する形をとる」といつている。

(11) これらのことについては、たとえば、真野正順『仏教における宗観の成立』理想社、一九六四年、を参照されたい。

(12) 『望月仏教大辞典』第三巻、二二〇一頁、参照。

(13) 直観的で感覚的ではあるが、仏教の同一宗派人に独特なバースナリティがあるよう感じられたし、宗祖的性格がみられたりすることから、科学的な調査の必要が起つたことが、この研究に着手した一つの要因になっている。

(14) 竹中信常『宗教心理の研究』青山書院、一九五二年、三七六・三八二頁には「聖者性」についての論究があり、つづいて「宗派的心理」の探究がなされている(三八三・三九五頁)。

(15) B・R・ウィルソン(B. R. Wilson)『セクトーその宗教社会学』(池田昭訳)、平凡社、三一・四三頁を参照されたし。

三、日本における仏教宗派の諸類型

これから取扱う宗派は日本における仏教宗派であり、現代の仏教僧侶の宗派意識に関する調査研究であるために、前章でこころみた枠組を用いながら、仏教宗派の類型(理念型)を作成し、その類型と現代の仏教僧侶の宗派意識に関する相関性を調査することにしたい。

理念型(Idealtypus)は、M・ウェーバーの社会科学方法論の基礎概念であるが、現実の無限多様性のなかで、歴史的実在であるものでもなく、まして「本来の」実在であるわけではなく、況んやそれは実在が類例としてそのなかに配列されるべき一つの図式の役割を果すためにあるのでもなく、かえってそれは一つの純粹に理想的な極限概念の意味をもつものであり、われわれはそれによって実在を測定し、比較し、そうすることでその経験的内容のなかの一定の意義ある部分を明瞭ならしめるものである。⁽¹⁾しかし、理念型の概念構成は、究極的にはある程度経験的素材によっているものであり、その概念構成も個別的な歴史・文化・宗教・社会によらざるをえない。

そこで、わが国の仏教宗派の類型(理念型)として、次の六つを設定したい。一つは学問系宗派で、二つに密教系宗派、三つに禅系宗派、四つに日蓮系宗派、五つに浄土系I宗派、六つに浄土系II宗派である。

学問系宗派は、仏教の学派をその特色としており、国家的庇護のもとにあって、鎮護国家的色彩が濃厚で、諸宗派は平等な並存関係にある。おもに奈良仏教の諸派を考える上に理念化したものである。歴史的には、平安仏教の一部もこのような要素をもっていると考えられる。

密教系宗派は、密教を中心教義に体系化し、祈禱的、呪術的、儀礼的であって、鎮護国家を主唱し、自力・聖道門的で、固有信仰との融合がみられ、現世利益を求める。宗祖信仰が盛んで、歴史的には、真言宗や天台宗がこのなかに含まれる。

禅系宗派⁽⁴⁾は、禅定(とくに坐禅)によって仏心を悟る宗派で、教外の法により「不立文字」「以心伝心」などで現わされる直観主義の立場をとる。自力・難行で実践的という特色をもつが、他宗に対しても、概して、「抑揚褒貶」の態度をとり、一部には密教化することによつて民間信仰との融合がみられる。歴史的には、臨済宗や曹洞宗などが含まれる。

日蓮系宗派⁽⁵⁾は、内外集団に対して排他性が強く(→念仏無間、禪天魔、真言亡國、律國賊、天台は過時古歴なり)、とくに浄土宗批判が烈しい。社会意識、国家意識が濃厚で(→国柱思想)、法華經信仰が強く、予言

に価値をもち、祈禱や現世利益を強調し、固有信仰・民間信仰との融合が顯著である。また、題目によるエクスター性や不受不施の信念態度がみられ、日蓮信仰が強烈であつたりする(→日蓮本仏思想)。日蓮系諸派を理念化したものである。

浄土系一宗派は、法然の浄土宗を理念化したもので、淨土・他力・易行門であり、衆生の機根の差異に基づく法の差別、つまり「選択性」があげられ、宗派の相対化を特色とする。「信行具足の念仏」「念仏為先」「專修念佛」を特徴とし、持戒堅固の風を残し、念仏の「行化」がみられる。また、強い阿弥陀仏の信仰と「往生淨土」の信仰がみられ、信仰の個人化をすすめ、内省的態度がみられる。現世利益を排除する。

浄土系二宗派は、親鸞系の浄土真宗を理念化したもので、門徒系(あるいは一向系)宗派といつてもよい。淨土・他力門で、内省的・

求道的性格が顯著であり、「報恩感謝の念仏」「信心為本」の立場で、一念義的色彩が濃厚で、反呪術的要素が強い(→鬼神を挙げず)。また、「肉食妻帯」の在俗生活もさまたげず(→非僧非俗)、教団は血縁相続の形態をとり、他宗に対し非妥協的で、教団の政治的行為もときどきとしてみられ(→一向一揆)、宗祖信仰が強い。

これら六つの宗派の類型のなかから、学問系宗派を除いた五つの類型にもつとも歴史的に近似した具体的な宗派を抽出し、その宗派の僧侶(昭和四六年は学生)を対象にして、彼らの宗派意識を調査し、宗派意識の程度やその変容の度合、さらには、宗派そのものの現在および将来にもつ意味などを知る手掛りを求めることが、構想され志向されている。

昭和四六年の調査対象は、淨土、真言、天台の各宗に所属し、加行を受けるために必要な教科を履修している大学の一、二年生が中心であったが、調査内容は教義、儀礼、宗教集団、その他の大別して四部門から一四項目の質問がなされた。対象者の数は、浄土宗八一、真言宗六九、天台宗四九の合計一九九であった。種々の不備はあるが、調査結果をまとめると、次のような。

- (一) もつとも身近な儀礼や教義には宗派意識が比較的出てくる。
- (二) 他宗派との共調姿勢が強いが、創価学会には異教性を感じてか排他的姿勢がかなり強くみられる。

(三) 自宗の帰属感情(同宗意識)はあまりたかくない。

註

(1) M. Weber, Die „Objektivität“ sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis, 1904. (恒藤恭校閲、富永祐治・立野保男共訳『社会科学方法論』岩波文庫、一九三六年)。

(2) 南都六宗(三論宗、成実宗、法相宗、俱舎宗、律宗、華嚴宗)はその機能からみても形態からしても、仏教の学派(スクール)であつたと思われる。また、真野正順博士の前掲には奈良仏教諸派の特質を「諸宗派の存在は衆生の機根に対する仏の応病的施設であつて、その存在の基礎には仏の意図が横わるところの必然的な存在であり、その到達すべき目的を同じくする事によって、その間に本質的価値の差等はない」(三三七頁)といふ。

(3) この類型づくりには、最澄の『山家学生式』『顯戒論』『守護國界章』や空海の『秘密曼茶羅十住心論』『性靈集』、末法思想については『末法灯明記』など参照。真野、上掲書には最澄の『宗』観念(三三〇~三四六頁)や空海の『宗』観念(三四六~三五八頁)がある。

観如の『口伝鈔』、蓮如の『御文草』『聞書』などを参照されたし。

また、各宗派の「現世利益」に対する考え方については、日本仏教研究会編『日本宗教の現世利益』大蔵出版株式会社、一九七〇年を参照されたし。

四、調査の方法

(4) この類型をあらわすものとしては、また対念佛觀や他宗觀として栄西の『興禪護國論』、道元の『正法眼藏』『正法眼藏隨聞記』をはじめ、豊山紹瑾の『豊山清規』、虎闘師鍊の『元享訣書』などにみられる。

(5) 日蓮の對他宗觀は、『守護國家論』『立正安國論』『觀心本尊鈔』『波木井殿御書』『四条金吾殿御返事』などに出ていたが、とくに浄土宗批判としては、上掲書の他に、『念佛無間地獄抄』『題目弥陀名号勝劣掌』『當世念佛者無間地獄事』などにもみられる。また、国柱思想としては、『撰時鈔』『法華鈔』『報恩鈔』などがあり、現世利益については、『祈祷抄』『如說修行抄』を参考されたし。さらに日奥の『守護正義論』には不受不施思想の正当性が述べられている。

(6) ここでは法然の『選択本願念佛集』『和諧灯錄』などを参考。また、真野正順博士が上掲書で、宗派意識の典型として、一つに、智顥における五時八教や五重玄義、吉藏の思想や法藏の五教十宗の教判をあげ、これらは諸宗派と異質的に対峙し、独自の優越性を示しており、宗派に絶対性を置くものとしている。他の一つは、法然の宗觀で、その特色を、(1)宗派の相対化。(2)「宗」はそれ自らとしては互に優劣を存ぜず、ただ一つの宗の見地に立つとき、その見地によって諸經の上に優劣がみられる。(3)宗の見地によって經の意味が異なってくる。(4)同一の仏もまた宗の見地によつて異なる。(5)宗は仏説でない。ただ人師の所立である。(6)仏教内において一つの新らたなる見地を樹立するためには、必ず一つの宗を別立せねばならない。(7)「一仏一切仏、など」としている(二六五頁以下参照)。これはつまり、「最勝」か「選択」かということである(たとえば、増谷文雄『宗教概論』青山書院、一九五八年、九二頁以下参照されたし)。

(7) この類型の特徴としては、親鸞の『教行信証』『歎異抄』『和諧』、

今日の僧侶の宗派意識を調査するに当つて、前章で宗派の類型を作成したが、これを基準にして、宗派意識を調査研究しようとしている。

調査の対象は、先の類型のなかから学問系宗派を除いた五つと歴史的にもっとも近似した現在の宗派の寺院住職とし、その抽出方法は、各宗の寺院名鑑や『全国寺院名鑑』(寺院名鑑刊行会事務局)から等間隔法に基づいて抽出をした。密教系宗派としては天台宗、高野山真言宗(古義真言)、真言宗豊山派(新義真言)で、各二〇〇人の合計六〇〇人、禪系宗派としては、臨済宗妙心寺派一〇〇人、曹洞宗五〇〇人の合計六〇〇人、日蓮系宗派としては日蓮宗の六〇〇人、淨土系本願寺派としては淨土宗の六〇〇人、淨土系Ⅱ宗派としては、淨土真宗本願寺派と淨土真宗大谷派の各三〇〇人の合計六〇〇人で、全体で三〇〇〇人を抽出し、往復葉書で郵送した。

回収率(集計に有効なもの)は、密教系が三〇・五%(一八三人―天台八八、高野山三七、豊山五八)、禪系が二七・七%(二六六人―臨済二七、曹洞一三九)、日蓮系が二三三%(二三八人)、淨土系Ⅰが三六%(三二六人)、淨土系Ⅱが三三・八%(二〇三人―本願寺九七、大谷一〇六)で、全体としては三〇・二%、実数九〇六人の低率である⁽¹⁾。

被調査者の性別は、全体として、大部分が男性であり(九七・四%)、女性は一・七%、無解答が〇・九%であり、その年令は、全体で、五〇代を筆頭に(二六・九%)、六〇代(三六・〇%)、四〇代(二一・七

%)、三〇代(一一・〇%)、七〇代(七・四%)、無解答(二・八%)、二〇代(二・三%)、八〇代以上(一・七%)の順になっている。学歴は、全体で、大学卒が多く(七二・〇%)、高校卒(一九・〇%)、無解答(五・四%)、義務教育終了(三・五%)、未修学(〇・一%)の順になつてゐる。

被調査者の地方別は、全体で、関東(三三・七%)、近畿(二〇・八%)、東北(一八・四%)、中部(二三・二%)が中心で、中国、九州、北海道、無解答、四国の順になつておる、都市形態では、全体で、中小都市が過半数を占め(五七・七%)、郡部(二七・四%)、大都市(一一・五%)、無解答(三・四%)の順になつてゐる。また兼業の状態では、各宗派とも同じ傾向で、兼業のない人が五五・〇%、兼業のある人が三〇・七%、無解答一四・二%である。

調査項目は一〇項目からなりたつてゐるが、先の類型を直接質問項目に入れるのをできるだけ避け、より間接的なテーマを選んで、宗派意識を調べようとしている。というのは、直接的質問項目のときに「タテマエ」で解答されることを避けるためである。また各項目は、大別して、前述の宗派の宗教性の四つの特質、すなわち、宗教集団、教義、儀礼、宗教的指導者の個人的資質の各方面を挿入しようと努めているが、不完全なものに終始している。また今回は単純集計のみにとどまっている。

なお、この調査は昭和四七年九月に実施されたものである。

註

(1) 集計できなかつたものなかには、住所不明や被調査者の死亡、さらには拒否によつて戻ってきた数は、密教系三三(天台一、高野一六、

豊山六)、禪系七(臨濟四、曹洞三)、日蓮系一四、淨土系一五、淨土系II六(本願寺六、大谷〇)、であつた。

五、現代僧侶の宗派意識

(1) 宗派とその集団性

宗派のもつプラスの面とマイナスの面は、前述したところであるが、この二律背反する要素をもつ宗派も、今日まで曲折をへながら継続されているし、今日現に存在してゐる。表Iにみるように、各宗派ともほぼ半数以上が宗派の存在を「一長一短である」と受けとつてゐる(ただし日蓮系をのぞく)。注目すべき点の一つは、宗派を肯定的にとらえている(「役に立つてゐる」)ものが比較的多いのが日蓮系(三五・五%)と淨土系II(三五・〇%)で、他の宗派は、概して、同一の傾向を示してゐる。いうなれば、日蓮系と淨土系IIの宗派意識の強さを示しているといふことができる。第二の点は、宗派の存在を否定的にとらえている(「かえつて害になつてゐる」)ものの一番多いのも日蓮系で(一四・五%)、この宗派の内外集団に対する潜在的批判性・分離性を現わしているといえないのである。もしそれが認められるとすれば、日蓮系宗派はすぐれて宗派意識を現わしているとともによく継続しているといふことができる。

また表2は、各宗の今日おこなわれてゐる宗派振興運動⁽¹⁾とそれへの関心を示したもので、「知つてゐる」と答えた数とそのパーセント)、表3はその関心度を示してゐる。概して、「一隅を照す運動」(天台宗)が他宗にもよく知られており、他宗の振興運動については、淨土系IIが

表1 仏教宗派の存在 () 内はパーセント

宗派名	密教系	禪系	日蓮系	浄土系I	浄土系II	計
役立っている	62 (33.9)	40 (24.1)	49 (35.5)	62 (28.7)	71 (35.0)	284 (31.3)
一長一短である	98 (53.6)	97 (58.4)	66 (47.8)	124 (57.4)	113 (55.7)	498 (55.0)
かえって害になつてゐる	20 (11.0)	20 (12.0)	20 (14.5)	23 (10.6)	14 (6.9)	97 (10.7)
DK, NA	3 (1.6)	9 (5.4)	3 (2.2)	7 (3.2)	5 (2.5)	27 (3.0)
計	183 (100)	166 (100)	138 (100)	216 (100)	203 (100)	906 (100)

表2 宗派振興運動の関心(一) () 内はパーセント

宗派運動	密教系	禪系	日蓮系	浄土系I	浄土系II	計
一隅を照す運動	135 (73.8)	80 (48.2)	58 (42.0)	105 (48.6)	80 (39.4)	458 (50.6)
合掌運動	69 (37.7)	48 (28.9)	20 (14.5)	31 (14.4)	30 (14.8)	198 (21.9)
光明曼荼羅運動	71 (38.8)	7 (4.2)	9 (6.5)	14 (6.5)	3 (1.5)	104 (11.5)
おてつぎ運動	58 (31.7)	39 (23.5)	41 (29.7)	212 (98.1)	68 (33.5)	418 (46.1)
門信徒会運動	33 (18.0)	28 (16.9)	22 (16.0)	52 (24.1)	158 (77.8)	293 (32.3)
同朋会運動	31 (16.9)	27 (16.3)	35 (25.4)	72 (33.3)	192 (94.6)	357 (39.4)
花園会	18 (9.8)	50 (30.1)	18 (13.0)	25 (11.6)	16 (7.9)	127 (14.0)
三尊奉祀家庭化運動	18 (9.8)	140 (84.3)	2 (1.4)	12 (5.5)	7 (3.4)	179 (19.8)
護法統一信行運動	7 (3.8)	9 (5.4)	134 (97.1)	8 (3.7)	2 (1.0)	160 (17.7)
DK, NA	6 (3.3)	4 (2.4)	3 (2.2)	4 (1.9)	0 (0)	17 (1.9)
計	444 (242.6)	432 (260.2)	342 (247.8)	536 (248.1)	556 (273.9)	2311 (255.1)

表3 宗派振興運動の関心(二) () 内はパーセント

宗派名 個数	密教系	禪系	日蓮系	浄土系I	浄土系II	計
0	6 (3.3)	4 (2.4)	3 (2.2)	4 (1.9)	0 (0)	17 (1.9)
1	44 (24.0)	30 (18.1)	32 (23.2)	53 (24.5)	33 (16.3)	192 (21.2)
2	63 (34.4)	63 (38.0)	51 (37.0)	80 (37.0)	79 (38.9)	336 (37.1)
3	38 (20.8)	34 (20.1)	19 (13.8)	36 (16.7)	34 (16.7)	161 (17.8)
4	16 (8.7)	19 (11.4)	17 (12.3)	19 (8.8)	32 (15.8)	103 (11.4)
5	10 (5.5)	8 (4.8)	6 (4.3)	17 (7.9)	17 (8.4)	58 (6.4)
6	4 (2.2)	3 (1.8)	4 (2.9)	4 (1.9)	6 (3.0)	21 (2.3)
7	2 (1.1)	4 (2.4)	4 (2.9)	0 (0)	1 (0.5)	11 (1.2)
8	0 (0)	1 (0.6)	0 (0)	1 (0.5)	0 (0)	2 (0.2)
9	0 (0)	0 (0)	2 (1.4)	2 (0.9)	0 (0)	4 (0.4)
計	183 (100)	166 (100)	138 (100)	216 (100)	203 (100)	906 (100)

比較的関心が大きいことがわかる。宗派振興運動の今後については、表4に示されているが、各宗とも大半（七二・四%）が「大いにやるべきである」と意志表示をしており、それなりに宗派の存続を期待していると理解される。しかし、こういった運動を「やめるべきだ」とするものの一一番多いのが日蓮系である（四・三%）のは、その宗派的性格を如実に現わしているように思われる。

さらに、創価学会についての関心や受けとめ方が表5に表わされて

いる。創価学会はここで問題としている仏教諸派と、その形態や構造、さらには歴史も異なる在家教団であるが、諸宗派の他宗派觀をこの表から観ることができる。ここでも創価学会を「邪教である」とするものの一一番多いのは日蓮系であり（五八・七%）、「一つの立派な仏教である」と肯定するものも日蓮系に一割近くいる（九・四%）。また、肯定の一一番多い密教系（二三・七%）を排他性が比較的弱いとみ、浄土系（五・九%）を排他性が強いとみることがができるかも知えない。

表4 宗派振興運動の今後 () 内はパーセント

宗派名	密教系	禪系	日蓮系	浄土系I	浄土系II	計
大いにやるべきである	134 (73.2)	113 (68.1)	101 (73.2)	163 (75.5)	145 (71.4)	656 (72.4)
何もやらないよりはよい	34 (18.6)	39 (23.5)	28 (20.3)	36 (16.7)	45 (22.2)	182 (20.1)
やめるべきだ	5 (2.7)	3 (1.8)	6 (4.3)	5 (2.3)	6 (3.0)	25 (2.8)
DK・NA	10 (5.5)	11 (6.6)	3 (2.2)	12 (5.6)	7 (3.4)	43 (4.7)
計	183 (100)	166 (100)	138 (100)	216 (100)	203 (100)	906 (100)

(2) 宗派とその教義・儀礼

宗派をその教義や儀礼の点からみたばあいに、宗派意識がどのように現われるかどうかが、ここでテーマである。質問項目としては、靈魂の有無について、僧侶の「肉食妻帯」について、交通安全の「お守り」について、最後に、自殺についてが問われている。

靈魂の有無については、仏教は無の「タテマエ」をとつてきた。しかし、インド、中国、日本と仏教が展開するうちに、教義的にも儀礼

表5 創価学会について () 内はパーセント

宗派名	密教系	禪系	日蓮系	浄土系I	浄土系II	計
邪教である	67 (36.6)	49 (29.5)	81 (58.7)	76 (35.2)	75 (37.0)	348 (38.4)
少なくとも仏教ではない	78 (42.6)	92 (55.4)	38 (27.5)	120 (55.6)	108 (53.2)	436 (48.1)
一つの立派な仏教である	25 (13.7)	16 (9.6)	13 (9.4)	14 (6.5)	12 (5.9)	80 (8.8)
DK・NA	13 (7.1)	9 (5.4)	6 (4.3)	6 (2.8)	8 (3.9)	42 (4.6)
計	183 (100)	166 (100)	138 (100)	216 (100)	203 (100)	906 (100)

表6 靈魂の存在 () 内はパーセント

宗派名	密教系	禪系	日蓮系	浄土系I	浄土系II	計
存在する	117 (64.0)	84 (50.6)	121 (87.7)	128 (59.3)	52 (25.6)	502 (55.4)
存在しない	18 (9.8)	25 (15.1)	4 (2.9)	17 (7.9)	68 (33.5)	132 (14.6)
どちらともいえない	43 (23.5)	51 (30.7)	12 (8.7)	60 (27.8)	71 (35.0)	237 (26.2)
DK・NA	5 (2.7)	6 (3.6)	1 (0.7)	11 (5.1)	12 (5.9)	35 (3.9)
計	183 (100)	166 (100)	138 (100)	216 (100)	203 (100)	906 (100)

表7 僧侶の肉食妻帯 () はパーセント

宗派名	密教系	禪系	日蓮系	浄土系I	浄土系II	計
よい	101 (55.2)	87 (52.4)	89 (64.5)	138 (63.9)	159 (78.3)	574 (63.4)
よいとは思わないがいたし方ない	69 (37.7)	67 (40.4)	36 (26.1)	68 (31.5)	33 (16.3)	273 (30.1)
やめるべきだ	10 (5.5)	9 (5.4)	13 (9.4)	4 (1.9)	3 (1.5)	39 (4.3)
DK・NA	3 (1.6)	3 (1.8)	0 (0)	6 (2.8)	8 (3.9)	20 (2.2)
計	183 (100)	166 (100)	138 (100)	216 (100)	203 (100)	906 (100)

的にも、密教や淨土思想がかかわりをもつ要素をもつていて、土着信仰と仏教の融合の上からも無視できない課題であった。わが国における仏教（創唱宗教）が土着化するためには国有の靈魂觀や祖先崇拜という民族信仰に接点を求めざるを得なかつたし、その典型が密教系宗派や日蓮系宗派であった。このことは、表6にもよく現われている。ここで注目しなくてはならない点の第一は、日蓮系と浄土系IIに、とくに宗派意識がよく現われている。日蓮系は靈魂の存在を認めるもの

が一番多く（八七・七%）、浄土系Ⅱは逆に一番少くなっている（二五・六%）。その第二は、概して、密教系、禪系、浄土系Ⅰがほぼ同様な意識構造を示していることである。

日本佛教史上、僧侶の「肉食妻帯」を主張し実践してきたのは浄土系Ⅱ宗派であるが、明治以来、政治権力によって与えられた僧侶の「肉食妻帯勝手たるべし」の通達は、各宗において主体的変革の過程をへることなしに「普通」のこととなり、出家教団は崩壊し、在家教団化して今日に至っている。表7にみられる限りにおいて、浄土系Ⅱを除き、各宗派の「タテマエ」が意識上にも崩れつつある。「肉食妻帯」を「やめるべきだ」と主張するなかで日蓮系が一番多い（九・四%）のと、後に述べる僧侶の聖性（あるいは祈祷する僧侶の聖性）との関連があるよう思われる。また、他の意味で、「よいとは思わないがいたし方ない」（タテマエ）を放棄して現実を肯定しているの項で禪系が一番多い（四〇・四%）のも宗派的現実がでているとみるべきであろう。全体的にみたばい、密教系、禪系が同じ意識構造を示し、浄土系Ⅱが宗派意識をよく現わしている。⁽⁵⁾

次に、儀礼によって聖化されるものに対する考え方や見方を尋ねたものが表8である。「お守」は聖なるものか、それとも呪物か、あるいは単なる気休めのものかについて、僧侶の意識を調査したもので、種々の特質や問題がみられる。概して、日蓮系と浄土系Ⅱが宗派意識を現わしているが、密教系の「持つていれば必ずご利益がある」項の三七・七%がいさか理解に苦しむ。⁽⁶⁾おおむね、密教系、禪系、浄土系Ⅰの傾向が似ている。靈魂の有無についての質問でも同様であった

が、日蓮系宗派の僧侶の意識がすんで密教化していることを指摘しておかなくてはならない。

最後に、自殺については、表9に示されるように、宗派間の差はあるまいみられない。⁽⁷⁾

(3) 宗派と宗教的指導者のパーセンティ

自分自身の宗教のあり方や、僧侶に必要なもの、あるいは、僧侶の使命などを質問項目として、それらのなかに、所属宗派の宗祖や代表

表8 交通安全のお守り () はパーセント						
宗派名	密教系	禪系	日蓮系	浄土系Ⅰ	浄土系Ⅱ	計
持つていれば必ずご利益がある	69 (37.7)	53 (31.9)	74 (53.6)	44 (20.4)	5 (2.5)	245 (27.0)
気休めになる	97 (5.3)	91 (54.8)	53 (38.4)	137 (63.4)	42 (20.7)	420 (46.4)
まったく信じられない	7 (3.8)	16 (9.6)	5 (3.6)	29 (13.4)	152 (74.9)	209 (23.1)
DK・NA	10 (5.5)	6 (3.6)	6 (4.3)	6 (2.8)	4 (2.0)	32 (3.5)
計	183 (100)	166 (100)	138 (100)	216 (100)	203 (100)	906 (100)

表9 自殺について () はパーセント						
宗派名	密教系	禪系	日蓮系	浄土系Ⅰ	浄土系Ⅱ	計
絶対にすべきでない	113 (61.7)	112 (67.5)	93 (67.4)	157 (72.7)	120 (59.1)	595 (65.6)
すべきでないがやむをえないこともある	42 (23.0)	35 (21.1)	33 (24.0)	37 (17.1)	47 (23.2)	194 (21.4)
個人の問題で他人のとやかくいふべきことでない	23 (12.6)	17 (10.2)	11 (8.0)	18 (8.3)	31 (15.3)	100 (11.0)
DK・NA	5 (2.7)	2 (1.2)	1 (0.7)	4 (1.9)	5 (2.5)	17 (1.9)
計	183 (100)	166 (100)	138 (100)	216 (100)	203 (100)	906 (100)

表10 自分の宗教の性格 () はパーセント

宗派名	密教系	禪系	日蓮系	浄土系I	浄土系II	計
理数的	50 (27.3)	22 (13.3)	22 (15.9)	19 (8.8)	49 (24.1)	162 (17.9)
情信的	52 (28.4)	44 (26.5)	53 (38.4)	88 (40.7)	80 (39.4)	317 (35.0)
意美的	70 (38.3)	91 (54.8)	50 (36.2)	96 (44.4)	63 (31.0)	370 (40.8)
DK・NA	11 (6.0)	9 (5.4)	13 (9.4)	13 (6.1)	11 (5.4)	57 (6.3)
計	183 (100)	166 (100)	138 (100)	216 (100)	203 (100)	906 (100)

表11 僧侶に必要なもの () はパーセント

宗派名	密教系	禪系	日蓮系	浄土系I	浄土系II	計
厳しい行と持戒	24 (13.1)	32 (19.3)	22 (16.0)	21 (9.7)	4 (2.0)	103 (11.4)
堅固な信仰	81 (44.3)	78 (47.0)	79 (57.2)	115 (53.2)	154 (75.9)	507 (56.0)
積極的な社会活動	76 (41.5)	49 (29.5)	31 (22.5)	70 (32.4)	38 (18.7)	264 (29.1)
DK・NA	2 (1.1)	7 (4.2)	6 (4.3)	10 (4.6)	7 (3.4)	32 (3.5)
計	183 (100)	166 (100)	138 (100)	216 (100)	203 (100)	906 (100)

表12 僧侶の使命 () はパーセント

宗派名	密教系	禪系	日蓮系	浄土系I	浄土系II	計
布教を通しての衆生の救済である	107 (58.5)	96 (57.8)	101 (73.2)	121 (56.0)	155 (76.4)	580 (64.0)
儀礼を通しての衆生の救済である	13 (7.1)	28 (16.9)	10 (7.2)	22 (10.2)	8 (3.9)	81 (8.9)
現実の問題解決としての社会福祉事業を通しての衆生の救済である	54 (29.5)	37 (22.3)	24 (17.4)	57 (26.4)	29 (14.2)	201 (22.2)
DK・NA	9 (4.9)	5 (3.0)	3 (2.2)	16 (7.4)	11 (5.4)	44 (4.9)
計	183 (100)	166 (100)	138 (100)	216 (100)	203 (100)	906 (100)

各宗ともその原型を現わしているとみるべきで、それぞれの宗派意識を示していると思われる。理性的・教学的、情緒的・信仰的、意志的・実践的を三つの軸にして図解してみると、おおむね、密教系、禪系、浄土系Iが一つの型をつくり、日蓮系と浄土系IIが他の型をつくっている。浄土系Iにみられる「意志的・実践的」項のかなり多い(四四・四%)のが注意を引くが、その理由の一つに、称名念佛の「自力性」や他力における主体性の強調を頭現しているとみることができないであろうか。また、浄土系IIの「意志的・実践的」項の三一%を、どのように理解すればよいだろうか。

表10は、「ご自身の宗教の性格をどのようにあればよいと思いますか。」という質問の解答を集計したものである。⁸⁾ここで粗いは、理性的・教学的な密教系宗派、情緒的・信仰的な日蓮系、淨土系I、淨土系IIの各宗派、意志的・実践的な禪系宗派という理念型を想定しての質問であった。結果は必ずしも予想通りではなかつたが、概して、的な宗教的指導者のベースナリティの継続の有無を調べようとしている。

次に、今日の僧侶がどのような僧侶を志向しているかの質問を集計したものが表11である。全体では、「厳しい行と持戒」のような聖的資質を求めておらず(一一・四%)、「堅固な信仰」が過半数を占め(五六・〇%)、「積極的社会活動」が統いている(二九・一%)。しかし、宗派別にみると、各宗派ともそれぞれの宗派的特質を残しており、「厳しい行と持戒」では禪系の一九・三%、「堅固な信仰」では浄土系IIの七五・九%、日蓮系の五七・二%、「積極的な社会活動」では密教系の四一・

五%、浄土系Ⅰの三三・四%などが上位である)、なかでも、禪系、日蓮系、淨土系Ⅰ、淨土系Ⅱにそれぞれ宗派意識が顕著である。

最後に、僧侶の使命についての質問であるが、これは先の問を一部入れ替えて、堅固な信仰で「布教」、厳しい行や持戒で「儀礼」、積極的な社会活動で「社会福祉事業」として照準を合わせ、対照・比較してみるとよい。表12でいえることは、全体的には上と同様であるが、宗派別では僧侶の使命が「布教」「社会福祉事業」「儀礼」の順になつている密教系、禪系、淨土系Ⅰと、順序が同じでも「布教」が多く、「儀礼」の少くない日蓮系と淨土系Ⅱの意識の類似性に注目しなくてはならない。また、「社会福祉事業」に関する意識としては、それに対する宗祖や宗派の歴史や姿勢や近代以後における各宗の実績、また、現在福祉事業を行なっているかどうかなどともかかわっていると思われる。ここでも、禪系と淨土系Ⅰの類似性を指摘することができる。⁽¹⁰⁾

註

(1) 社会変動が激しく感じられるようになってきた昭年三五、六年を境にして、伝統的仏教宗派は、教団の近代化・現代化、寺づくり、檀信徒への布教・教化(人づくり)、社会教化、新興宗教対策、青少年対策、信仰の個人化の推進などを志向して、競つて運動を展開した。なかでも、同朋会の運動(浄土真宗大谷派)や門信徒会運動(浄土真宗本願寺派)がそのバイオニア的役割をはたしてきたが、念のために、本稿で取扱っている宗派名を示すと、一隅を照す運動は天台宗、合掌運動は高野山真言宗、光明曼荼羅運動は真言宗豊山派、おてつぎ運動は浄土宗、花園会は臨濟宗妙心寺派、三尊仏奉祀・家庭教化運動は曹洞宗、護法統一信行運動は日蓮宗となつてゐる。とくに、おてつぎ運動の調査研究は、われわれの一連の共同研究の一環として、「明

日への教団を考える—おてつぎ運動の調査から—』一九六九年をはじめ、拙稿「『おてつぎ』運動の教団史的研究」、藤井正雄「『おてつぎ運動』と教団再編成の問題点」、拙稿「『おてつぎ』運動と信行奉仕団」「仏教論叢」一三・一四・一五号を参照されたい。また、丸山照雄「教団とは何か」伝統と現代社、一九七二年には、とくに同朋会の運動を中心に宗派振興運動論を論究している。

(2) 昭和四六年の学生の宗派意識調査と同一の質問で、その結果は、密教系(この場合は天台宗所屬学生と真言宗豊山派、智山派所屬学生)と淨土系Ⅰは、それぞれ「邪教である」二六・二%、二五・九%、と淨土系Ⅱは、「少なくとも仏教ではない」四八・一%、三九・五%、「一つの立派な仏教である」一三・六%、二一・〇%、「無解答」一一・九%、一三・六%となつており、僧侶よりも排他性が弱くなつてゐる点に注目してもらいたい。

(3) 歴史的にも教義的にも同質あるいは同系統(または同一範疇)であるが故にその対立も激しく厳しいことは、洋の東西を問わず、セクトのもの特質であり、日共と反代々木派の関係なども同質である。たとえば、堀米庸三『正統と異端—ヨーロッパ精神の底流』中公新書、一九六四年を参照されたし。

(4) このような視点からのアプローチは中村康隆教授も指摘しておられたが、仏教が日本の宗教へ土着化する過程で、靈魂や「家」とかかわつてゐる祖先崇拜との融合あるいは内包化を進めざるをえなかつた。この点については、たとえば、『定本柳田国男集』第一〇巻、『祖先の話』筑摩書房、一九六二年や堀一郎『我が国民間信仰史の研究』(一)、創元社、一九五五年、一九五三年、大林太良『葬制の起源』角川書店、一九六五年、井之口章次『日本の葬式』早川書房、一九六五年、前田卓『祖先崇拜の研究』青山書院、一九六七年、高取正男・橋本峰雄『宗教以前』日本放送出版協会、一九六八年、松崎可定『仏教的靈魂論序説』『仏教論叢』一二号、一九六八年、諸戸素純『祖先崇拜の宗教学的研究』山喜房仏書林、一九七二年、などを参照されたい。

(5) 丸山照雄氏が『教団とは何か』のなかで、浄土系宗派を「真宗教

團における宗門意識には、近代的な自覺なり伝統的宗門意識と呼ばれるもの。いいかえるならばイデオロギー的自覺以前の意識に、その特徴をみとめることができるのではないか。それは何かというならば同族的・血縁的共同体の自覺であり、その自覺を表皮のごとくおおつてするのが信仰とその教義にもとづく宗門意識ではないかとみられる。われわれが真宗教團の人々と直接して驚くことは強い宗門意識であり、これは防衛的警戒心が先だっているのではないかと思うほどの固い壁を思わせるものがある。また仏教学等の研究論文においてさえ、常に自己の教團の信仰の立場に帰着せしめねばおかぬ強引きをしばしばみみることができるのは、一般的な宗門意識なり宗教思想のもちかたの問題とは考えられない。それは信仰または思想的自覺からではなく、同族防衛の情念として流露しているものと判断した方が正しいのではないだろうか。」(一六一七頁)とその血縁性・同族性からの宗派意識の指摘である。

(6) お守や護符・御札などはいづれも現世利益を目的として祈禱師や山伏などによつてつくられた超自然的力を持つとされるものであるが、とくに密教系宗派とは切り離せないはずのものである。昭和四六年の学生の宗派意識の調査に「加持祈禱」についての調査項目があつたが、それにはかなりの宗派意識がでていた(『仏教論叢』一六号、参照)。

文部省宗務局『守り・札類の調査』一九三九年を参照されだし。
(7) 自殺については、たとえば E. Durkheim, *Le suicide : étude de sociologie*, 1897 (飛沢謙一・鈴木宗志訳『自殺論』宝文館、一九三二年) をはじめ、稻岡貞我「仏教と自殺の問題」『仏教大學研究紀要』三五、一九五八年、稻岡順雄「日本における宗教と自殺の問題」『花園禪学研究』四九、一九五九年、菅原大着「仏教に於ける自殺の問題」『大谷學報』三八一四、一九五九年、また、今日の大学生の自殺についての意識調査は、拙稿「現代大学生の思索と行動(一)宗教意識(調査)からのアプローチ」『淑德短大学報』八号、一九六九年

(8) この質問は正面からのもの、つまり「タテマエ」からのものになつてゐる。

(9) 近年、日本佛教の社会福祉事業についての業績は多いが、たとえば、谷山恵林『日本社会事業史』大東出版社、一九五〇年、吉田久一『日本近代佛教社会史研究』吉川弘文館、一九六四年、守屋茂『佛教社会事業の研究』法藏館、一九七一年、などがあり、渡辺海旭、矢吹慶輝、長谷川良信などの先師の全盛期に淨土宗は「社会事業宗」といわれるほどであった。いささか古い資料であるが、佛教徒社会事業研究会編『佛教社会事業大観』一九一七年、二頁には、「第一に事業の総数を見る、現今事業數約三百八十七、是が宗派別を見るに天台七、真言一〇、淨土三三、禪二六、真六五、日蓮一五、其他諸派五、各宗協同二〇一、通佛教三六の色別を得べし。：」とある。また次のものも参照されたし。『曹洞宗寺院教化実態調査報告書』駒沢大学曹洞宗教化研修所、一九六八年、『宗教法人の行なう事業調査報告書』文化庁、一九七〇年。

(10) この調査のばあい、禪系宗派の被調査者は曹洞宗が多かつたので、その結果から、次のような浄土系と臨済宗系の人たちの発言を参考することはいさか不都合はあるが、「禪と念佛」についての近代より現代における新らたな認識をすることができるため、次のものを記しておく。鈴木大拙『禪と念佛の心理学的基礎』大東出版社、一九三五年、森本省念「禪界の現状とその問題(臨済宗)」『講座禪』第八卷、筑摩書房、山田無文・大原性実『禪と念佛』潮文社、一九七二年、藤吉慈海『禪と念佛との間』春秋社、一九七二年。藤吉教授は上掲書で、「私は、絶対の他力というものが、絶対の自力となつて無碍自在に働きうるようにならねばならぬと思います。」(二五七頁)「私は、あえて禪と念佛の新しい形はどういうものでなければならぬかについて、次のように考えています。それは、自分の信仰や行道において批判的精神が欠けてはならないということである。自己の宗教的

実践が本当に宗教的な境涯を深めているかどうかということに対する
厳しい自己批判を、常にもつていなければならぬということである。
（二五九頁）と述べておられる。

六、むすび

日本仏教の鎮護国家的性質のなかで、また檀家制度という国家的制
度の下で、仏教宗派もセクト的なものからチャーチ的性質を多く帶び
て、今日に至っている。現代の新宗教が、おもに、デノミネーション
的形態をとっているのと対照的である。

この調査結果からいえることは、今日の僧侶の意識構造のなかに、
依然として、宗派的特質がみられ、なかでも、日蓮系宗派と浄土系Ⅰ
宗派が顕著である。とりわけ、日蓮系宗派の意識のなかに密教化が指
摘される。これが第一の特色である。第二の特色としては、密教系宗
派、禪系宗派、浄土系Ⅰ宗派の意識構造は、特殊なばかりを除いて、
ほぼ同質のものがみられることがある。この意味では、これら後者の

グループの宗派意識の相対化・稀薄化をその特徴として指摘すること
ができる（もちろん浄土系Ⅰは宗派の相対化をその特色とする）。なかでも
とくに注目したいことは、禪系宗派と浄土系Ⅰ宗派の類似性・同質性
である。

僧侶の宗派意識を全体からみると、日本仏教の今日の荷い手の意識
は、大別して、密教化か浄土教化に二分されるということである。い
うまでもなく、現実形態はそれらの混合形態である。

また、全体として、宗派を解体し、統一教団へ志向しているような
要素は、現時点ではほとんどみられないのが実状である。

付記

この調査は数多くの方々の協力の上に達成されました。被調査者各位に
御礼を申し上げますとともに、調査の準備や集計にお手伝いいただきまし
た長谷川宜丈、竹中信哉、鷺見定信、後藤洋文、兼子正真、益田和代など
の各氏に感謝の意を表します。

編集後記

○淨土開宗八百年を明年に迎え、各方面にわたつて慶讃の諸行事が計画・実行され、宗門全體に盛り上りつつある今日、淨土宗學人の研究を「佛教論叢」とともに「佛教文化研究」第十九号として刊行し得たことを心から喜びたい。

○本誌の刊行が、社会の耳目を集める慶讃・報恩の記念事業の如き華やかさはないにしても、宗門人の地道な研究の成果として、宗内は勿論世に公表されて学界を裨益し、更にはそれが現代社会における新しい精神文化となつていくことを思うとき、そのもつ意義は極めて大なるものといわなければならぬ。

○本誌は、教学院の助成研究が終了したものを中心に掲載したもので、いずれも共同研究として二年間にわたつて研究費の助成をうけられたものである。お寄せ頂いた論文、時代的には中世より現代に及び、内容的にも思想・教団史・意識調査とバラエティーにとみ、それぞれ持ち味を十分出されたご労作である。ご多忙の中でご執筆頂いた諸先生に厚くお礼申し上げる次第である。

(S・N)

佛教文化研究

第19号

昭和48年3月23日 印刷

昭和48年3月30日 発行

編集者　　浄土宗教学院研究所
京都市東山区林下町淨土宗宗務庁内

印刷所　　合同印刷株式会社
京都市下京区猪熊通梅小路上ル

発行所　　浄土宗教学院研究所

STUDIES IN BUDDHISM
AND
BUDDHIST CIVILIZATION

(BUKKYÔ BUNKA KENKYŪ)

No. 19. March 1973

Published by

THE INSTITUTE OF DOCTRINAL STUDIES
THE PURE LAND SECT
(JODOSHU-KYOGAKUIN-KENKYUSHO)
~ KYOTO, JAPAN ~

STUDIES IN BUDDHISM AND BUDDHIST CIVILIZATION
(BUKKYŌ BUNKA KENKYŪ)

Number 19

CONTENTS

Historical Consideration of the Problems on Observance of the Commandments of St. Hōnen	Zenshin Santa	1
A Study on the Documents of the Hōnenin Temple Specially on the Period of Ninchō	Ryotetsu Utaka	15
The Chionin Temple and Its Branch Temples in kyoto during the First Period of the Modern Age and the Latter Period of the Middle Ages	Shinko Nakai	33
Religious Experience of Ippen	Tesshō Kondo	46
A Study of Investigations on Sectarian Consciousness	Hiromichi Serikawa	62